

令和5年度第1回亀岡市地域密着型サービス運営委員会
及び亀岡市地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和5年9月28日(木)
午後1時30分～
場 所 別館3階会議室

次 第

1 開会

2 連絡・報告事項

(1) 地域密着型サービス・地域包括支援センター及び運営協議会の役割について

(2) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について

資料1

(3) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 亀岡市地域包括支援センター令和4年度実績報告及び
令和5年度活動計画について

資料2-1

資料2-2

基礎資料1

イ 亀岡市地域包括支援センター令和4年度収支決算及び
令和5年度収支予算について

資料3

基礎資料2

(4) その他

3 閉会

亀岡市地域密着型サービス運営委員会 及び
 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

委員名簿

令和5年4月1日～令和6年6月30日

	団体名他	氏名（敬称略）	備考
1	①学識経験者 佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司	会長
2	②保健、医療及び 福祉関係者 亀岡市医師会 副会長	うえき たかのり 植木 孝宜	
3	②保健、医療及び 福祉関係者 亀岡市薬剤師会 代表	にしがみ のりこ 西上 敬子	
4	②保健、医療及び 福祉関係者 亀岡市歯科医師会 会長	おぎの しげる 荻野 茂	
5	②保健、医療及び 福祉関係者 京都府南丹保健所 企画調整課長	しょうだ あきひこ 庄田 昭彦	新規
6	②保健、医療及び 福祉関係者 亀岡市社会福祉協議会 事務局長	たかはし よこ 高橋 依子	
7	③介護保険サービス事業者 及び居宅介護支援事業者 亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	にしやま きくこ 西山 貴久子	新規
8	③介護保険サービス事業者 及び居宅介護支援事業者 亀岡市ヘルパー部会 会長	さきもと てるまさ 蘭本 晃正	新規
9	④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者 第1号被保険者	たけがみ あつこ 竹上 淳子	
10	④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者 第2号被保険者	うえだ けん 上田 賢	
11	⑤その他本会で必要と 認められる者 井上合同事務所 司法書士	うえだ くみこ 上田 具美子	副会長
12	⑤その他本会で必要と 認められる者 亀岡市自治会連合会 幹事	おおがま しげかず 大釜 茂和	新規
13	⑤その他本会で必要と 認められる者 亀岡市老人クラブ連合会 副会長	いずた とうきちろう 伊豆田 藤吉郎	
14	⑤その他本会で必要と 認められる者 亀岡市民生委員児童委員協議会 副会長	もりなが まさゆき 森永 正幸	
15	⑤その他本会で必要と 認められる者 特定非営利活動法人 NPO亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが まや 友永 まや	

①学識経験者

②保健、医療及び福祉関係者

③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者

④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者

⑤その他本会で必要と認められる者

亀岡市地域密着型サービス事業者等の 指定・指導について

亀岡市指定地域密着型サービス事業者（区域内指定）

令和5年8月31日現在

<小規模多機能居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2691600015	すずらん	社会福祉法人 友愛会	理事長 前渕 功	621- 0806	亀岡市余部町中条17番地	小早川 広恵	H19.4.1	H31.4.1 ~ R7.3.31	更新
2	2691600023	篠まごころホーム	医療法人 清仁会	理事長 清水 史記	621- 0834	亀岡市篠町広田1丁目31番20号	小田 登美子	H19.4.16	H31.4.16 ~ R7.4.15	更新
3	2691600031	あゆみの家	社会福祉法人 倣囊会	理事長 井内 邦典	621- 0826	亀岡市篠町篠下中筋44番地5	千坂 友里	H23.6.1	R5.6.1 ~ R11.5.31	更新
4	2691600049	亀岡陽風荘	株式会社 ピュアロージュ	代表取締役 久保 幸司	621- 0254	亀岡市本梅町東加舎九日田9-6	浅井 康成	H21.4.20	R3.4.20 ~ R9.4.19	更新
5	2691600072	小規模多機能ホーム 亀岡清泉荘	ケアコミュニティ 株式会社	代表取締役 松野 修典	621- 0022	亀岡市曾我部町南条下河原8番	松野 修典	H25.8.20	R1.8.20 ~ R7.8.19	更新
6	2691600098	しんまち小規模多機能 ホーム	医療法人 亀岡病院	理事長 福島 達夫	621- 0865	亀岡市新町15番地	三澤 周平	H27.5.20	R3.5.20 ~ R9.5.19	更新
7	2691600114	小規模多機能ホーム 三愛の里うつね	株式会社 康生会	代表取締役 西垣 久敬	621- 0801	亀岡市宇津根町土井ノ内48番地1	山本 妙美	H29.2.22	R5.2.22 ~ R11.2.21	更新

<認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2671600233	グループホーム 三愛の里	株式会社 康生会	代表取締役 西垣 久敬	621- 0002	亀岡市千歳町千歳白髭17番地	元嶋 辰也	H14.3.20	R3.3.20 ~ R9.3.19	更新
2	2671600258	洛和グループホーム 亀岡千代川	社会福祉法人 洛和福祉会	理事長 矢野 一郎	621- 0043	亀岡市千代川町小林北ン田13-29	川合 敏未	H14.4.24	R2.4.24 ~ R8.4.23	更新
3	2691600015	すずらん	社会福祉法人 友愛会	理事長 前渕 功	621- 0806	亀岡市余部町中条17番地	小早川 広恵	H19.4.1	H31.4.1 ~ R7.3.31	更新
4	2691600023	グループホーム つつじの家	医療法人 清仁会	理事長 清水 史記	621- 0834	亀岡市篠町広田1丁目31番20号	吉本 剛	H19.4.16	H31.4.16 ~ R7.4.15	更新
5	2691600031	あゆみの家	社会福祉法人 倣囊会	理事長 井内 邦典	621- 0826	亀岡市篠町篠下中筋44番地5	千坂 友里	H23.6.1	R5.6.1 ~ R11.5.31	更新

亀岡市指定地域密着型サービス事業者（区域内指定）

令和5年8月31日現在

6	2691600049	グループホーム 亀岡陽風荘	株式会社 ピュアロージュ	代表取締役 久保 幸司	621- 0254	亀岡市本梅町東加舎九日 田9-6	浅井 康成	H21.4.20	R3.4.20 ~ R9.4.19	更新
7	2691600072	グループホーム 亀岡清泉荘	ケアコミュニテイ 株式会社	代表取締役 松野 修典	621- 0022	亀岡市曾我部町南条下河 原8番	松野 修典	H25.8.20	R1.8.20 ~ R7.8.19	更新
8	2691600106	けやきグループホーム	医療法人 亀岡病院	理事長 福島 達夫	621- 0804	亀岡市追分町八ノ坪4 3 -8	北崎 康宏	H27.5.20	R3.5.20 ~ R9.5.19	更新
9	2691600114	グループホーム 三愛の里うつね	株式会社 康生会	代表取締役 西垣 久敬	621- 0801	亀岡市宇津根町土井ノ内 4 8 番地 1	吉田 勝幸	H29.2.22	R5.2.22 ~ R11.2.21	更新

<地域密着型通所介護>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2671600043	亀岡園デイサービスセ ンター	社会福祉法人 利生会	理事長 細川 美津子	621- 0007	亀岡市河原林町河原尻上 砂股100	細川 景子	H12.4.1	R2.4.1 ~ R8.3.31	更新
2	2671600472	あおばデイサービスセ ンター	株式会社 あおば コーポレーション	代表取締役 山下 恭史	621- 0814	亀岡市三宅町2丁目 1 0-5	秋田 新一郎	H24.4.1	H30.4.1 ~ R6.3.31	更新
3	2671600563	リハビリデイサービス いろは	株式会社 Grant	代表取締役 服部 博幸	621- 0008	亀岡市馬路町流川10番 地2	野村 宇	H28.1.4	R4.1.4 ~ R10.1.3	更新
4	2691600122	あおぞらリハビリデイ サービスセンター	株式会社 菱田鍼灸整骨院	代表取締役 菱田 幹也	621- 0841	亀岡市西つつじヶ丘五月 台1丁目24-1	川村 剛史	R5.7.1	R5.7.1 ~ R11.6.30	新規

<認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2691600080	ほっとルームあゆみ	社会福祉法人 倣裏会	理事長 井内 邦典	621- 0826	亀岡市篠町篠下中筋4 3 番地3	河合 武志	H26.4.1	R2.4.1 ~ R8.3.31	更新

<地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2691600031	地域密着型特別養護老 人ホームあゆみ	社会福祉法人 倣裏会	理事長 井内 邦典	621- 0826	亀岡市篠町篠下中筋4 3 番地3	荻原 理	R3.6.8	R3.6.8 ~ R9.6.7	新規

亀岡市指定地域密着型サービス事業者（区域外指定）

令和5年8月31日現在

No.	事業者番号	事業所名	法人名	〒	事業所所在地	指定年月日	許可期間	区分	
1	2770902241	デイセンターとんがり帽子	社会福祉法人 緑風会	569-1002	大阪府高槻市大字田能小字畑子谷15番地1	H17.4.1	R5.4.1 ~ R11.3.31	更新	地域密着型通所介護
2	2670300868	リハビリデイサービス nagomi 京都二条	株式会社 東山	604-8874	京都市中京区壬生天池町26-3	H25.3.1	H31.3.1 ~ R7.2.28	更新	地域密着型通所介護
3	2673400129	NISリハトレセンター	有限会社 望月	629-0141	南丹市八木町八木西町裏52-1	H26.4.1	R2.4.1 ~ R8.3.31	更新	地域密着型通所介護

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2601600014	亀岡市つつじヶ丘地域包括支援センター	医療法人 清仁会	理事長 清水 史記	621-0843	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目16番3号	岡本 寛美	H18.4.1	H30.4.1 ~ R6.3.31	更新
2	2601600022	亀岡市亀岡地域包括支援センター	医療法人 亀岡病院	理事長 福島 達夫	621-0866	亀岡市旅籠町29番地	前川 誠	H18.4.1	H30.4.1 ~ R6.3.31	更新
3	2601600030	亀岡市篠地域包括支援センター	社会福祉法人 倣襄会	理事長 井内 邦典	621-0826	亀岡市篠町篠下中筋45番地3	秦 美也子	H18.4.1	H30.4.1 ~ R6.3.31	更新
4	2601600048	亀岡市西部地域包括支援センター	社会福祉法人 友愛会	理事長 前渊 功	621-0251	亀岡市本梅町平松ナベ倉12	内藤 久美子	H24.4.1	H30.4.1 ~ R6.3.31	更新
5	2601600055	亀岡市川東地域包括支援センター	社会福祉法人 利生会	理事長 細川 美津子	621-0007	亀岡市河原林町河原尻上砂股100	木内 沙織	H24.4.1	H30.4.1 ~ R6.3.31	更新
6	2601600071	亀岡市南部地域包括支援センター	医療法人 睦会	理事長 西本 雅彦	621-0028	亀岡市曾我部町西条下檀ノ上3-1 コーポ光1階1022階205	西村 勇人	H30.4.1	H30.4.1 ~ R6.3.31	更新
7	2601600089	亀岡市中部地域包括支援センター	社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会	会長 木村 好孝	621-0806	亀岡市余部町宝久保1番地の1	清水 真弥	R3.4.1	R3.4.1 ~ R9.3.31	新規

亀岡市指定地域密着型サービス事業者等の運営指導計画表

認知症対応型共同生活介護事業所

事業所名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
株式会社 康生会	G H三愛の里		H31. 3. 7				R4. 12. 8	
社会福祉法人 洛和福祉会	洛和G H亀岡千代川		H30. 3. 12		○中止	R3. 9. 7		
社会福祉法人 友愛会	すずらん		H30. 2. 9		○中止	R3. 11. 22		
医療法人 清仁会	G Hつつじの家		H31. 2. 27			R3. 12. 14		
株式会社 ビュアロージュ	G H亀岡陽風荘	H29. 2. 15			R2. 2. 14			○
社会福祉法人 倣襲会	あゆみの家		H31. 3. 11				R4. 9. 16	
ケアコミュニティ株式会社	G H亀岡清泉荘		H30. 2. 26		○中止	R3. 10. 11		
医療法人 亀岡病院	けやきグループホーム	H29. 2. 9			R2. 2. 7			R5. 6. 29
有限会社 康生会	G H三愛の里うつね	H29. 2. 22指定	H30. 3. 8		R2. 12. 16			

小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉法人 友愛会	すずらん		H30. 2. 9		○中止	R3. 11. 22		
医療法人 清仁会	篠まごころホーム		H31. 2. 27			R3. 12. 14		
株式会社 ビュアロージュ	亀岡陽風荘	H29. 2. 15			R2. 2. 14			○
社会福祉法人 倣襲会	あゆみの家		H31. 3. 11				R4. 9. 16	
ケアコミュニティ株式会社	亀岡清泉荘		H30. 2. 26		○中止	R3. 10. 11		
医療法人 亀岡病院	しんまち小規模多機能ホーム	H29. 2. 9			R2. 2. 7			R5. 7. 6
有限会社 康生会	小規模多機能ホーム三愛の里うつね	H29. 2. 22指定	H30. 3. 8		R2. 12. 16			

※は営利法人の監査を同時に実施

認知症対応型通所介護事業所

事業所名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉法人 倣襲会	ほっとルームあゆみ		H31. 3. 11				R4. 9. 16	

地域密着型通所介護事業所(平成27年度までは京都府)

事業所名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
株式会社 あおぼコーポレーション	あおぼデイサービスセンター		H30. 1. 26		○中止	R4. 1. 26		
株式会社 Grant	リハビリデイサービスいろは	H28. 12. 22			R2. 2. 12			R5. 8. 24
社会福祉法人 利生会	亀岡園デイサービスセンター		H30. 12. 13				R4. 7. 25	
株式会社 菱田鍼灸整骨院	あおぞらリハビリデイサービスセンター							R5. 7. 1指定

○平成30年度は京都府実地(施設等)と同時に実施 ※H28. 4. 1地域密着へ移行(府→市)

地域密着型介護老人福祉施設

事業所名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉法人 倣襲会	地域密着型特別養護老人ホームあゆみ					R3. 6. 8指定	R5. 1. 17	

介護予防支援事業所

事業所名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉法人 倣襲会	篠地域包括支援センター		H30. 3. 5		○中止		R5. 3. 14	
医療法人 亀岡病院	亀岡地域包括支援センター		H30. 2. 22		○中止	R4. 3. 15		
医療法人 清仁会	つつじヶ丘地域包括支援センター		H30. 2. 15		○中止	R3. 12. 23		
社会福祉法人 利生会	川東地域包括支援センター	H29. 1. 23			R1. 12. 26			○
社会福祉法人 友愛会	西部地域包括支援センター	H29. 1. 31			R2. 2. 3			○
医療法人 睦会	南部地域包括支援センター			H30. 4. 1指定	R2. 1. 27			○
亀岡市社会福祉協議会	中部地域包括支援センター					R3. 4. 1指定	R5. 2. 17	

令和4年度実績報告及び 令和5年度活動計画について

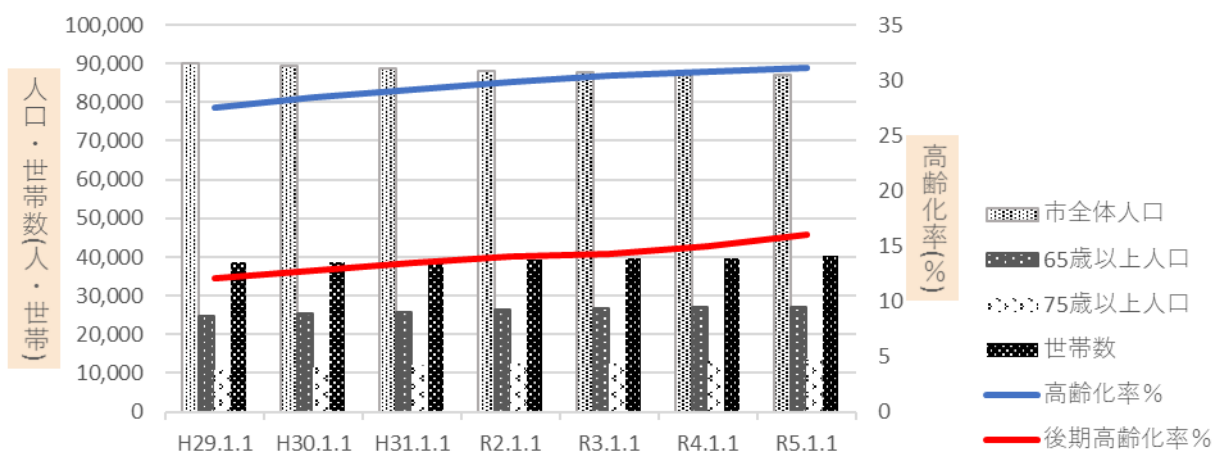
令和4年度実績報告及び令和5年度活動計画

1 亀岡市の現状

高齢者数と高齢化率

(1) 亀岡市の高齢者

高齢化の現状【亀岡市】



基準日	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
市全体人口	90,107	89,407	88,833	88,182	87,741	87,302	86,975
65歳以上人口	24,768	25,382	25,885	26,271	26,654	26,913	27,021
75歳以上人口 (再掲)	10,881	11,446	11,986	12,355	12,564	13,066	13,865
世帯数	38,550	38,721	38,934	39,216	39,608	39,759	40,165
高齢化率% (65歳以上)	27.5	28.4	29.1	29.8	30.4	30.8	31.1
後期高齢化率% (75歳以上)	12.1	12.8	13.5	14.0	14.3	15.0	15.9

(2) 地域包括支援センター各担当地区の状況

(別表1)

2 地域包括支援センター運営状況

地域包括支援センター職員配置

令和4年度は、7法人7か所の地域包括支援センターに委託した。職員配置は市内高齢者の分布により主任介護支援専門員、保健師（看護師）、社会福祉士の三職種を基本配置とし、機能強化職員として介護支援専門員等を配置している。

令和5年度は、令和4年度に引き続き7法人7か所の地域包括支援センターに委託し、同様の職員配置としている。

委託契約人数（令和4年度）

（単位：人）

包括名	専任職員数	兼任職員数	機能強化 （専門嘱託）	合計
亀岡	3		1	4
南部	2	0.5	1	3.5
中部	3		1	4
西部	2	0.5	1	3.5
川東	2	0.5	1	3.5
篠	3		1	4
つつじヶ丘	3		1	4
合計	18	1.5	7	26.5

委託契約人数（令和5年度）

（単位：人）

包括名	専任職員数	兼任職員数	機能強化 （専門嘱託）	合計
亀岡	3		1	4
南部	2	0.5	1	3.5
中部	3		1	4
西部	2	0.5	1	3.5
川東	2	0.5	1	3.5
篠	3		1	4
つつじヶ丘	3		1	4
合計	18	1.5	7	26.5

3 地域包括ケアの推進

(1) 総合相談支援業務

*内訳（別表2）

(2) 権利擁護業務

権利擁護や成年後見制度に関する相談のうち、成年後見制度による市長申立ては令和4年度1件だった。認知症高齢者や要介護高齢者等の増加、家族機能の低下もあり、成年後見制度の活用促進を図ることが望まれる。高齢者虐待については関係機関と連携をとりながら、現状把握を速やかにおこない、家族関係の調整やサービス等の導入により、現状の回復に努めた。

ア 権利擁護・高齢者虐待相談件数（令和4年度）（ ）内は令和3年度

	虐待	成年後見制度	その他権利擁護
件数	359 (292)	159 (155)	82 (25)
実人数	97 (54)	69 (41)	66 (15)
前年度からの増減（件数）	+67件	+4件	+57件
前年度からの増減（実人数）	+43人	+28人	+51人

成年後見市長申立て件数	1(2)
-------------	------

イ 高齢者虐待ネットワーク会議の開催

市設置の本会議を年度内1回開催。

ウ その他取組

消費者被害の該当啓発等の実施。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

福祉・保健・医療分野の連携推進に向けて、地域包括支援センターの職種別会議を概ね月1回定例にて開催した。

ア 職種別会議

令和4年度	主な内容
主任ケアマネ会議	地域ケア個別会議等
社会福祉士会議	成年後見制度や権利擁護に関する事例検討会、消費者被害・虐待防止に係る啓発、保健福祉のネットワーク構築等
保健師会議	地域における医療・介護・福祉の分断事例の中身を掘り下げ課題と問題の提起、報告等

イ 各介護保険サービス事業所部会

地域における多種多様な社会資源の連携、資質向上のために各介護保険サービス事業所部会の後方支援を行った。

ウ 地域ケア会議

包括主任ケアマネジャーを中心に、介護保険関係職が対象者への支援を一体的に提供できるよう、目標や考え方の共有を図るために、ICF の概念に基づき地域ケア個別会議を実施した。

会議種別	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
個別	5 回	5 回	3 回	3 回	7 回	11 回

ケアマネジャー連絡会・訪問看護部会・亀岡市薬剤師会・ヘルパー部会・デイ部会・歯科衛生士会・南丹広域リハビリテーション支援センター、生活支援コーディネーターを代表して 1 名ずつに参加いただいた。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 高齢者訪問調査

令和 4 年度も、新型コロナウイルスにより感染予防対策の観点から、包括職員及び対面による訪問調査は実施せず、郵送による調査とした。

令和 4 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの 1 か月間に、令和元年度高齢者訪問調査参加者 187 人のうち死亡・転出・要介護認定者・住所不明を除く 129 人を対象に、調査票郵送による追跡調査、平成 28 年度高齢者訪問調査参加者 418 人のうち死亡・転出・要介護認定者・住所不明を除く 318 人を対象に、調査票郵送による再追跡調査を実施した。

また、令和 4 年 10 月 1 日～令和 4 年 11 月 18 日までの 1 か月間に、令和 4 年度新規対象者 1145 人に、同様の郵送調査を行った。

郵送調査による返信率（回答率）は追跡調査 86.1%、再追跡調査 87.0%、新規調査 75.0% と高い水準であった。令和 5 年度についても、令和 4 年度同様に、郵送による調査を実施予定。

高齢者訪問調査概要

亀岡市における要介護認定を受けていない 70 歳・80 歳・90 歳齢の人を対象として、身体的側面と心理的側面を調査することにより、亀岡市の地域支援事業における介護予防事業（総合事業ならびに短期集中型サービス及び一般介護予防事業）の効果測定を目的として訪問調査を行っている。調査参加者に対して 3 年後に追跡訪問を行い、対象者の身体的側面と心理的側面についての経時的変化の調査を行っている。この調査は「高齢期の幸福度に関する訪問調査」として、東京都健康長寿医療センター研究所に委託して分析を行うものである。

イ 介護予防ケアプラン（要支援1，2）の作成

令和4年度

包括名	包括作成数	委託件数	委託率
亀岡	2,914	402	12.1%
南部	739	17	2.2%
中部	1,895	194	9.3%
西部	795	28	3.4%
川東	1,325	12	0.9%
篠	1,468	82	5.3%
つつじヶ丘	1,092	117	9.7%
合計	10,228	852	7.7%

（参考）令和3年度

包括名	包括作成数	委託件数	委託率
亀岡	2,424	349	12.6%
南部	714	16	2.2%
中部	1,578	163	9.4%
西部	790	65	7.6%
川東	1,217	31	2.5%
篠	1,312	82	5.9%
つつじヶ丘	980	111	10.2%
合計	9,015	817	8.3%

※指定介護予防支援事業に関するもの

ウ その他会議

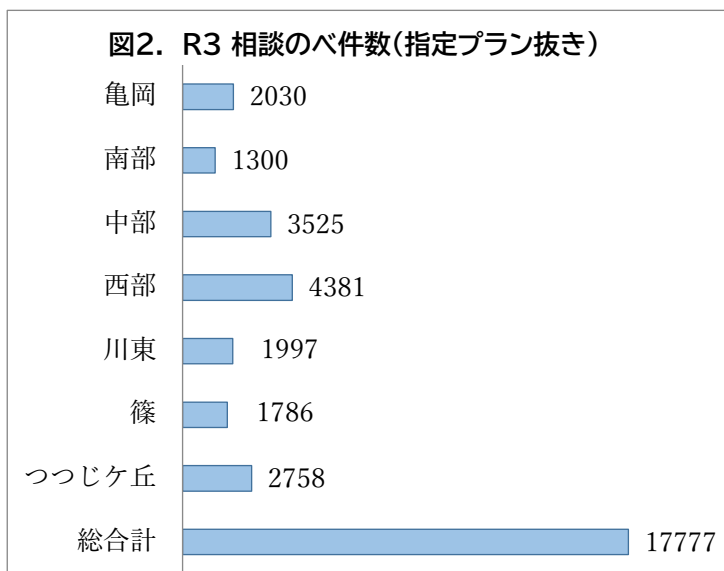
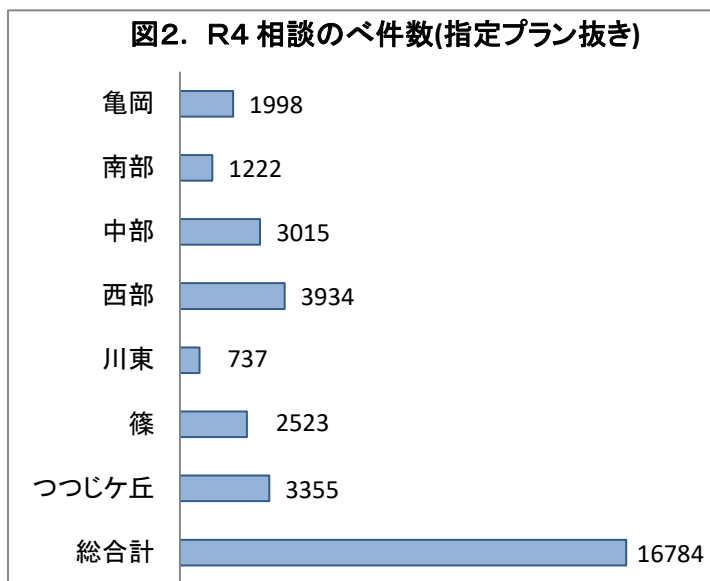
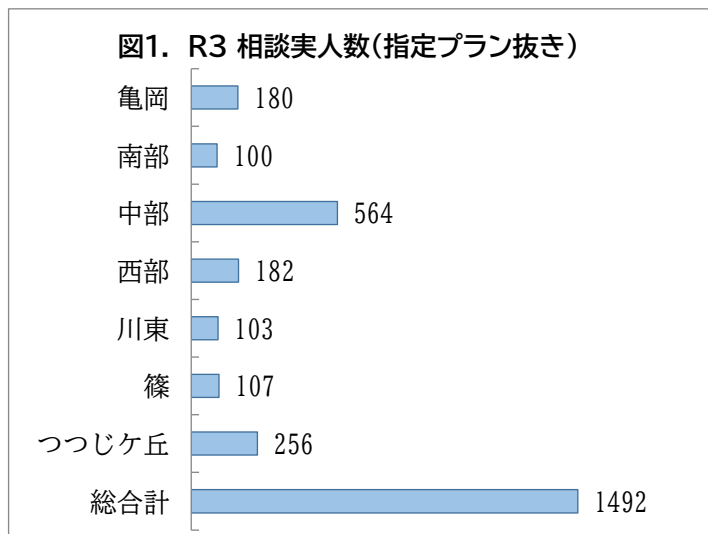
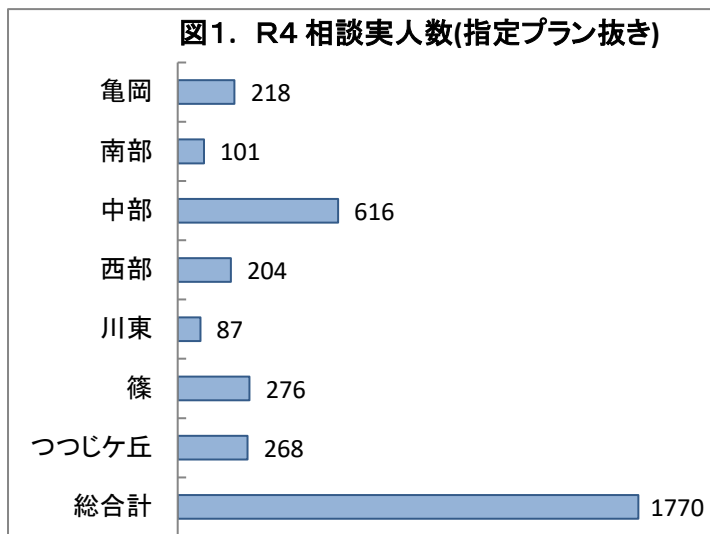
地域医療・介護・福祉連携推進会議 幹事会、市民啓発・人材育成部会、ツール検討部会
セーフコミュニティ 高齢者安全対策委員会、自殺対策委員会
入所判定委員会

地域包括支援センター圏域の高齢者人口

R5.4.1現在

包括支援センター	行政区	人口 (A)	高齢者 65歳以上 (B)	75歳以上		高齢化率 (%) (B)/(A)	後期高齢化率 (%) (C)/(A)
				男	女		
亀岡地域	亀岡地区	19,279	5,647	2,437	3,210	29.3%	15.8%
南部地域	東別院町・西別院町・ 曾我部町	5,465	2,092	973	1,119	38.3%	20.7%
中部地域	吉川町・藤田野町 大井町・千代川町	20,047	5,397	2,390	3,007	26.9%	13.6%
西部地域	本梅町・畑野町 宮前町・東本梅町	4,853	2,085	970	1,115	43.0%	21.1%
川東地域	馬路町・旭町・千歳町 河原林町・保津町	5,706	2,427	1,046	1,381	42.5%	24.0%
篠地域	篠町	18,951	5,405	2,478	2,927	28.5%	14.5%
つつじヶ丘地域	東つつじヶ丘 西つつじヶ丘 南つつじヶ丘	12,674	3,968	1,846	2,122	31.3%	14.4%
総合計		86,975	27,021	12,140	14,881	31.1%	15.9%

①地域包括支援センター別総合相談実人数



②地域包括支援センター別総合相談形態

図3. R4 相談形態(指定プラン抜き)

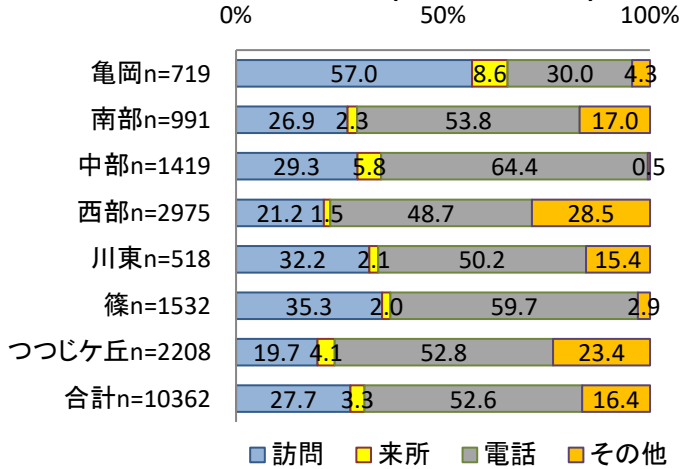


図3. R3相談形態(指定プラン抜き)

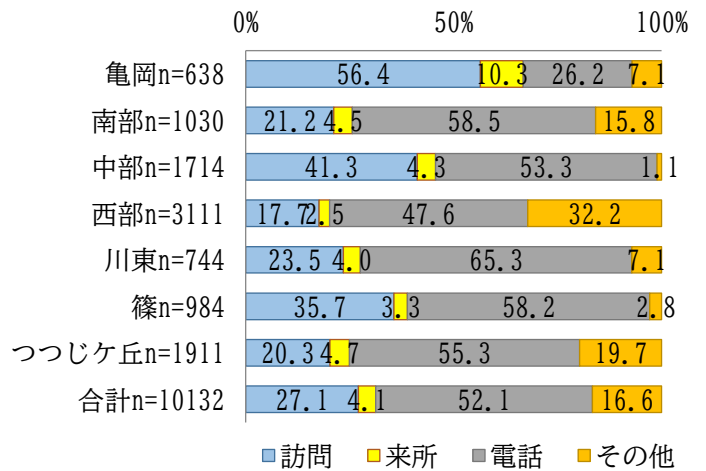


図4. R4 対象者分類(指定プラン抜き)

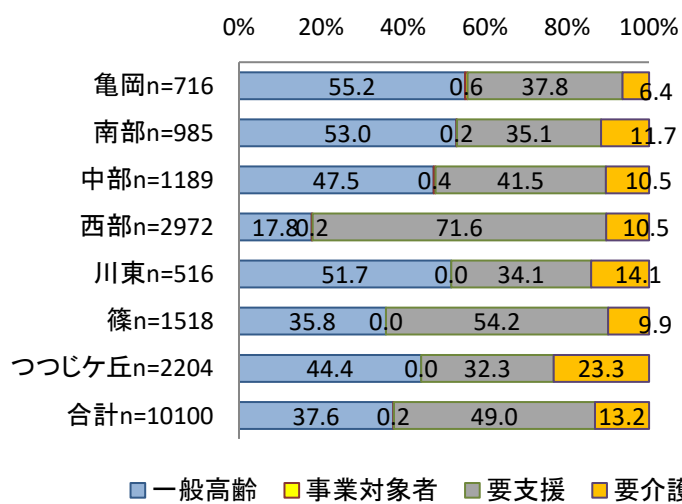


図4. R3 対象者分類(指定プラン抜き)

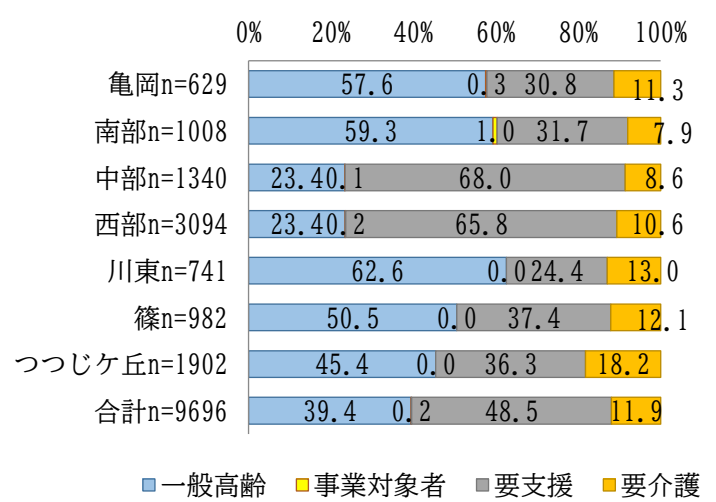


図5. R4世帯構成(指定プラン抜き)

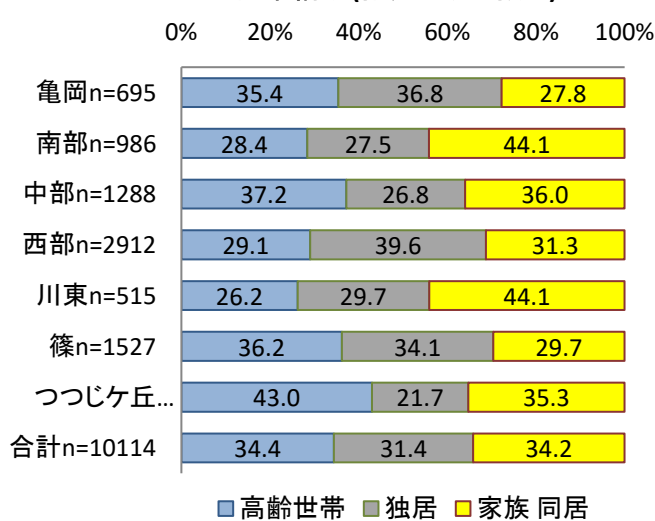
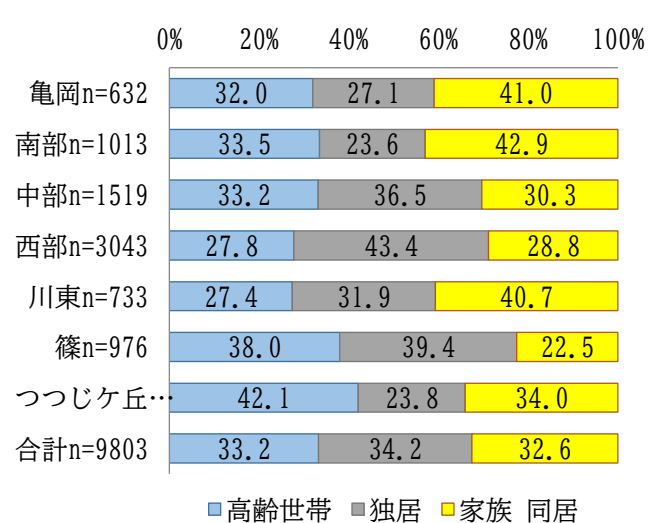
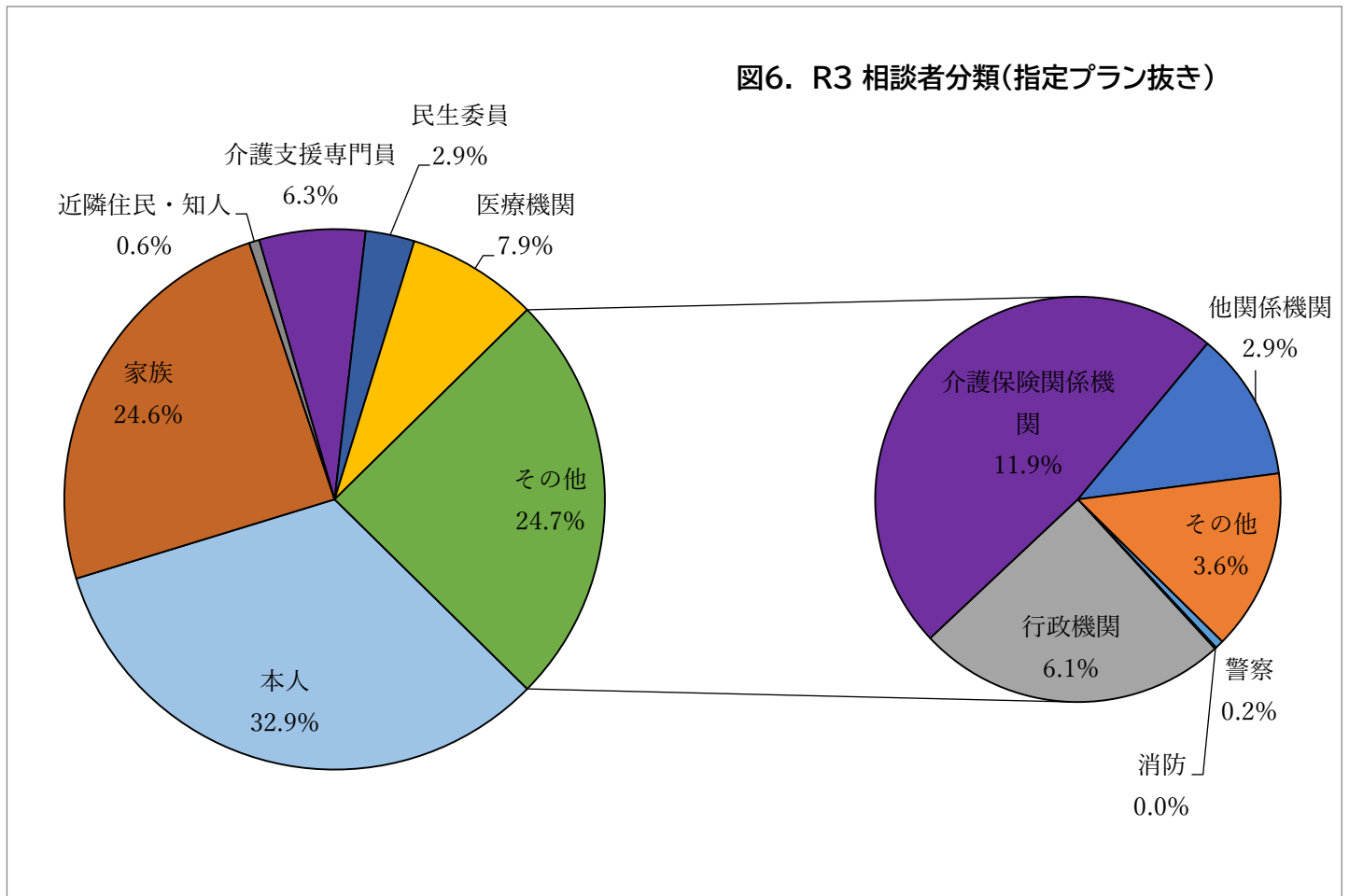
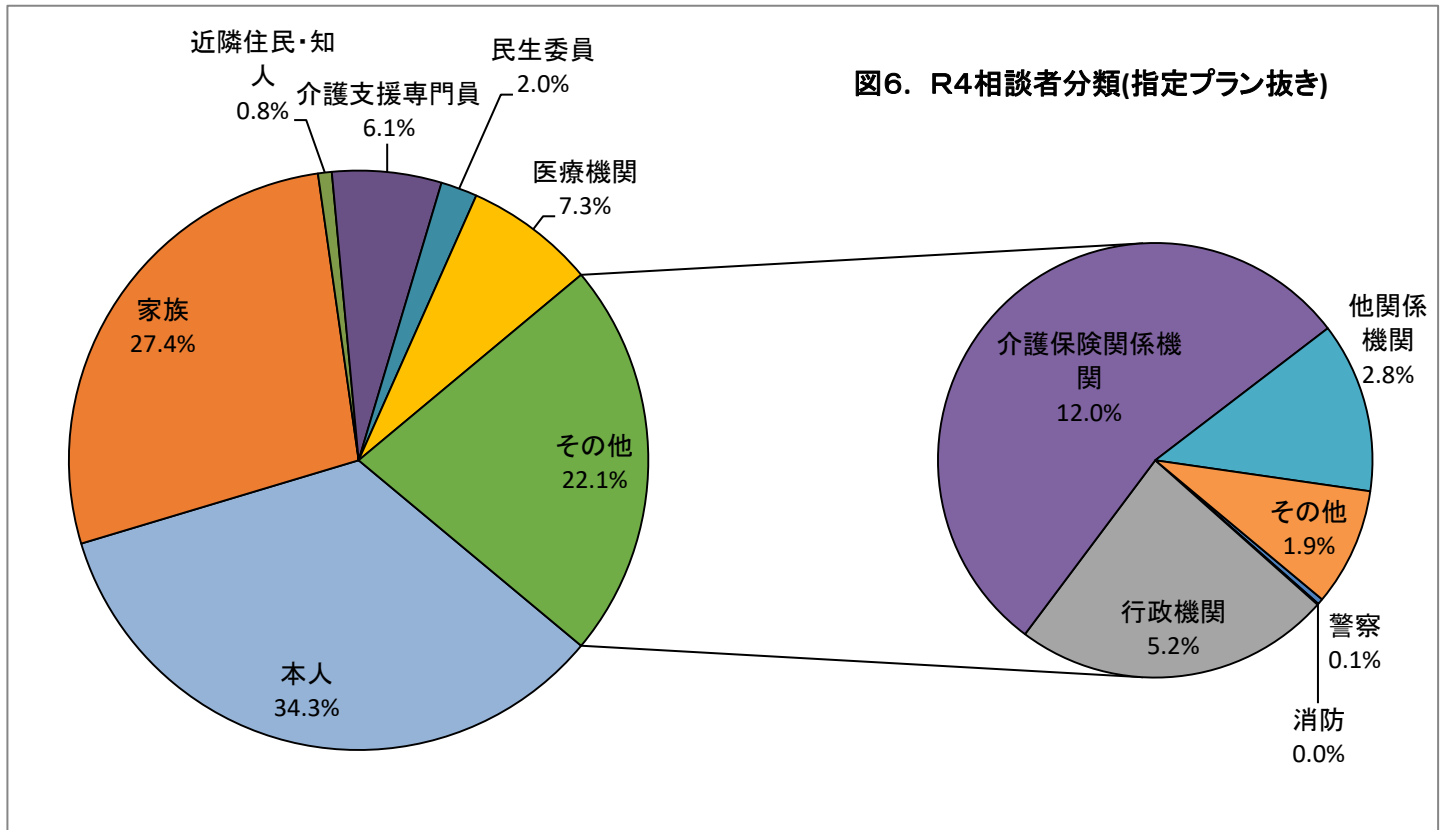


図5. R3世帯構成(指定プラン抜き)



③地域包括支援センター別総合相談者分類



④地域包括支援センター別総合相談内容件数

図7. R4相談内容件数(指定プラン抜き)

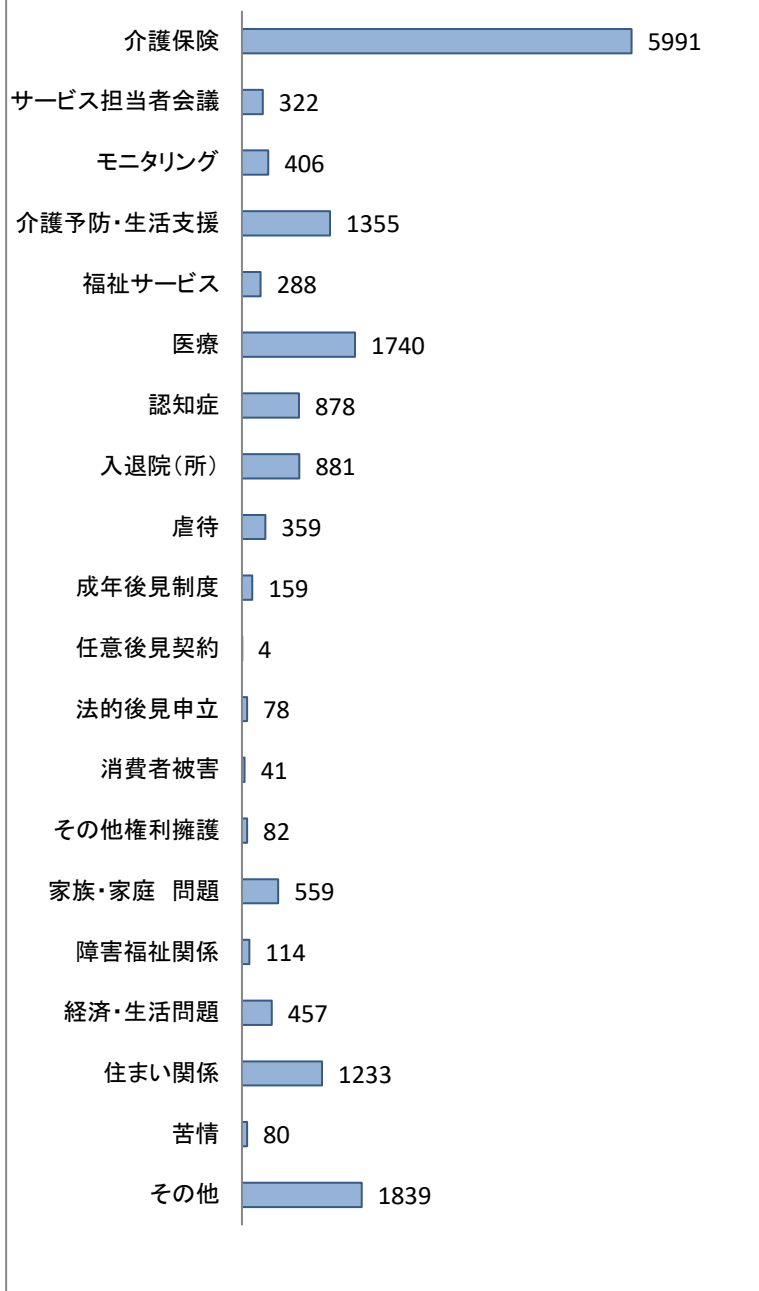
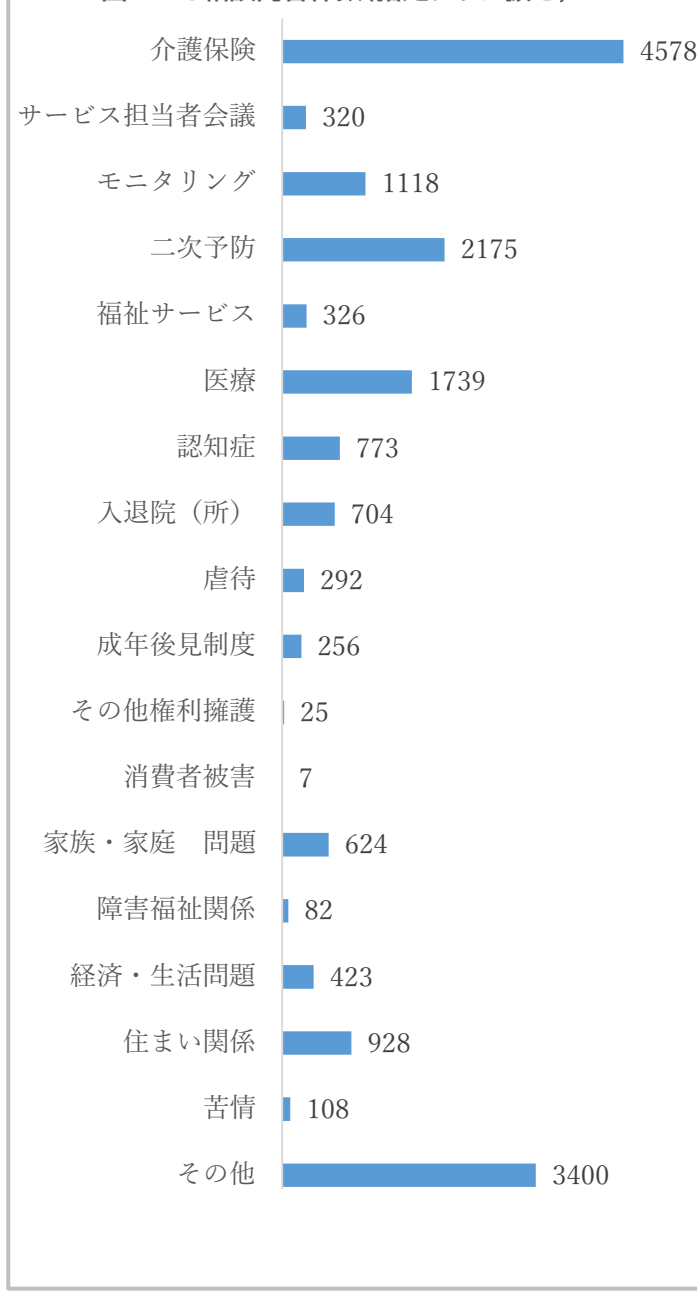


図7. R3相談内容件数(指定プラン抜き)



各地域包括支援センターからの 活動報告について

基礎資料 P14～を参照ください。

亀岡地域包括支援センター

○令和4年度活動報告

①総合相談に対して迅速に対応

- ・相談対応については関係機関や地域住民と連携し、できるだけ柔軟にかつ速やかに対応するように努めた

○令和4年度の活動を通して見えてきた地域課題

①各地域における顔の見える関係性の構築

- ・全ての担当圏域で地域ケア推進会議を開催ができておらず、顔の見える関係性づくりや地域課題の抽出ができていない

②ケアプラン作成数の増加

- ・日頃からケアプランの作成数が多く、業務に対応するために人材の確保の問題がある

○令和5年度の取組現状

①地域ケア推進会議の開催

- ・各地域で地域ケア推進会議を開催
- ・地域ケア推進会議を通じ、地域の強みや課題等を共有する

②包括職員の資質向上

- ・包括職員として、地域との連携、専門性の向上を図るために研修等に積極的に参加している

南部地域包括支援センター

○令和4年度活動報告

- ①地域の関係機関との連携の再構築、維持、強化
 - ・サロン活動や民生委員の定例会への参加や各町単位での地域ケア推進会議の開催

○令和4年度の活動を通して見えた地域課題

- ①コロナウイルスによりサロン等休止
 - ・活動の低下から体力低下が見られる
- ②民生委員の改選による関係の再構築
 - ・地域包括支援センターの役割の周知や連携の構築
- ③認知症に関する啓発活動の強化

○令和5年度の取組現状

①地域活動への参加

- ・地域の老人会やサロン活動が活発になり、介護予防の講師として地域に参加

②関係機関との連携や認知症の普及啓発

- ・民生委員の定例会議に参加し、地域包括支援センターの役割や連携、認知症への理解について情報共有
- ・介護支援専門員との連携

③西別院町の移送支援

- ・医療機関と協働の送迎バスが運行開始し、9名が利用している

中部地域包括支援センター

○令和4年度活動報告

- ①地域の関係機関との連携や地域ケア推進会議の開催
 - ・中部地区民生委員児童委員協議会定例会でのワークショップや中部地区4町合同の地域ケア推進会議を開催
- ②受け付けた総合相談に迅速に対応
 - ・包括職員内で相談事例の共有を行い、相談に対して迅速な対応に努めた
- ③地域でミニ講座や認知症サポーター養成講座の開催

○令和4年度の活動を通して見えてきた地域課題

①中部地域4町での2極化が進行

- ・ 蕨田野町・吉川町では人口減少が進み高齢化率も上昇しているのに対して、千代川町・大井町では人口が増加しており、高齢化率も低い水準

②コロナの影響による身体機能や認知機能の低下

③重層的な課題がある相談の増加

○令和5年度の取組現状

①介護支援専門員との連携を目的とした交流会の開催

- ・ 重層的な課題に対応するため、介護支援専門員との連携の強化を図る

②地域の関係機関とのネットワーク構築

- ・ 地域の民生委員との意見交換や各町単位での地域ケア推進会議の開催

西部地域包括支援センター

○令和4年度活動報告

①感染対策の徹底

- ・職員が個々の健康管理に留意し、業務に支障をきたすことなく活動を継続できた

②地域会議の開催

- ・民生委員と高齢者の情報や地域課題、サロン活動の情報などを共有できた

③移送サービスの事例を学ぶ勉強会の開催

- ・西部地域の課題である移送サービスについて他府県の事例を確認し、意見交換を行った。

○令和4年度の活動を通して見えてきた地域課題

①西部地域それぞれの課題の把握

- ・地域によって世帯構成や生活状況の違いがあり、地域のニーズも異なる

②サロン活動の担い手不足による活動の縮小や休止

- ・サロン活動については主催者や参加者の高齢化や担い手不足により縮小や休止に追い込まれている

○令和5年度の実現状況

①地域サロンで介護予防や消費者被害の啓発活動

②自治会との顔の見える関係性の構築

③民生委員との地域会議で地域の情報や課題を共有

川東地域包括支援センター

○令和4年度活動報告

①総合相談への対応

- ・ 総合相談の内容について、情報共有・協議を行い、自立支援や重度化防止に繋げるように努めた

②地域の関係機関との連携や関係性の維持・構築

- ・ 各地域での地域ケア推進会議の開催や民生委員主体で立ち上げたサロンなどに参加

③認知症に関する啓発

- ・ 地域住民との認知症に関する意見交換や南丹高校で認知症サポーター養成講座を開催

○令和4年度の活動を通して見えてきた地域課題

- ①コロナ禍によるサービス利用の懸念
 - ・介護認定を受けているが、デイサービスなどの利用を控えている高齢者が増えている
- ②買い物や病院受診における移動難民がいる

○令和5年度 of 取組現状

- ①地域資源の活用
 - ・地域に対して買い物の状況などの調査を行い、試験的に移動スーパーをサロンに来てもらう調整を行った
- ②地域ケア推進会議の開催
 - ・各自治会と調整・協議を行い、地域ケア推進会議を開催
- ③地域への参画
 - ・地域のサロンへの参加や地域の希望される団体に対して、熱中症予防の啓発や認知症サポーター養成講座を開催

篠地域包括支援センター

○令和4年度活動報告

①総合相談の対応力向上に向けた機能強化と多職種連携

- ・重層的な課題がある相談が増え、分野横断的な連携や職員の専門性向上に努めた

②地域の関係機関との連携やネットワークづくり

- ・各関係機関・団体と連携し、地域ケア推進会議を開催
- ・民生委員やサロンなどでの勉強会を開催

③次世代育成への貢献

- ・専門職実習生を積極的に受け入れ、次世代育成に努めた

○令和4年度の活動を通して見えてきた地域課題

- ①地域活動の縮小等による高齢者の孤立感や孤独感、活動意欲の低下が見られる
- ②地域の中でちょっとした助け合いや見守りができる顔の見える関係づくりが必要

○令和5年度の取組現状

- ①地域活動への参画・協力
 - ・自治会、地区社協、民児協、サロン、企業及び生活支援コーディネーターとの協働を継続
- ②各専門職との連携
 - ・圏域内の介護支援専門員との合同勉強会を開催
- ③職員の専門性の向上
 - ・増加する総合相談への対応力の向上ややりがいを持って業務を行うことのできる体制の構築
- ④次世代育成への貢献
 - ・専門職実習生を積極的に受け入れ、次世代育成に努める

つつじヶ丘地域包括支援センター

○令和4年度活動報告

- ①地域でつながる合同研修会の開催（地域ケア推進会議）
 - ・各地域におけるテーマごとに意見交換を行った
- ②介護支援専門員との資質向上会議の開催
 - ・課題解決に向けた事例検討や地域資源、福祉サービスの活用状況を共有
- ③地域での学習会を開催
 - ・年金組合介護サークルで学習会を実施し、介護の経験談や悩み、今後の家族介護の不安など意見交換を行った

○令和4年度の活動を通して見えてきた地域課題

①地域での認知症への理解やつながりが希薄

- ・高齢者の生活や認知機能が低下してきた方への地域での理解が低く、住民間や世代間でのつながりが消極的

○令和5年度の実現状況

①地域への参画

- ・地域の高齢者等の暮らしや地域での活動状況を把握するため、サロンへの参加や地域事業への協力を行っている

亀岡市地域包括支援センター
令和4年度収支決算及び
令和5年度収支予算について

基礎資料 P94～を参照ください。

令和4年度 収支決算について

令和4年度収支決算一覧表(7包括)

※亀岡地域包括支援センター欄を例に、説明します

※収支決算の詳細については基礎資料P94～を
ご参照ください

【収入】 (例) 亀岡地域包括支援センター

委託料
+ プラン収入
+ その他(法人補填等)

地域包括支援センター業務委託料
(亀岡市支払)

	収入合計	委託料	プラン収入	その他 (法人補填等)
亀岡地域 包括支援 センター	36,624,864	20,000,000	13,533,824	3,091,040

指定介護予防支援事業として、
要支援1～2の方の
予防プラン作成業務による介護報酬

支出 > 収入の際の
法人補填額等

【支出】 支出合計 (例) 亀岡地域包括支援センター

人件費(合計) + 物件費

亀岡地 域包括 支援セ ンター	支出合計	人件費			物件費	
			包括的 支援業務	指定介護予防 支援業務		その他 (事務職等)
	36,624,864	計	10,442,729	20,184,679	1,255,032	4,742,424
		3職種	9,837,411	8,931,742	-	-
		機能強化	605,318	4,050,976	-	-
		法人加配置	-	7,201,961	1,255,032	-

【支出】 人件費 (例) 亀岡地域包括支援センター

亀岡地域包括支援センター	支出合計	人件費			
		A 包括的支援業務	B 指定介護予防支援業務	C その他(事務職等)	
		計	10,442,729	20,184,679	1,255,032
	36,624,864	①3職種	9,837,411	8,931,742	-
		②機能強化	605,318	4,050,976	-
		③法人加配置	-	7,201,961	1,255,032

【職種毎】

- ①3職種…主任ケアマネ・保健師・社会福祉士の人件費合計
- ②機能強化…機能強化職員の人件費合計
- ③法人加配置…上記以外で、法人毎に配置いただいている職員の人件費合計
(センター長・事務職・ケアプラン作成業務に従事するプランナー等)

【業務時間毎】

- ・ 月毎の業務報告書を基に、A 包括的支援業務にかかった業務時間と B 指定介護予防支援業務にかかった時間の比率を算出
→ 比率に基づき、職種毎に、業務別の人件費を按分
- ・ 法人加配置に関しては、プランナー人件費 → 指定介護予防支援業務
その他(事務職員等人件費) → その他

令和4年度 収支決算について

- 南部地域包括支援センター

社会福祉士の欠員(4月1日~5月5日)による減額

⇒委託料:18,211,250円(288,750円減額)

- 中部地域包括支援センター

保健師の欠員(4月1日~7月31日) ※市から保健師派遣

保健師の雇用(8月1日~) ※業務引き継ぎのため派遣継続

→委託料:19,828,758円

人件費5,600,000円、使用料648,000円減額

人件費3,728,200円、派遣職員手当848,558円増額

令和4年度 収支決算について

- ・篠地域包括支援センター

機能強化職員の欠員(4月1日~7月31日)

⇒委託料:19,659,000円(341,000円減額)

- ・つつじヶ丘地域包括支援センター

機能強化職員の欠員(7月1日~3月31日) ※非常勤職員配置

⇒委託料:20,836,600円(663,400円減額)

令和5年度 収支予算について

令和5年度収支予算一覧表(7包括)

※按分率未定の為、人件費の支出については、
合計のみ記載(業務別内訳なし)

※収支予算の詳細については基礎資料P101～を
参照ください

令和5年度 収支予算について

○委託料

- ・人件費(3職種職員600万円／人
+ 機能強化職員200万円／人)
- ・物件費(事務所賃借費用が必要な場合)

【決算及び予算】

※支出>収入の法人補填額等について

	決算	予算
亀岡地域包括支援センター	3,091,040	3,802,244
南部地域包括支援センター	363,248	0
中部地域包括支援センター	73,017	6,000
西部地域包括支援センター	703,862	148,500
川東地域包括支援センター	0	0
篠地域包括支援センター	44,000	167,716
つつじヶ丘地域包括支援センター	102,766	0
平均額	625,419	589,209

【補足】 亀岡地域包括支援センターの 法人補填額等が多い理由

亀岡は・・・

指定介護予防支援における**プラン作成件数**が、
他包括に比べて**圧倒的に多い**



プラン作成が、3職種＋機能強化職員では賄えない為、
法人加配によるプランナー(ケアマネ等)が必要



人件費が高くなる

【参考】介護予防ケアプラン作成件数

	令和4年度	令和3年度
亀岡地域包括支援センター	2,914	2,075
南部地域包括支援センター	739	698
中部地域包括支援センター	1,895	1,415
西部地域包括支援センター	795	725
川東地域包括支援センター	1,325	1,186
篠地域包括支援センター	1,468	1,230
つつじヶ丘地域包括支援センター	1,092	869

※資料2-1 「令和4年度実績報告及び令和5年度活動計画について」
p5 「イ 介護予防ケアプラン（要支援1, 2）の作成」より抜粋

令和4年度 地域包括支援センター決算報告一覧

	収入合計	委託料	プラン収入	その他 (法人補填等)	支出合計	人件費			物件費	包括業務に事 務費物件費を 含む	
						計	包括的支援業務	指定介護予防 支援業務			その他 (事務職等)
亀岡地域包括支援センター	36,624,864	20,000,000	13,533,824	3,091,040	36,624,864	計	10,442,729	20,184,679	1,255,032	4,742,424	15,185,153
						3職種	9,837,411	8,931,742	—	—	—
						機能強化	605,318	4,050,976	—	—	—
						法人加配置	—	7,201,961	1,255,032	—	—
南部地域包括支援センター	22,108,528	18,211,250	3,534,030	363,248	22,108,528	計	9,331,652	6,137,135	0	6,639,741	15,971,393
						3職種	8,075,653	3,516,595	—	—	—
						機能強化	1,255,999	2,620,540	—	—	—
						法人加配置	—	0	0	—	—
中部地域包括支援センター	28,866,000	19,828,758	8,964,225	73,017	28,866,000	計	14,412,435	7,755,479	2,036,003	4,662,083	19,074,518
						3職種	13,340,166	2,639,689	—	—	—
						機能強化	1,072,269	2,525,948	—	—	—
						法人加配置	—	2,589,842	2,036,003	—	—
西部地域包括支援センター	21,637,390	17,000,000	3,933,528	703,862	21,637,390	計	13,324,782	5,327,468	540,000	2,445,140	15,769,922
						3職種	11,740,137	2,806,987	—	—	—
						機能強化	1,584,645	60,885	—	—	—
						法人加配置	—	2,459,596	540,000	—	—
川東地域包括支援センター	23,208,956	17,000,000	6,208,956	0	23,208,956	計	10,357,856	9,518,573	1,224,817	2,107,710	12,465,566
						3職種	4,702,660	5,817,996	—	—	—
						機能強化	5,655,196	744,420	—	—	—
						法人加配置	—	2,956,157	1,224,817	—	—
篠地域包括支援センター	27,007,226	19,659,000	7,304,226	44,000	27,007,226	計	12,283,958	7,466,107	0	7,257,161	19,541,119
						3職種	12,066,594	4,966,422	—	—	—
						機能強化	217,364	2,499,685	—	—	—
						法人加配置	—	—	0	—	—
つつじヶ丘 地域包括支援センター	26,654,105	20,836,600	5,714,739	102,766	26,654,105	計	13,239,054	5,711,297	0	7,703,754	20,942,808
						3職種	12,164,747	5,091,818	—	—	—
						機能強化	1,074,307	619,479	—	—	—
						法人加配置	—	0	0	—	—

◇支出合計＝人件費（包括的支援業務＋指定介護予防支援業務＋その他）＋物件費

令和5年度 地域包括支援センター予算報告一覧

	収入合計	委託料	プラン収入	その他 (法人補填等)	支出合計	人件費			物件費
							包括的支援業務	指定介護予防 支援業務	
亀岡地域包括支援センター	37,665,861	20,000,000	13,863,617	3,802,244	37,665,861	計	31,392,861	1,300,000	4,973,000
						3職種	19,017,904		-
						機能強化	4,739,211		-
						法人加配置	-	7,635,746	1,300,000
南部地域包括支援センター	22,387,676	18,500,000	3,887,676	0	22,387,676	計	16,900,000	0	5,487,676
						3職種	13,400,000		-
						機能強化	3,500,000		-
						法人加配置	-	0	0
中部地域包括支援センター	29,432,000	20,852,000	8,574,000	6,000	29,432,000	計	21,950,000	2,982,000	4,500,000
						3職種	18,450,000		-
						機能強化	3,500,000		-
						法人加配置	-	0	2,982,000
西部地域包括支援センター	21,276,000	17,000,000	4,127,500	148,500	21,276,000	計	18,486,000	540,000	2,250,000
						3職種	13,217,490		-
						機能強化	2,772,900		-
						法人加配置	-	2,495,610	540,000
川東地域包括支援センター	23,254,756	17,000,000	6,254,756	0	23,254,756	計	20,442,000	1,432,000	1,380,756
						3職種	9,942,620		-
						機能強化	5,849,380		-
						法人加配置	-	4,650,000	1,432,000
篠地域包括支援センター	28,404,912	20,000,000	8,237,196	167,716	28,404,912	計	21,800,000	0	6,604,912
						3職種	17,800,000		-
						機能強化	4,000,000		-
						法人加配置	-	0	0
つつじヶ丘 地域包括支援センター	27,478,860	21,500,000	5,978,860	0	27,478,860	計	21,410,000	0	6,068,860
						3職種	19,650,000		-
						機能強化	1,760,000		-
						法人加配置	-	0	0

令和5年度

亀岡市地域包括支援センター運営協議会

基礎資料

資料目次

1 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

資料1 亀岡市地域包括支援センター令4年度実績報告及び 令和5年度活動計画について

・ 亀岡市地域包括支援センター運営方針 （第8期令和4（2022）年度）	……………	1
・ 令和4年度 亀岡市地域包括支援センター活動報告書 亀岡／南部／西部／川東／篠／つつじヶ丘	……………	14
・ 亀岡市地域包括支援センター運営方針 （第8期令和5（2023）年度版）	……………	54
・ 令和5年度 亀岡市地域包括支援センター実施計画書 亀岡／南部／中部／西部／川東／篠／つつじヶ丘	……………	67

資料2 亀岡市地域包括支援センター令和4年度収支決算及び 令和5年度予算について

・ 令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書 亀岡／南部／西部／川東／篠／つつじヶ丘	……………	94
・ 令和5年度 亀岡市地域包括支援センター業務予算書 亀岡／南部／中部／西部／川東／篠／つつじヶ丘	……………	101

**亀岡市地域包括支援センター
令和4年度実績報告及び
令和5年度活動計画について**

亀岡市地域包括支援センター
運営方針
(第8期 令和4年度 版)

令和4年4月
亀岡市

目 次

- 1 運営方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - 2 運営方針運用期間
 - 3 地域包括支援センター設置の目的
 - 4 設置主体
 - 5 組織・運営体制
 - 6 センターの行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
 - 7 基本的な考え方及び理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - 8 第8期での目標
 - 9 業務推進の方針
 - 10 包括圏域別の特性及び方針・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- * その他

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の4第7第1項の規定に基づき、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念を明確にし、併せ第8期亀岡市介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度まで）で示す目標の実現のため、亀岡市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ策定します。

2 運営方針運用期間

本運営方針の運用期間は、第8期亀岡市介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）：以下「第8期」という。）の内、下記期間とします。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、法第115条の46第1号に示す「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助」、「地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進の包括的な支援」並びに地域包括ケアシステムの構築を目的として設置します。

4 設置主体

設置主体である亀岡市は、地域包括支援センターの事業運営に適切に関与します。

5 組織・運営体制

（1）亀岡市地域包括支援センターの配置圏域

住民が日常生活を営んでいる地域を地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、7つの日常生活圏域に7つの亀岡市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を配置します。

また、今後より多様化、複雑化するニーズ

（日常生活圏域図）



に対応するため、センターを統括する基幹型センターについて第8期亀岡市介護保険事業計画中に検討し設置を目指します。

(日常生活圏域及び地域包括支援センターと名称)

圏域名	高齢者人口 (R4.1.1現在)	町名・地区名	包括名称
亀岡	5,611人	亀岡地区	亀岡地域包括支援センター
南部	2,134人	東別院・西別院・曾我部	南部地域包括支援センター
中部	5,351人	吉川・稗田野・大井・千代川	中部地域包括支援センター
西部	2,070人	本梅・畑野・宮前・東本梅	西部地域包括支援センター
川東	2,446人	馬路・旭・千歳・河原林・保津	川東地域包括支援センター
篠	5,406人	篠	篠地域包括支援センター
つつじヶ丘	3,855人	東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘	つつじヶ丘地域包括支援センター

(2) センターの人員配置

「亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例」に基づき、下記のとおり職員を配置します。

ア 第一号被保険者数が、おおむね3,000人以上6,000人未満

圏域名	専任職員数	機能強化職員数	計
亀岡、中部、篠、つつじヶ丘	3人	1人	4人

イ 第一号被保険者数が、おおむね2,000人以上3,000人未満

圏域名	専任職員数	機能強化職員数	計
南部、西部、川東	2.5人	1人	3.5人

※ 第一号被保険者数が、おおむね3,000人以上6,000人未満の場合、センターに置くべき職員数は、専らセンターの業務に従事する職員として保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のそれぞれ各1人を配置する。

第一号被保険者数が、おおむね2,000人以上3,000人未満の場合、専らその職務に従事する常勤の保健師等を1人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1.5人を配置する。

3職種の配置を目指し、それぞれに準ずる者を配置している場合はその解消に努める。

機能強化職員は、包括的支援事業における4業務を補佐する3職種若しくは介護支援専門員等を1名以上配置する。

6 センターの行う業務

センターは、法第115条の22（指定介護予防支援事業者の指定）法第115条の45（地域支援事業）及び法第115条の46（地域包括支援センター）並びに法115条の48（会議）における以下の業務を行います。

（1）包括的支援事業

ア センターの運営

- 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
 - ※ 効果的な実施のために地域ケア会議を設置、支援体制の検討（法第115条の48第1項、第2項）
- 第1号介護予防支援事業【介護予防ケアマネジメント】
（法第115条の45第1項第1号二（居宅要支援被保険者に係るもの）を除く）

イ 社会保障の充実分

- 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項、第2項）

（2）介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）

- 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（法第115条の45第1項第1号二）

イ 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

7 基本的な考え方及び理念

センターは、亀岡市における地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、様々な関係者や地域住民が協働し、多様な価値観や文化などを共有することができる土壌づくりに取り組みます（規範的統合）。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として業務を行います（協働性）。

サービス提供体制を支える中核として、各地域の特性や実情をふまえ柔軟に事業運営を行います（地域性）。

またその運営費用は、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることを十分に認識し、公正で中立な事業運営を行います（公益性）。

8 第8期での目標

第8期においてセンターは以下の3つを目標として取り組みます。

- ① 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。
- ② 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。

9 業務推進の方針

(1) 共通事項

ア 活動計画の策定と事業評価

(ア) 活動計画の策定

センターは、活動計画を下記手順で策定し、令和4年4月28日までに亀岡市へ提出します。

- a センター職員全員参加による会議（以下：チーム会議という）の開催
- b 第8期計画、本年度「運営方針（本方針）」の読み込み
- c センター活動計画の策定
- d 亀岡市へ活動計画の提出
- e 市は令和4年5月中にヒアリングを実施

(イ) 事業評価

- a 上半期（4月から9月末日）評価方法

- (a) 10月初旬にチーム会議を実施、上半期（4月から9月30日まで）の活動について計画書に基づき自己点検を実施
- (b) 前期活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和4年10月21日）
- (c) 市は令和4年11月中にヒアリングを行い、センターは必要に応じ後期に向けた改善計画を策定・市に提出

b 年間業務（令和5年3月31日）評価方法

- (a) 令和5年5月初旬にチーム会議を実施、年間活動について計画書及び前期活動報告に基づき自己点検を実施
- (b) 年間活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和5年4月28日）
- (c) 市は令和5年5月中に、翌年度活動計画と併せヒアリングを実施

イ 職員の資質の向上

- (ア) センターは、前年度末に市が提示した、亀岡市地域包括支援センター研修（福祉・地域ケア・人権に対する研修等を含む）に参加します。
- (イ) センター職員は、性、性的志向、年齢、出自、国籍、職業などによる差別や他者の権利を脅かすことがないよう行動します。また、自らも個人として尊重され、権利の主体であることを自覚し、それらに反する自らに関わる問題について気付き、必要な対応を行います。
- (ウ) センター長（代表）は、市が開催する月1度のセンター長会議に出席し、センターの情報共有及び行政との意見交換を行います。また、センターではセンター長会議の後センター会議を行い、センター全職員との情報共有を行います。

ウ 個人情報の保護

- (ア) 個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例に基づきます。
- (イ) 個人情報保護管理者を設置します。
- (ウ) 高齢者の総合相談窓口として、利用者が安心して相談できるように可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族の個人情報を守る為の配慮を行います。

エ 苦情対応

センターが苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告を行います。

(2) 総合相談支援業務

第8期における総合相談業務での目標は関連機関の連携体制の強化と、センターの存在・役割の認知度の向上を図り、市民にとって身近な相談窓口となることを目指します。

また、センターにおいて受けた相談事例の終結については、市と協議の上定めた「相談事例の終結条件」を基に、適切な進捗管理を行います。

(3) 権利擁護業務

第8期における権利擁護業務については、これまでの施策を踏襲することとし、以下のとおりとします。

権利擁護とは、

介護保険法第1条（目的）に掲げられる個人の尊厳や基本的人権をはじめとする個人の権利を守る取組。また、権利が侵害されている場合には速やかに権利が回復されるよう擁護すること。権利擁護業務は本人の主体的な権利行使に向けた支援といえます。個人の権利が他者から侵害されることを未然に防ぎ、年齢や障害の有無等にかかわらず尊厳と人権が尊重され、高齢者が安心した生活ができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の主体的な権利行使に向けた支援を指します。

ア 高齢者虐待の予防活動

高齢者虐待に対しては予防的取組として、啓発活動を行います。

イ 高齢者虐待の早期発見、早期介入

センターは、市の発行する亀岡市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図ります。また、被虐待者及び養護者を支援します。

ウ 人権侵害事象への対応

センターは、人権侵害事象の発見、相談への対応を行います。

また前記事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象の解消に向けて市と連携し取り組むこととします。

エ 成年後見制度の利用支援

センターは、成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介等、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行います。

オ 消費者被害への相談支援

センターは、消費者被害から高齢者を守るため、民生委員児童委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報を収集し、その共有に努めます。また、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

第8期においては高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、地域の各種機関（自治会、民生委員など）との連携、地域課題・ニーズ把握に努めます。また、地域資源に関する情報発信や地域資源の活用を支援します。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

(ア) 令和4年度においても、生活支援体制整備事業の推進に当たり、各圏域におけるニーズや社会資源の把握及び課題の整理を、民生委員との定期的な懇談や高齢者訪問調査及び第1層及び第2層生活支援コーディネーター等との連携の中で実施します。

(イ) 地域における関係機関・関係者（介護保険事業所・医療機関・民生委員等）のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理を行い、相談内容に応じて速やかに連携を図ることができる体制を整えます。

イ 介護支援専門員への支援

センターの主任介護支援専門員は、依頼に応じて居宅介護事業所が設定する事例検討の場に参加し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが提供した事例について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかを確認し、ケアマネジャーに必要な応じた指導を行います。

また、居宅介護支援事業者の主任介護支援専門員に対し、事例検討会のコーディネートに係る助言を行います。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行い、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源の活用を支援します。

(6) 認知症高齢者及び家族への支援

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携・協力し、早期からの支援を行います。

また認知症相談事業等を行っている関係機関、関係団体や医療機関等との連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行います。

令和4年度では、高齢者実態把握や高齢者訪問調査等地域活動を通じて担当地域の認知症高齢者やその家族の把握を行います。

また、キャラバンメイトの資格を有するセンター職員を中心に、市内小学校での認知症サポーター養成講座をはじめ、積極的に地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を実施します。また、認知症サポーター養成講座を活用し、センターの活動や役割、市が進める認知症施策の広報を行います。

(7) 地域ケア会議の開催

令和4年度は、センターの主任介護支援専門員が中心となり、個別のケースについて医療・介護・福祉の多職種がその専門性を活かし、ICFの概念に基づく事例検討を行い、適切なケアプランを検討する「地域ケア個別会議」を企画・開催します。また、センターにおいて、医療・介護・福祉の専門職に加え、自治会、民生児童委員、NPO法人、ボランティアなどが参加した「地域ケア推進会議」をセンターごとに企画・開催します。

(8) 在宅医療・介護連携推進事業への参画

本市で行っている、医療・介護・福祉連携推進会議においては、推進会議の求めに応じ必要な人材を会議に参加させることとします。

(9) 生活支援体制整備事業への参画

生活支援コーディネーターと連携し、住民主体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努めます。

ア センターにおいて把握した地域資源や地域課題等について、生活支援コーディネーターと情報共有を図ります。また、生活支援コーディネーターによって作成された「地域カルテ」を活用し、地域住民への資源等の情報発信を行います。

イ 生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加することで、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援・協力を行います。

(10) 介護サービス情報公表制度の利活用

センターは、地域住民が地域の相談窓口や生活のサービスを把握し活用出来るよう、その業務内容や独自の取組を積極的に発信します。

10 包括圏域別の特性及び方針

(1) 各地域共通事項

- ア 地域の各種関係機関・関係団体及び多職種と連携・協働し、地域における現状、資源を把握する。
- イ 総合相談、生活支援体制整備事業への参加、地域ケア個別会議等を通じて地域課題の抽出に努める。
- ウ アで確認した地域資源状況、イで把握した地域課題について、関係者間で共有し地域包括ケアシステムの構築に向け、地域に対し必要な資源開発等の働きかけを行う。

(2) 亀岡地区

亀岡地区は、亀岡市の中心部として、医療・福祉・教育・交通・小売り店舗等が集まっている。

また、古くからの街並みも残り、自治会や地区社協などを含め地域力も高い。

市内の人口の概ね40%程度が集中しており、地域における開発等も進んでいることから、新旧住民による新たな交流場面をどのように創設していくかなど、今後新たな課題も想定している。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(3) 南部地区

東西別院は、山間部に住宅が位置しており、医療・福祉・交通・小売り等の資源については圏域内のみならず亀岡市内、他府県の利用が多い地域である。

他方、近隣のつながりは一定あり、住民主体の互助も残っている。

曾我部町は、市街化区域が一部にあり、大規模な公園や大学施設などが町域内に存在する。住民間の交流が積極的な町であるが、町内における住民交流場面に課題も感じておられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(4) 中部地区

圏域全体としては、吉川町、蔦田野町は、旧篠山街道を中心に比較的古くからの街並みを残しているが、府営・市営住宅や、昭和50年代に開発された住宅に比較的新しい住民の暮らす地域でもある。

一方、大井町及び千代川町は、市内では高齢化が比較的低い地域であり、国道9号を中心に現在も開発が進んでいる。

これらから、圏域全体としては、地域により特性が様々であり、地域による課題も混在していることが考えられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○地域特性の把握、地域の各地縁組織との関係づくりに努める。

(5) 西部地区

西部地区は、全地域を通じて高齢化が進んでいるが、緩やかな住民同士の交流やつながりがある地域であり、老人クラブやサロン等の活動も盛んである。その中で、畑野町・東本梅町・宮前町は、旧地域と新興地域が点在していることから、地域における課題が混在していることが考えられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(6) 川東地区

川東地域は全体を通じて、高齢化が進んでいる地域である。

馬路町では、独居高齢者が多く独居高齢者に向けた見守り支援・活動を盛んに実施されている。

旭町では、住民の生活課題等への対応として、自治会が中心となり、積極的にシステム作りに取り組まれている。

千歳町は、古くから集落に住みつづけておられる人が多く、「千歳安全安心のまちづくり推進会議」等を立ち上げ、地域住民によるコミュニティづくりが活発である。

河原林町は、河原林まちづくり会議を開催し、「まちづくり計画」を掲げ、住民主体で協議・活動を進められている。

保津町は、平成29年度から各区でのサロンや交通支援を開始され、身近な地域の困りごとに対応するべく、地域での活動が活発な地域と考える。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(7) 篠地区

篠町は馬堀駅前の再開発、篠インター付近の開発等発展的な地域を持ちながらも、一部には市政開始前の村であった頃のコミュニティも未だに残る幅の広い地域となっている。

地域内には高齢化の進む地域もあるが、自治会・地区社協が中心となり、サロンや独自の住民互助活動が盛んであるが、今後地域における開発も進んでいることから、新旧住民による新たな交流場面をどのように創設していくかなど今後あらたな課題も想定される。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(8) つつじヶ丘地区

東つつじヶ丘地区は、もともと集落に住んでいる人と転入してきた人が混在しており、また、市営住宅居住者とそれ以外の住民交流が希薄である一方で、急速に高齢化が進んでいる。

西つつじヶ丘地区は、西つつじヶ丘ふれあいセンターを拠点として、自治会や地域のネットワークグループを中心に趣味の教室やグランドゴルフ、朝カフェ、映画鑑賞会等地域の集まり（集いの場）活動が盛んである。

南つつじヶ丘地区は、当初の転入者が高齢期を迎え、高齢化が進んでいるなか、地縁が薄く、交流の中心は自治会、老人会等の活動になっていると考える。その中で、南つつじヶ丘ふれあいセンターを中心に、子どもから高齢者の活動まで幅広く取り組まれている。

今後、つつじヶ丘地区は急激な高齢化、後期高齢者人口の増加も予想され、様々な課題が生じることが考えられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

* その他

一般財団法人 長寿社会開発センターの発行する「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に業務に取り組みます

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

包括支援センターが実施できたことは青色、実施できなかったことや課題は赤色で表示。

亀岡市 亀岡地域包括支援センター

作成年月日 令和5年3月31日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和4（2022）年度のセンター目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 センターは、亀岡市における地域包括ケアシステム等の構築のために土壌づくり等に取り組む（規範的統合）。 2 経験ある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員等の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として柔軟に業務を行う（協働性・地域性）。 3 公正で中立な事業運営を行う（公益性）。
亀岡市 亀岡地域包括支援センターの取組現状
新型コロナウイルスの感染拡大が予断を許さない状況が続くが、WEB等のニューノーマルな取り組みを積極的に取り入れることで、相談業務は概ね平常を取り戻している。
取組と目標との差（課題）
新型コロナウイルスの影響で担当地域全域において定期的な地域ケア推進会議を開催できておらず、各地域の高齢者を取り巻く現状と課題等が把握しきれていない。
課題解決の為に亀岡市亀岡地域包括支援センターとして取組むこと
どのような状況下においても平常運転ができるように、BCPの策定や定期的に業務手法を見直す。また地域社会とのつながりも希薄にならないようセンター運営に努めたい。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や行政機関等より依頼を受け、必要な支援等につないだ（8件）。 2 総合相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は新規相談を234件受け付け、その全てに対応し、そのうちの終結は181件（77%）であった。相談内容については、介護保険制度の活用（特に住宅改修や福祉用具の購入・レンタルによる環境整備・介護予防のための通所利用）が多数を占

<p>めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括内で意識を統合するために定例で包括内会議を開催した（4/25、5/30、6/27、7/28、8/29、9/26、10/10、11/28、2/27、3/27）。 ・ 感染対策、災害対応、虐待対応、ハラスメント対策等について定期的に研修や訓練を開催した。 <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（社会福祉士）に記載。
<p>権利擁護業務</p> <p>1 高齢者虐待の予防活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（社会福祉士）に記載。 <p>2 高齢者虐待の早期発見、早期介入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待事案は包括のみで抱え込まず、行政機関等と連携を密にすることを心がけ、早期介入に努めた（継続的な対応案件は1件）。 <p>3 人権侵害事象への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度は報告する案件は無かったが、亀岡市が開催する人権研修等に定期的に参加し職員の資質向上、学びを深めることに努めた（7/14、8/4、8/31、12/13、2/22）。 <p>4 成年後見制度の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀岡市成年後見制度中核機関運営委員会へ包括の代表として参画し、現状や運用について現場の意見交換ができた（8/24、11/25、3/20）。 ・ 相談に応じて制度説明や申し立て支援を行うことができた（21人）。 <p>5 消費者被害への相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（社会福祉士）に記載。
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務</p> <p>1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（主任介護支援専門員）に記載。 ・ 東部地区社協との懇談（4/26）、民生委員中部ブロックとの懇談（5/26）を通じて地域住民との顔の見える関係づくり、地域の実状についての意見交換を行った。 ・ 地域における関係機関・関係者（介護保険事業所・医療機関・民生委員等）のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報の資料などを収集した。 ・ 三愛の里うつね小規模多機能型ホーム運営推進会議（4/28、10/28、12月中止、2/24） ・ しんまち小規模多機能型ホーム運営推進会議（5/18、6/24<避難訓練>、7/20、11/16 1月中止、3/22） ・ すずらん小規模多機能型ホーム運営推進会議（7月中止、11/18、1/20、3/27欠席） <p>2 介護支援専門員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の介護支援専門員からの相談に対して担当者の視点に立ちながら、利用者の自立に向けた支援に繋げるためにスーパーバイザーとして事例を一緒に検討した。

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

<ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員からの相談に対して、利用者の意思を尊重し重度化の防止や自立に向けて支援に導けるように事例検討会でのコーディネートの進め方について助言をした。 ・担当者会議等に同席し、ケアマネジャーへの後方支援を行うことができた。
<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・共通項目（保健師・看護師）に記載。 ・生活支援コーディネーター等と連携して、地域ケア推進会議の開催等に向けて連携ができた。 ・地域のサロンには適宜参加し、地域住民と顔の見える関係づくりや課題の抽出、情報共有に努めることができた。 <p> 亀岡地区東部サロン (6/11、8/27、11/12) 亀岡地区中部サロン (4/16、7/16、11/19、1/21) 亀岡地区西部サロン (6/14、7/12、10/11、11/15、3/14) あまるべサロン (4/23、5/28、6/25、7/23、10/22、2/25) 亀岡地区元気はつらつ教室 (6/3、7/1、9/2、10/7、11/4、12/2、2/3) 京町サロン (9/10) 北河原町ふれあいサロン(3/22) </p>
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・行政・民生委員等と協力し、訪問等を通じて認知症高齢者やその家族の把握に努めた。 ・行政と連携し、認知症啓発のチラシや物品の配布を行った(9/10)。 ・認知症サポーター養成講座を実施し、センターの活動や役割、市が進める認知症施策の広報を行った(8/30、9/30)。 ・認知症事前登録制度について、登録された認知症高齢者の情報共有を図った(2名)。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・共通項目（地域ケア個別会議）に記載。 ・地域ケア推進会議に向けて各地域の関係者と日程調整を行い、下半期に開催。
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民啓発部会へ参加し、啓発活動に参加し公開講座に向けて準備を進めた(7/19、8/22、10/31、12/6、1/19、2/7)。
<p>生活支援体制整備事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター等と連携して、地域ケア推進会議の開催等に向けて連携ができた。 ・地域のサロンには適宜参加し、地域住民と顔の見える関係づくりや地域課題の抽出、情報共有に努めることができた。
<p>目標との差（考察）</p>
<p>1 考察</p>

- ・令和4年度はコロナウィルス感染の影響を大きく受けながらも閉所することなくセンター事業を継続できた。しかし全地域で地域ケア推進会議が開催できておらず地域との連携構築には課題が残る。また、介護保険制度の利用希望が相談の多くを占め、業務の殆どを費やしている。
 - ・各職員が自身で決めた領域の研修を積極的に受けることで自己研鑽に努め、公正で中立な運営に努めている。
- 2 目標を達成するために必要な具体策
- ・担当地域において関係者と連携し地域ケア推進会議等を開催することで、地域の課題や強みを抽出して、課題改善や政策形成等につなげていく。
 - ・当包括はケアプラン数が亀岡市で一番多く、職員数が6人~7人は必要である。昨今の人材不足により、職員数が維持できるかが非常に重要となるため、採用は無理をしてもタイミングをみて進めていく必要がある。

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

包括支援センターが実施できたことは青色、実施できなかったことや課題は赤色で表示。

亀岡市 南部地域包括支援センター

作成年月日令和5年3月31日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和4（2022）年度のセンター目標
住民が住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるよう、コロナの感染状況を見ながらサロン・民生委員・自治会等地域へのアウトリーチを行うと共に、南部地域の課題である交通問題についても、どのように情報収集・分析をするのか検討を重ねる。
亀岡市 亀岡地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> 地域もアフターコロナに向け、徐々にではあるがサロンの再開や会議・地域の集まり等徐々に地域活動が再開しつつある中、感染状況等をみながら今後の地域活動に向けて各関係機関と情報交換・顔つなぎ等行っている状況である。 地域課題としては、交通問題を抱えている事は認識しているが、具体的にどのような問題・ニーズがあるのかデータ化し分析はできていない現状である。
取組と目標との差（課題）
<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア推進会議等の開催や地域での活動に向けて地縁組織との関係づくりが必要。 交通問題についてはデータ化・分析を行う上で、具体的なガイドラインが出来ていない状況であるため検討を重ねて行く。
課題解決の為に亀岡市 南部地域包括支援センターとして取組むこと
<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア推進会議等の開催や地域での活動に向けて地縁組織と連携・情報交換を行う。 交通問題は、南部地域の大きな地域課題であると認識しているが、具体的に問題・ニーズの統計分析が出来ていない状況である。南部地域一番の課題ととらえ数年掛けてでも取り組む課題であると考え。その事を踏まえ今年度は、アンケートなどの状況収集の方法を行う上で、地域組織との連携・情報交換・他市の情報を収集し包括内で検討を行い、ガイドラインを作成する。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<ol style="list-style-type: none"> 実態把握 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、高齢者訪問調査はコロナ禍にて中止。訪問調査は郵送にて実施。

- ・総合相談及び、地域の民生員等関係機関との連携を通じ生活実態、支援を必要とする地域住民の現状を把握し支援を行った。

2 総合相談事業

- ・南部包括内相談者把握会議を毎月定例開催し、総合相談についてのケース検討、相談内容の把握、終結確認を行い、スキル向上や意思統合に努めた。
4/12、5/10、6/7、7/5、8/16、9/6、10/11、11/8、12/20、1/17、2/21、3/31

3 地域におけるネットワーク構築

- ・南部ブロック民生委員定例会議へ出席 4/4（対面）、2/3（対面：研修）、3/20（対面）
- ・西別院地区社協会議へ出席 4/26（対面）、7/23（対面）、11/23（対面）、12/10（対面）
- ・東別院町サロンに参加 6/23（対面）
- ・西別院いきいきサロンに参加 9/27（対面）10/23（対面）3/14（対面）
- ・資源循環推進課とのふれあい収集事業についての意見交換 8/23（対面）
- ・重層的支援体制整備事業に係る研修会に参加 1/13（対面）
- ・移動サービス事例報告会に参加 2/15（Web）

権利擁護業務

1 高齢者虐待の予防活動

- ・共通項目（社会福祉士）に記載。

2 高齢者虐待の早期発見、早期介入

- ・関係機関と連携を図り、早期介入に努めた。相談件数：2件

3 人権侵害事象への対応

- ・該当ケースなし。
- ・ゲートキーパーの研修に参加し、事象の発見・相談の際に気を付けなければならない知識について理解を深めた。1/23（対面）
- ・消費者大会に参加し人権侵害について知識を深めた。3/20（Web）

4 成年後見制度の利用支援

- ・相談件数は2件。
- ・長寿すこやかセンターの成年後見制度研修に参加し、成年後見制度についての理解に務めた。12/26（Web）

- ・事例が少ないことから、専門機関との連携を行い、相談の質の向上を図っていく必要がある。

5 消費者被害への相談支援

- ・相談件数は1件
- ・亀岡警察署や国民生活センターの消費者被害についてのチラシを地域包括支援センターの掲示板に掲示を行い、地域に向けて情報を発信した。
- ・福祉のつどいにて消費者被害の啓発活動を行った。
- ・西別院サロンにて消費者被害講座の開催、今後の情報提供をする為の打ち合わせを行い地域と情報交換を行った。
- ・消費者被害が多く出現している現状を考えると、地域に向けて消費者被害についての講座を開催する等して注意喚起をしていく必要があると感じている。
- ・共通項目に記載（社会福祉士）。

包括的、継続的ケアマネジメント業務

1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・共通項目（主任介護支援専門員）に記載。
- ・地域ケア推進会議については、各町の自治会長と事前調整会議を実施し、西別院町 7/23（対面）・曾我部町 11/8・（対面）東別院町 3/10（対面）にて開催。
- ・セーフコミュニティかめおか「高齢者の安全対策委員会」出席 10/26（対面）
- ・亀岡清泉荘運営推進会議に参加。 5/24（対面）、7/29（対面）、9/30（対面）11/29（対面）、1/17（対面）、2/21（対面）、3/24（対面）

2 介護支援専門員への支援

- ・相談4件 南部圏域の小規模多機能ホームより、認知症利用者へのサービスやご家族対応方法、コロナ禍対応等についての相談があり、支援方法の検討を行った。
- ・包括から委託した3名のプランに対して、随時担当者会議へ参加し、助言等を行った。

介護予防ケアマネジメント業務

1 介護予防給付ケアマネジメント

- ・南部包括内相談者把握会議を毎月定例開催し、ケアプランについてのケース検討、相談内容の把握を行い、スキル向上や意思統合に努めた。
4/12、5/10、6/7、7/5、8/16、9/6、10/11、11/8、12/20、1/17、2/21、3/3
- ・京都府介護支援専門員協会中部ブロック研修会「いまさら聞けないケアマネジャー

<p>の法令遵守Ⅱ」参加 10/25 (Web)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度ビデオ会議型ケアプラン点検参加 11/2 (対面) ・意思決定多職種研修会参加 11/5 (Web) ・適切なケアマネジメント手法セミナーに参加 3/16 (Web) <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度化予防・介護予防の支援に向けて、地域に介護予防を広げていくために、保健師看護師会議の中で、地域へ出向いた体験の共有や出向く方法の検討を行った。また、介護予防の啓発に向けた講話の内容、チラシ等を作成するための情報を収集し、地域に出向く準備を行った。 ・共通項目（保健師・看護師）に記載。 ・令和4年度京都府南丹圏域高次脳機能障害支援ネットワーク会議に参加 12/19 (Web) ・市民フォーラムに参加 11/6 (対面) ・介護予防従事者スキルアップ研修に参加 11/22 (Web) ・老人クラブで「フレイル予防」について講話を行い活発な意見交換を行った。(参加者 11名) 3/29 (対面) ・介護予防拠点活動支援事業（フレイル特化型）の受付業務 及び 地域へ向けての情報収集を目的に参加を行った。 12/23 (対面)・/3/10 (対面)・/3/24 (対面) ・zoom で南丹地域リハビリ支援センター研修に参加し、通いの場などの地域に出向くための準備を行った。
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、地域の福祉サービス事業所、民生委員、自治会等と連携を取りながら地域の認知症高齢者やその家族の把握に努めた。 ・認知症高齢者等事前登録制度、認知症初期集中支援チーム等の制度の周知や該当ケースに登録を勧めた。 ・キャラバンメイト養成研修に参加。 6/29 (対面) ・アミティ前にてアルツハイマー月間の啓発活動に参加。 9/10 (対面) ・認知症初期集中支援チーム検討委員会会議に出席 2/2 (対面) ・神経心理学的アセスメントセミナー（長谷川式について）に参加 2/13 (Web) ・事前登録制度会議に出席 3/20 (対面)
<p>地域ケア会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項（地域ケア個別会議）に記載 ・西別院町 7/23 (対面)・曾我部町 11/8 (対面)・東別院町 3/10 (対面)にて地域ケ

<p>ア推進会議を開催し、自治会、地区社協、民生委員、交番、生活支援コーディネーター、小規模多機能ホーム等に参加してもらった。その中で地域の高齢者についての意見交換や活動報告、高齢者の交通問題、サロンなどの地域活動の再開に向けた協議を行った。</p>
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぎっくばらんの会に参加 7/19 (Web)、9/20 (Web) ・かめおか医療連絡研究会に参加 11/22 (対面) ・在宅療養する本人・家族に寄り添う医療とは研修に参加 12/15 (Web)
<p>生活支援体制整備事業への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと連携を図り、地域ケア推進会議開催に向けた事前調整会議を行った。 ・地域ケア推進会議では「地域カルテ」等の情報発信行い、共有を図った。 ・南部地域の課題である交通事情について在介協南丹ブロック研修会「運転免許証の自主返納について」に参加し、亀岡警察署交通課と意見交換行い、連携体制を図った。 9/28 (Web) ・西別院地区社協会議にて地域住民へ交通問題に関するアンケートを行い、集計結果をもとに意見交換を行った。 7/23 (対面)
<p>目標との差（考察）</p>
<p>1 考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防に配慮しながらの活動であったが、自治会・地区社協・民生委員と地縁組織にアプローチする事ができ、包括支援センターの啓発・関係構築を行う事が出来た。 ・コロナ禍にて、総合相談内容も複雑かつ重層的な相談になってきているので、多職種との連携を強化していく必要がある。 <p>2 目標を達成するために必要な具体策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン等の地域活動も徐々に活動の兆しがみられるので、コロナ前の活気のある地域に戻る様に、連携体制を密にしながら活動していきたい。 ・複雑かつ重層的な総合相談に対応していくため、センター内でのチームアプローチ機能の強化、多職種との連携を強化しながら、重層的支援体制整備事業を活用し対応にあたって行く。

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

包括支援センターが実施できたことは青色、
実施できなかったことや課題は赤色で表示。

亀岡市 中部地域包括支援センター

作成年月日 令和5年3月31日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和4（2022）年度のセンター目標
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉・地域の活動者など、様々な関係機関と連携を行い、地域住民が安心して生活できる体制（地域）作りを行う。 ・各専門職が相互に情報を共有・協議しワンチームとして業務を行い、質の高い支援を目指す。 ・感染症対策に留意し、地域との関わり方や情報収集・発信を行いながら、ウィズコロナ時代における新しい生活様式に対応した活動を計画し提案していく。
亀岡市 中部地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ・中部地域包括支援センターの役割や機能についての周知を行い、地域や関係機関との連携体制の強化を図っている。 ・民生委員児童委員や自治会、地域の関係機関の方と定期的に情報交換を行っている。またサロンや介護予防拠点活動支援事業へ参加し、顔の見える関係作りを行っている。 ・一日2回昼夕で情報共有を行い、各専門職が連携・協議・協働し、常にチーム対応を心掛けている。 ・センターの活動についてSNS等で情報発信を行っている。
取組と目標との差（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・個別事例を分析し地域課題として捉え、地域と共有する事で、地域のニーズを把握し、地域の方と共有・問題解決に向けた実践を地域の方が主役となってできるための後方支援や情報発信を行っていく事必要がある。 ・コロナ禍で地域の集まりやサロン等、開催が中止、制限されている現状であり、地域課題・地域資源に関する情報収集が不十分だったことから、感染対策を行った上での情報収集の継続や、新しい体制作りの提案が必要である。 ・各専門職会議に参加し、センター内で共有、意思統合を行い、チームでの課題解決に向けた連携、対応のスキル向上につなげる必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSでの発信のみでは高齢者等が自ら情報を得るのは難しく、地域情報が届きにくく不十分である為、チラシの作成など広報の取り組み方を検討する必要がある。
<p>課題解決の為に亀岡市中部地域包括支援センターとして取り組むこと</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が主体となって課題解決を行えるような働きかけを行う。 ・ 令和3年度の総合相談内容を分析し、感染予防に留意して、地域の活動者と協議し、ウィズコロナ時代に対応した介護予防の啓発・周知方法を深める。 ・ SNSに偏らず、様々な媒体で多くの地域住民に伝わるような広報を行っていく。
<p>個別目標及び到達手法の為に実施する内容</p>
<p>総合相談支援事業</p>
<p>1 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会訪問や民生児童委員総会・定例会等へ参加し、地域の特性や課題を共有した。 ・ 自治会や民生児童委員等から「気になる」と相談があったケースについては、センター内で共有、逐次訪問、状況によっては必要な支援につないだ。 <p>2 総合相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規総合相談受付数 274 件、月平均 22 件程度の相談があった。相談内容については、「介護保険（サービス利用希望）」が一番多く、「認知症」、「終末期医療」なども増加傾向である。 ・ 1日2回（昼、夕）ミーティングを開催し、受け付けた総合相談事例やケアプラン事例の内容把握、進捗状況の共有、終結確認などを行った。特に新規総合相談ケースにおいては、「チームで支援を行う」体制づくりの強化を図った。 ・ 月2、3回ペースでケース検討会を開催し、支援の振り返りや、それぞれの専門職からの意見を参考に今後の対応策を検討した。 <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会や民生児童委員との連携、ネットワーク構築を図ることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ○4/13(水)千代川町サロン『ふれんず』参加 ○6/2(木)中部地区民児協定例会参加。『中部地域の暮らしを考える～それぞれの地域を知ろう～』と題したワークショップ開催。参加者 40 名 ○11/9(水)中部地区4町合同『地域ケア推進会議』開催。自治会、民生児童委員、地区社協、警察、行政、社協（生活支援コーディネーター）等参加者 33 名 ○R5.3/2(木)中部地区民児協定例会参加。研修『中部地域包括支援センターの概要について』説明・報告。参加者 40 名 ・ 洛和グループホーム亀岡千代川運営推進会議：書面会議 ・ 共通項目（社会福祉士）に記載。

<p>権利擁護業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者虐待の予防活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（社会福祉士）に記載。 ・ 民生児童委員の定例会や個別訪問等で相談通報の窓口である包括の役割を広報した。 2 高齢者虐待の早期発見、早期介入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報を受け、即時他機関等と連携、情報収集し、市と共有して対応にあたった。 ・ 当該世帯に関わる事業所と適時ケース会議を行い、課題を共有、対応を協議した。 3 人権侵害事象への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護に関する事案（第三者から個人情報の開示を求められた案件）について市と協議し対応した。 4 成年後見制度の利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の相談に適時対応し、丁寧な制度の説明を心掛けた。 ・ ケアマネジャーからの制度利用支援の依頼を受け、適時制度の説明を行った。 5 消費者被害への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察からの情報提供に基づき、訪問時等地域住民へ適時注意喚起を行った。 ・ 地域のサロンにて消費者被害についての講座を行い、注意喚起した。 ○6/21(火)千代川町湯井ふれあいサロンにて、「消費者被害」についてのミニ講座開催。 ・ 共通項目（社会福祉士）に記載。
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（主任介護支援専門員）に記載。 ・ 吉川町民生児童委員定例会にて『介護保険の仕組みや制度について』のミニ講座を開催した。地域資源などの情報共有、意見交換も行えた。 ○6/15(水)「介護保険の仕組みや制度について」参加者5名 ・ 各自治会、関係機関と連携を図り、地域ケア推進会議の開催に向けた調整ができた。 ○11/9(水)4町合同の地域ケア推進会議開催。それぞれの地域の強みや課題などを共有することができた。 2 介護支援専門員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業所ケアマネジャーから困難事例の相談を受けた際は、連携しながら同行訪問や助言など後方支援を行うことができた。 ・ 法人内居宅介護支援事業所との合同事例検討会を月1回定期開催し、ケアマネジャーへのスーパービジョンに取り組めた。 ・ 次年度は、圏域内の居宅介護支援事業所ケアマネジャーに向けた取り組み（意見交換、勉強会、事例検討会などの開催）を考えている。

<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>
<p>1 介護予防給付ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態や意向に基づき、自立支援、主体性を引き出すアセスメントを心掛け、介護予防ケアプランの作成に努めた。 ・センター内でケース検討会を定期的に行い、自立支援型の支援が提供できているか確認し、センター全体の支援の質の向上を図った。 ・居宅介護支援事業所に業務の一部を委託している利用者については、サービス担当者会議等に参加し、利用者の自立を促すための適切な支援が提供できているか、関係機関と確認・共有を行った。 <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通項目（保健師・看護師）に記載。 ・当センター独自の「ミニ講座」の冊子を作成した。今後随時配布していく。 ・ロコモコーディネーター資格取得研修会に参加し資格取得した。次年度は、サロン等の主催者と連携し、ロコモ啓発やロコトレ指導などに活かしていく。 ・介護予防拠点活動支援事業・サロンに参加し、地域課題について主催者と共有した。また、自身でできる介護予防の取り組みを周知するために、認知症予防とフレイルの予防についてミニ講座を開催し、必要性について理解を深めることができた。 <p>○介護予防拠点活動支援事業受付業務 NPO亀岡人権交流センター(稗田野町)6件</p> <p>○介護予防拠点活動支援事業(フレイル特化型)受付業務 長尾接骨院(大井町)23件、(千代川町)17件</p> <p>○6/21(火)千代川町湯井ふれあいサロンミニ講座開催。「オーラルフレイル予防」</p> <p>○11/24(木)(株)イートン職員研修参加。「認知症と予防、介護保険の仕組みと利用について」参加者16名</p> <p>○5.2/24(金)ナルク介護認知症予防講座開催。「認知症について、介護保険サービスについて」参加者37名</p>
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症の人やそのご家族が安心して暮らせるまちづくり」につながる認知症サポーター養成講座や取り組みの広報を下記の通り実施した。 ○7/18(月・祝)稗田野町地区社協にて認知症サポーター養成講座（講座・寸劇） 参加者42名 ○9/10(土)認知症の人と家族の会と協働で世界アルツハイマーデーの街頭啓発 ○11/20(日)稗田野町太田区にて認知症サポーター養成講座（講座・ふれあい声掛け訓練）参加者50名 ○12/2(金)亀岡市立吉川小学校6年生 認知症サポーター養成講座6名
<p>地域ケア会議の開催</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・共通項目（地域ケア個別会議）に記載。

在宅医療・介護連携推進事業への参画
<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院運営委員会に参加し、地域医療連携実績報告や、新型コロナウイルス感染症が流行している中での在宅介護の課題等の共有を行った。
生活支援体制整備事業への参画
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと連携、打ち合わせを重ね、11/9日(水)中部地域4町合同地域ケア推進会議を開催した。 ・自治会等訪問時には、事前に地域カルテで地域の特徴や取り組み等の情報把握に努め、今後の地域づくりを考える上での参考とした。 ・4/13(水)千代川町サロン『ふれんず』、6/21(火)千代川町ふれあいサロン、10/11(火)千代川町湯井ふれあいサロンに参加。地域で行われている社会資源の把握、開催趣旨や利用方法などの確認、顔の見える関係づくりに努めた。
目標との差（考察）
<p>1 考察</p> <p>中部地域包括支援センターの役割や機能についての周知、顔の見える関係づくり等に取り組んだ結果、自治会や民生児童委員からの直接の総合相談が増え、また認知症サポーター養成講座やミニ講座（介護保険制度、フレイル予防、認知症、消費者被害など）の依頼を受け開催につなげることができた。センター開設して2年目ではあるが、地域や様々な機関との連携が図れ、一定の目標は達成できたと思う。</p> <p>総合相談に関しては、迅速な初期対応、関係機関との連携、緊急性を考慮した対応を心掛けたが、介護保険制度（サービス）の相談が一番多く、おのずと介護予防プラン作成数も増加傾向で、業務量が増大しているのが現状である。</p> <p>2 目標を達成するために必要な具体策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や民生児童委員との連携強化、地域の集まりやサロン等への参加を積極的に行い、4町それぞれの地域情報の収集や特色を生かした「地域づくり」の取り組みにつなげていく。 ・中部圏域の総合相談件数・介護予防プラン作成件数（ともに増加傾向）を考えると、早急な職員確保が必須である。しっかりとした体制を確保し、包括の主要4業務について、今以上力を入れ取り組んでいきたい。

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

包括支援センターが実施できたことは青色、
実施できなかったことや課題は赤色で表示。

亀岡市 西部地域包括支援センター

作成年月日令和5年3月31日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和4（2022）年度のセンター目標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種関係機関・関係団体及び多職種と連携し、地域における現状・資源を把握する。 ・総合相談、生活支援体制整備事業への参加、地域ケア個別会議等を通じて地域課題の抽出に努める。 ・地域資源状況、地域課題について、関係者間で共有し地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域に対し必要な資源開発等の働きかけを行う。 ・自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。
亀岡市 西部地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ・これまで開催してきた、民生委員との地域会議の内容から「移送支援・ゴミだし支援」「災害時の重度要介護者等の避難体制作り」の課題が依然未解決である。 ・コロナ禍により、地域活動が制限され関係機関との連携が思うように取れなかった。
取組と目標との差（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染予防対策のため、地域活動が自粛や休止となり、包括支援センターが集いの場に参加できなかった。
課題解決の為に亀岡市西部地域包括支援センターとして取組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も町別の課題に応じた取り組みについて、亀岡市社協や地域民生委員および地域の活動支援者と連携を図り関係強化に努める。 ・本梅町・・・昨年度取り組んだ重度要介護者の災害時避難対策についてマニュアル化出来る様に自治会に働きかけていく。金融機関や商店などの地域資源が充実しているが、地域の集い場の情報が少ないため、情報収集を行う。 ・畑野町・・・災害時の避難対策について自治会、民生委員等の関係機関から情報収集する。「移送支援・ゴミだし支援」については、地域の実情把握をする。 ・宮前町・・・それぞれの地域活動支援者に、活動状況の確認し、地域の避難訓練の参加に努める。

- ・東本梅町・災害時の避難対策について情報を得る。
- ・地域包括支援センターおよび指定介護予防支援事業所のBCP作成
- ・自然災害時に向けた4町の自主防災の取り組みに、包括支援センターも避難訓練や災害対策支援として地域会議に参加し、地域ネットワークの構築を図る。
- ・地域資源開発のため、亀岡市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、地域活動の情報収集を行う。
- ・感染防止対策を講じた上で、地域サロンや老人会活動へ出向き介護相談や出前講座を企画し、開催する。
- ・看護師をめざす実習生を受け入れ、包括支援センターの役割を学んでもらう。

個別目標及び到達手法の為に実施する内容

総合相談支援事業

1 実態把握

- ・新規相談を含め、介護保険利用に繋がっていないケースや気がかりな高齢者について実態把握を行った。

2 総合相談事業

- ・新規相談を受けた者が相談受付表を作成してセンター内で情報共有し、必要に応じて関係機関へ迅速な連携を行った。
- ・センター内の定例会議を毎月1回以上開催し、情報の共有や相談事例の進捗状況の確認、各専門職の活動状況の報告を行い、意思統合を図った。

【定例会議の開催日】

4/4 4/18 4/22 4/25 5/19 5/30 6/9 6/23 7/8 7/14 8/3 9/7 10/4
10/25 10/28 11/2 12/2 12/13 1/16 1/19 2/3 2/7 2/17 3/6 3/9 3/13
3/23 3/31

- ・コロナウイルス感染症拡大に伴い、職を失った高齢者に対し「緊急小口資金等の特例貸付」と「総合支援資金」の案内をし、申請手続きの支援を行い支給につなげた。

3 地域におけるネットワーク構築

- ・共通項目（社会福祉士）に記載。
- ・担当圏域の要援護高齢者に対して、各町自治会および各町民生委員、サービス事業所、その他地域支援者等とのネットワーク構築を継続し、より深めることができた。
- ・各町民生委員と要援護高齢者に関する情報交換を行った。

【開催日】

6/14 11/7 2/20 東本梅町
6/21 2/9 本梅町
7/15 3/17 畑野町
8/9 2/10 宮前町

- ・陽風荘運営推進会議へ参加した。

5/17 7/19 11/15 3/14

9月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

1月は積雪のため中止。

- ・京都府地域包括・在介協議会 南丹グループ研修を開催した。
- 9/28 「運転免許自主返納に繋げる」講師（亀岡警察署生活安全課）
- ・亀岡市重層的支援体制整備事業に係る研修参加（1/13）
- ・南丹市介護者家族の会合同交流会参加（11/11）
（南丹市日吉生涯学習センター 遊 you ひよしホール）
- ・プラムクラブ発足式参加（本梅町自治会）（11/24）
- ・長野県・移動サービス事例報告会（本梅町自治会）（2/6）
- ・ゲートキーパー研修（基礎研修）（亀岡市役所）（1/23）
- ・ゲートキーパー研修（専門研修）（亀岡市役所）（3/17）

権利擁護業務

1 高齢者虐待の予防活動

- ・共通項目（社会福祉士）に記載。
- ・地域サロンに出かけ、地域包括支援センターが虐待相談の窓口になっていることや、近所で気になる高齢者がある場合に相談していただくように促す啓発を行った。

6/14 東本梅町サロン

10/12 11/9 宮前町宮川サロン

- ・包括内部で虐待研修を行った。1/26

2 高齢者虐待の早期発見、早期介入

- ・虐待相談対応件数 実人数 3名

（内訳）担当圏域内のケアマネジャーからの相談 1件

警察から市への報告案件 2件

（報告のみ 1件、包括担当ケースのため訪問 1件）

※いずれも夫婦喧嘩の延長と判断され、虐待認定には至らなかった。

3 人権侵害事象への対応

- ・上半期・下半期を通して事象の発見・相談はなかった。

7/13 第1回人権教育指導者研修会受講（人権課題：部落差別）

4 成年後見制度の利用支援

- ・申立て 0件

- ・成年後見制度に関わる活動

相談件数 1件（認知症の独居高齢女性に関する相談：現在申立て準備中）

- ・身寄りの無い独居高齢者へ成年後見制度の利用支援に関する情報提供を行った。

5 消費者被害への相談支援

- ・相談件数 0件

- ・訪問時、消費者被害の情報提供や注意喚起を行った。
- ・サロン等で地域包括支援センターが消費者被害の相談窓口であることや最近の被害の傾向について啓発を行った。
- 6/14 東本梅町サロン
- 10/12 11/9 宮前町宮川サロン
- ・関係機関（亀岡警察署・弁護士会・国民生活センター等）からのチラシやポスター等をセンターの掲示板に掲示し、情報発信を行った。
- ・共通項目（社会福祉士）に記載。

包括的、継続的ケアマネジメント業務

1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・共通項目（主任介護支援専門員）に記載。
- ・気がかり要援護高齢者（独居および高齢世帯）の情報交換会議を各町で半期ごとに開催した。上半期は生活支援コーディネーターを交え、地域資源・地域課題について情報共有を行った。下半期は民生委員・児童委員の改選があり、新体制で再スタートした事を鑑み、今後の情報交換の場をさらに充実した会議にするため、意見交換会を含めた会議開催とした。

6/14 11/7 2/10 東本梅町

6/21 2/9 本梅町

7/15 3/17 畑野町

8/9 2/10 宮前町

- ・今年度は、コロナ感染状況の改善の兆しはあったものの、地域支援者やサービス事業所関係者向けの資質向上に向けた研修実施には至らなかった。
- ・災害時の避難支援ネットワーク作りについては、寝たきり高齢者家族、担当ケアマネジャー、地域関係機関からの相談や問い合わせが無かった。

2 介護支援専門員への支援

- ・西部4町の要介護1以上のプラン作成を担う居宅介護支援事業所および小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を対象に、事例検討会を開催した。(3/10)

介護予防ケアマネジメント業務

1 介護予防給付ケアマネジメント

- ・要支援の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行った。作成した予防プランにおいて本人の自立を支援する目標が設定されている事を目指し、介護保険更新時と1年毎に評価、実施したサービス提供がなされているかを振り返った。
- ・自立支援に向けて職員の資質向上のため、下記研修に参加した。コロナ禍のため Web研修が中心であった。

7/6 京都府ヤングケアラー総合支援センターについて（オンライン）

9/10 近弁連高齢者の管理に関する連絡協議会：テーマ「後見と医療同意～本人の医療

における意思決定支援のあるべき姿とは」奈良弁護士会発表（オンライン）

9/28 R4年度「地域連携強化推進研修（オンライン）前期1回目

10/25 京都府介護支援専門員会中部ブロック研修（オンライン）

10/31 自立支援型地域ケア会議研修（オンライン）

11/1・11/2 難病研修（オンライン）

11/26 R4年度「地域連携強化研修（オンライン）」前期2回目

12/3 認知症にかかる研修会 高齢者の精神疾患の見立て方「メンタルわかりません」からの脱出（京都中部総合医療センター）

12/15 第3回リハセンステップアップ研修 在宅パーキンソン病患者のリハビリテーション整形外科あんどクリニック（オンライン）

12/20 認知症ケア研修（オンライン）

2/13 長谷川式簡易知能評価スケールを現場で活かす研修（オンライン）

2/13 BCP あと1年実効性のあるBCP策定への総仕上げ（オンライン）

2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント

- ・要介護状態等になる恐れの高い高齢者に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業等を通じて心身の状態の維持や改善を図るための適切な支援を行った。
- ・共通項目（保健師・看護師）に記載。保健師看護師会議に参加して情報を共有し、質の向上を目指した。
- ・地域サロンへ出向き、フレイル・認知症予防の脳トレや体操などの介護予防の啓発活動を実施した。また、サロン訪問時には包括リーフレット配布や地域包括支援センターの広報を実施した。

5/24 本梅町サロン

6/7 東本梅町サロン

7/21 猪倉サロン（見学）

9/14 宮川サロン

9/26 本梅町中野区サロン（見学）

10/11 本梅町中野区サロン

10/12 宮川サロン

11/9 宮川サロン

11/11 東本梅町サロン

12/14 宮川サロン

2/8 宮川サロン

2/14 本梅町中野区サロン

3/8 宮川サロン

3/15 東本梅町サロン

令和4年度亀岡市介護予防拠点活動支援事業（フレイル特化型）モデル事業

<p>5/6 亀岡市より説明、5/19・5/20 畑野町自治会館にて面談実施。 10/7・10/13 東本梅町自治会館にて面談実施及び利用決定意見書作成。</p>
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チームや関係機関の連携については特に事例はなかった。 ・ 認知症と診断された利用者について、関係機関と連携し、継続支援を行った。 ・ 認知症サポーター養成講座の依頼はなかった。 ・ 9/10 世界アルツハイマーデーに係る啓発活動の協力としてアミティにて啓発物品配布。
<p>地域ケア会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（地域ケア個別会議）に記載。 ・ 本梅町と東本梅町合同で「住みやすい街づくりを目指そう」をテーマに、長野県移送サービス事例報告会WEB研修を受講した。
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護・福祉連携推進会議において、亀岡市の求めに応じて会議に参加した。 ・ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）会議。 8/24 10/5 12/7 3/15（1/25 大雪の為中止） ・ 京都府地域包括ケア推進団体 意思決定支援研修オンライン視聴。（11/5）
<p>生活支援体制整備事業への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域民生委員と生活支援コーディネーターを交えて地域資源についての情報共有を行った。6/14（東本梅町）、6/21（本梅町） ・ 生活支援コーディネーターとサロン訪問における打ち合わせ実施。（6/20） ・ 亀岡市資源循環推進課 ふれあい収集事業について来所説明。（8/12）
<p>目標との差（考察）</p>
<p>1 考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題を発掘する上で、移送問題に関しては、西部全域の問題として捉えていたが、畑野町を除く3町に関してサロン参加者に限定してアンケートを実施した結果、現時点では家族、地域知人、自らの運転により対応ができることが分かった。 ・ ゴミ出しについては、一部地域でゴミを出せない高齢者が居り、地域住民の支援で成り立っている。 ・ 地域によってニーズが異なる事が分かったため、活動の場に行く必要がある場合は、目的を持って出向いていく必要がある。 <p>2 目標を達成するために必要な具体策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動を行っている団体に積極的に関わり、「移送問題」や「ゴミだし支援」の実態把握を行いつつ、地域資源の把握にも努める。

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

包括支援センターが実施できたことは青色、実施できなかったことや課題は赤色で表示。

亀岡市 川東地域包括支援センター

作成年月日令和5年3月31日

目的

高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。

介護保険8期目標

- 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。
- 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。
- 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。

令和4（2022）年度のセンター目標

- 1 センターは、亀岡市における地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、様々な関係者や地域住民が協働し、多様な価値観や文化などを共有することができる土壌づくりに取り組みます。
- 2 保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有し、「ワンチーム」として業務を行います。また、介護予防ケアプランが、自立支援・重度化防止・活動や参加に着目し、できる活動をしている活動に変え、さらに自信を取り戻せる支援を、自助・互助・共助・公助に着目した支援で支援できるよう意識向上に努めます。さらに目標達成できた方については終結も視野に入れて関わっていきます。
- 3 包括的・継続的ケアマネジメントの構築
 - (ア) 令和4年度においても、生活支援体制整備事業の推進に当たり、圏域におけるニーズや社会資源の把握及び課題の整理を民生委員との定期的な懇談や第1層及び第2層生活支援コーディネーター等との連携の中で実施します。
 - (イ) 地域における関係機関・関係者（介護保険事業所・医療機関・自治会・民生委員等）のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関するマップまたはリストで管理を行い、相談内容に応じて速やかに連携を図ることができる体制を整えます。

亀岡市 川東地域包括支援センターの取組現状

- 民生委員との関係性が途切れないよう要望に応じ学びの場に参加します。
- 専門職会議・センター会議において意思統合します。
- センター内での事例検討会を継続します。
- 保険・医療・福祉・介護サービスが一体的に提供されるように普段から連携を図りながら、関係者間での情報共有に努めます。
- 災害時や感染症流行時には応援体制に今後も参画します。

取組と目標との差（課題）
○地域共生社会の実現に向けての土壌づくり ○地域における関係機関・関係者のネットワークの情報マップやリスト管理の作成
課題解決の為に亀岡市地域包括支援センターとして取組むこと
<ol style="list-style-type: none"> 1 感染対策を徹底した上でやることを前提で、行える活動を模索していきます。 2 地域ケア個別会議では、今年度はこれまで積み上げてきたノウハウを生かし、さらに協議を重ねながら居宅事業所や専門職のスキルアップにつながり、興味や関心のある会議をすることで最終目標の地域課題の抽出を目指します。 3 地域ケア推進会議の準備 4 主任ケアマネが中心となり「地域ケア個別会議」等からの地域課題を抽出します。 地域ケア会議がもつ5つの機能(①個別課題解決機能②ネットワーク機能③地域課題発見機能④地域づくり⑤政策形成機能)の中で①②については基盤整理できましたが、引き続き地域ケア個別会議を進める中で③以降の機能についても協議していきます。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 総合相談の中で介護保険の支援につながらないケースに対して、訪問や相談対応を随時行うことができた。また、電話での相談にも応じることができた。 2 総合相談事業 本人・家族からの相談だけでなく、民生委員や地域の方からの相談も関係機関と連携を取りながら相談解決へとつなげることができた。また、包括内で情報共有を常に行い、取りこぼしのないように対応することができた。 3 地域におけるネットワーク構築 共通項目（社会福祉士）に記載。 地域包括支援センターの認知度はある程度高まったため、広報誌「すみれ」は最終号を発刊し役割を終えた。今後は民生委員や自治会だけでなく、民間企業や団体とも連携していけるツールを検討する必要があると考える。
権利擁護業務
<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者虐待の予防活動 共通項目（社会福祉士）に記載。 当包括では感染予防の観点から今年度は予防に対する啓発活動は行っていない。他包括と共同での予防活動は参加している。 2 高齢者虐待の早期発見、早期介入 行政に通報後、速やかに訪問・対応を行うことができた。 年間対応件数 3件（うち終了2件、継続1件）

<p>3 人権侵害事象への対応 該当事例はないが、人権研修に参加し、職員の意識を高めることに努めた。</p> <p>4 成年後見制度の利用支援 制度利用に繋がることはなかったが、制度利用が該当するのか主治医に意見を求め、本人や家族の意見を伺いながら申請直前まで調整を行ったケースや、制度を利用することで金銭搾取されると思い込むようなケースについて成年後見中核機関に事例提供し検討する機会を作ることができた。</p> <p>5 消費者被害への相談支援 共通項目（社会福祉士）に記載。</p>
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務</p>
<p>1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築 共通項目（主任介護支援専門員）に記載。 民生委員の定例会（2/6、3/6）に参加し、介護保険についての説明を行った。 また、経済的に問題を抱える家庭に対し、家族の意向をくみ取りながら、生活保護などの情報提供を行った。 居宅介護支援事業所に対しては、地域における問題を共有し、同行や連携を図りながら解決に向けて取り組むことができた。令和5年4月1日から川東地域に居宅介護支援事業所がない状況になる。他の地域の居宅事業所とも柔軟に同行や連携を図れるよう取り組んでいきたい。</p> <p>2 介護支援専門員への支援 介護支援専門員と同行訪問し、問題解決に向けて関係機関へ働きかけを行うことができた。居宅の介護支援専門員から適切なサービスの使い方について、家族への説明を依頼する相談もあった。</p>
<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>
<p>1 介護予防給付ケアマネジメント 介護予防支援に関連する研修に参加し、1回/月のセンター会議内（5/2、5/31、6/30、7/28、8/29、10/4、11/4、12/1、1/5、2/3）で伝達研修を行い、自立支援や重度化防止、尊厳の保持に着目した介護予防ケアマネジメント作成の意識向上を図ることができている。</p> <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント 共通項目（保健師・看護師）に記載。 地域の中にある社会資源の把握に努め、保険給付が対象となるサービスだけでなく、地域資源を活用したケアマネジメントを意識し、連携を図ることができている。</p>
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<p>地域の住民や民生委員から、認知症を疑う高齢者に関する相談を受け、認知症カフェを紹介することができた。また徘徊高齢者のいる地域で地域住民の声から発足した見守り支</p>

援チームの勉強会等に参加し、認知症の方への関わり方に制度利用について地域住民と考える機会を作ることができた。

認知症サポーター養成講座の開催については、感染症の問題から自治会等は開催にはまだ消極的であった。終息の時期をみて活動再開を考えている。

地域ケア会議の開催

共通項目（地域ケア個別会議）に記載。

自治会毎に地域ケア推進会議を開催した。旭町では災害時に備え、個別避難計画を改めて地域の方々と見直し、避難訓練開催に向けて協議することができた。その他4町とも地域課題について具体的な意見を聞くことができ、今後の課題解決に向けて、協議を重ねる足掛かりをつかむことができた。しかし、開催時期については、民生委員の交代や、年度末など自治会メンバーも交代が迫られる時期と重なったため、もう少し早くから会議開催に向けて動いてほしかった等訴える自治会もあり、開催調整の難しさを感じる場面もあった。

在宅医療・介護連携推進事業への参画

今年度は亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議において、幹事会・企画調整部会の一員として会議に参加し、「かめおか医療連携研究会」の講演の実施や、ざっくばらんの会の運営に携わり開催することができた。

【推進会議、幹事会・企画調整部会】5/10 6/2 7/26 9/27 10/18 R5/1/17 3/14

【かめおか医療連携研究会】11/22

【ざっくばらんの会】毎月第3火曜

生活支援体制整備事業への参画

地域ケア推進会議においては生活支援コーディネーターと情報共有を図り、包括の取組や共生のまちづくりについての情報提供を行うことができた。また、事業推進のための情報交換会にも参加（1/19）、他市の取組事例をもとに生活支援コーディネーターと共同していく支援方法について、情報を得ることができた。

目標との差（考察）

1 考察

地域活動については、コロナ禍の影響から活動が消極的ではあったが、終結を間近に控え、徐々に本格的な活動を始めようとしている状況にある。介護保険サービスの適切な利用や、認知症施策に対して、包括として具体的に働きかけ、地域に対し積極的にアプローチしていきたい。

また、地域ケア推進会議については、継続的な取り組みがなされるよう関わりを重視し、新体制となった自治会との関係構築や、課題抽出にむけた意見交換ができるようしたい。

2 目標を達成するために必要な具体策

地域ケア推進会議から得た、地域の課題である送迎サービスや買い物支援について、地

域のボランティア活動のみに注視せず、企業や商店を巻き込んだ仕組みづくりにも積極的に関わっていく。

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

包括支援センターが実施できたことは青色、実施できなかったことや課題は赤色で表示。

亀岡市 篠地域包括支援センター

作成年月日令和5年3月31日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和4（2022）年度のセンター目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 コロナ禍に於いて、住民活動や価値観が大きく変化しているなか、地域活動への関わり方については、ウィズコロナ時代におけるアプローチを模索、試行し、自治会・民生児童委員・地区社協・圏域のサービス事業所・医療機関などとの連携を強化するとともに、ICTを活用しながら、地域包括ケアの構築に向けた活動を積極的に展開する。 2 総合相談においては、3職種によるチームアプローチと関係機関との連携の強化並びに職員の資質の向上に努め「ワンストップ」の相談窓口としての機能を遂行する。また、介護予防ケアマネジメントにおいては、自立支援を根幹に据えた支援を行なっていく。
亀岡市 篠地域包括支援センターの取組現状
<p>篠町地区社会福祉協議会に推進委員として参画し協力体制が継続されている。また民生児童委員とは日常の相談業務に必要な連携体制が出来ている。これらの連携を活用し、サロンなどでの情報発信やつどいや敬老会での出張相談（開設）を行い、顔の見える関係を構築してきている。この蓄積を継続していきたい。</p>
取組と目標との差（課題）
<p>コロナ禍のなか、活動を停滞させることなく、ウィズコロナ時代に対応した方法（小さな単位での集まりの活用やICTの活用等）で、事業展開を検討していく必要がある。</p>
課題解決の為に亀岡市 篠地域包括支援センターとして取組むこと
<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会・民生委員児童委員協議会・地区社協等地域の関係機関・団体と連携をし、地域ケア推進会議を開催することで、地域の連携の強化と、課題の抽出を行う。 2 自立支援型の介護予防ケアマネジメントの展開に向け、地域ケア会議や各種研修に参加し、理念の確認と資質の向上並びにチームアプローチの推進に努める。

個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<p>1 実態把握</p> <p>地域の民生委員等や行政から「気になるケース」として情報提供のあったケースについては、逐次訪問し、実態把握に努めた。</p> <p>2 総合相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士連絡会議に参加し、情報の共有と資質の向上に努めた。「共通事項に記載」。 ・包括チーム内で情報共有並びに協議を行い、感染対策を徹底しながら迅速かつ適切な対応が行えるよう努めた。また、対応力を高めるための各種研修に積極的に参加した。 <p>センターに寄せられる相談は、1つの課題ではなく重層的に課題が出現しているケースが多く、また、相談数も増加しているため、チームでの対応力強化や他機関との密な連携が今後必要である。</p> <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種地域事業は、感染対策のもと徐々に再開をされてきており、包括としても参加協力をし、顔の見える関係づくりに努めた。 <p>4月：篠町民生児童委員協議会との勉強会 5月：篠町一人暮らし高齢者ぬくもりの集い 6月：篠町地区社協推進委員会 8月：篠町地域ケア推進会議 毎月：なんたん元気づくり体操会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター内においては、社会資源情報を活用しやすいように、資源項目ごとに整理を行い、必要な情報提供ができるように努めた。 ・圏域の地域密着型サービス事業所の運営推進会議に参加した ・共通項目（社会福祉士）に記載。
権利擁護業務
<p>1 高齢者虐待の予防活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通項目（社会福祉士）に記載。 ・関係機関と連携し行ってきた街頭啓発は、今年度は中止。 ・包括が講師となり、虐待防止の視点と対応について、法人内で勉強会を行った。 <p>2 高齢者虐待の早期発見、早期介入</p> <p>「市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、早期に適切な対応が行えるよう努めた。今年度の相談は、実数11件（介護支援専門員、サービス事業所からの相談、市からの情報提供）。コアメンバー会議においては、虐待の判別だけでなく、ケースの分析・課題抽出を行ない、本人・養護者支援の視点で対応を検討した。</p> <p>3 人権侵害事象への対応</p> <p>今年度は、相談事例はなかったが、対応力を高めるための研修に参加した。</p> <p>4 成年後見制度の利用支援</p> <p>今年度、成年後見制度の利用相談は、5件。市長申し立て及びリーガルサポートへつな</p>

ぎ必要な対応を行なった。また、意思決定支援に関する研修に計画的に参加し、資質の向上に努めた。「身寄りがない、もしくは身寄りがあっても疎遠」という高齢者の意思決定支援に課題があるケースに対して、身上監護・財産管理・医療同意・意思決定など権利擁護の仕組みの構築について成功体験の共有や、対応事例の蓄積、市中核センターとの連携により、相談の質の向上を図っていく必要がある。

5 消費者被害への相談支援

京都府・亀岡市の消費生活相談員と包括社会福祉士とで、高齢者の消費者相談の現状について意見交換会を行なった。

また、亀岡市で多発する特殊詐欺について啓発チラシを訪問時配布し、予防に努めた。共通項目（社会福祉士）に記載。

包括的、継続的ケアマネジメント業務

1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・ 共通項目（主任介護支援専門員）に記載。
- ・ コロナ禍に於ける新しい価値観に呼応できる資源開発への助言および提案発信。
- ・ コロナ禍で中止していた地域ケア推進会議を自治会、民児協、地区社協と連携し再開した。篠町の高齢者の生活実態と地域課題について意見交換を行うことができた。
- ・ 篠地区社協主催のサロン活動の実行委員会参画及び運営支援を行い、地域の福祉活動の推進へ積極的に貢献した。
- ・ 民児協の勉強会に講師として参加。篠町一人暮らし高齢者の集いでは、健康体操の指導と、出張相談窓口を設置した。
- ・ 亀岡市主任介護支援専門員会の勉強会に出席し、専門職の資質向上と顔の見える関係づくりのため、連携を図った。
- ・ 事業所内の居宅・包括の勉強会へ出席し、スーパーバイズを行った。

2 介護支援専門員への支援

- ・ 篠町内にある居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護のケアマネジャー勉強会を今年度初めて開催し、情報交換と顔の見える関係づくりを行った。

介護予防ケアマネジメント業務

1 介護予防給付ケアマネジメント

- ・ 自立支援に向けて具体的な目標設定と評価に努めた。また、随時、包括内でケース検討を行った。
 - ・ コロナ禍による活動自粛もありインフォーマルなサービスについて把握することができなかったが、把握しているサロンについては、相談業務の中で紹介することができた。また、篠地区社協なんたん元気づくり体操会に参加し、地域の方と交流することができた。今後は、市社協生活支援コーディネーターと連携し、地域のサロンについて把握していきたい。
- ・ 自立支援につながったケース、重度化したケースについて、包括内で随時共有を行

<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースを通じて必要な医療連携を行った。今後も医療連携をタイムリーに行うことで重度化を予防していきたい。 <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通項目（保健師・看護師）に記載。 ・コロナ禍のため訪問調査事業は郵送調査となり、啓発活動は限られたが、相談業務の中で、対象となるケースに介護予防事業、地域の社会資源について周知を行った。
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<p>1 新・京都式オレンジプランの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・篠町民生児童委員協議会（4/19）で認知症サポーター養成講座を実施した。 <p>2 認知症初期集中支援チームとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務を通して、認知症初期集中支援チームと連携したり、また、みのりカフェの紹介や医療機関との連携を行いながら継続的な訪問を行った。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<p>共通事項（地域ケア個別会議）に記載。</p>
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p>
<p>「ぎっくぼらんの会」への参加はできなかったが、研修等について逐次包括内で周知・共有を行った。</p>
<p>生活支援体制整備事業への参画</p>
<p>市社協生活支援コーディネーターと連携し、地域ケア推進会議への参加や、地域のサロン情報の共有、意見交換を実施した。</p>
<p>目標との差（考察）</p>
<p>1 考察</p> <p>今年度もコロナ禍ではあったが活動を停滞させることなく、地域の総合相談窓口としての機能を果たすとともに、自治会や地域の各種団体に積極的にアプローチを行い、地域ケア推進会議の再開や民児協活動への協力（介護保険制度勉強会及び認知症サポーター養成講座での講師、一人暮らし高齢者の集いでの出前相談や健康体操など）、また初めて篠町内事業所ケアマネジャーとの勉強会の実現など、地域との顔の見える関係作りが進められたことは大きな成果といえる。</p> <p>2 目標を達成するために必要な具体策</p> <p>今後は、さらに包括内でのチームアプローチの強化と専門性の向上、地域活動（サロン活動）への参加と協力並びに活動実態の把握、各関係機関との連携強化、次世代育成に向けた実習生の受け入れ（今年度は、京都医専社会福祉科より2名 23日間 社会福祉士の実習受け入れを行なった）など、地域に包括があってよかったと言ってもらえる活動を継続していきたい。</p>

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター 活動報告書

包括支援センターが実施できたことは青色、
実施できなかったことや課題は赤色で表示。

亀岡市 つつじヶ丘地域包括支援センター

作成年月日令和5年3月31日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和4（2022）年度のセンター目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 様々な関係機関や地域住民の皆さんから信頼してもらえる関係づくりを通して、地域の困りごとを「わがごと」として捉えられる地域づくりを目指し働きかける。 2 センター内で常に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として業務を行いチームアプローチにより質の高い相談支援を行う。 3 新型コロナウイルス等に対する感染対策を行いながら、そうした状況の中でもできる地域との関わり方、情報収集、情報発信の工夫を行い、またあらゆる緊急事態を想定した事業展開ができるよう、事業継続計画の立案に着手する。
亀岡市つつじヶ丘地域包括支援センターの取組状況
<ol style="list-style-type: none"> 1 身近な相談窓口として感じていただけるようセンター機能についての情報を周知し、総合相談、高齢者訪問調査、介護予防ケアマネジメントを通して高齢者や地域の状況の把握に努めている。 2 民生児童委員との交流や自治会訪問、地域の関係機関との顔の見える関係づくりを行い、個別ケースについてもスムーズに連携し支援することができている。 3 センター内において常に情報共有を行い、支援の方向性や終結について協議し多職種協働によるチームアプローチを実践している。 4 介護予防マネジメントについて、センター職員が相互にケースをチェックしあうことで、他者の視点から自立支援やコンプライアンスに基づいたサービスが提供できているかを確認することができている 5 健康づくりの学習会を通じて介護予防の周知や住民の健康寿命延伸を図り、重度化予防や自立支援へのアプローチを実践している
取組と目標との差（課題）
<ol style="list-style-type: none"> 1 個別課題を地域課題として捉える活動の展開の視点を持ち、地域の困りごとを「わがごと」として捉えられる地域住民への意識の転換を働きかける必要がある。そのために地域の専門職や関係機関等との意識の統合に向けた取り組みを行うことが必要。

2 感染対策に万全を期し、あらゆる緊急事態を想定した事業展開ができるよう、事業継続計画の立案に着手する必要がある。
課題解決の為に亀岡市つつじヶ丘地域包括支援センターとして取組むこと
1 地域課題の抽出、課題解決に向けた地域への働きかけについて、地域の専門職や関係機関等と方向性の検討や意識の共有を行う。 2 事業継続計画の作成に向け、必要な情報の収集や他の関係機関との協力体制についての調整を行う。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<p>1 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談を実施する中で、高齢者の生活状況等を把握するよう努めた。 ・各自治会への訪問、各地域の民生児童委員との懇談会を開催し、地域の高齢者に係る情報収集、情報交換を行った。気になる高齢者として情報提供のあったケースについては訪問等を行い、継続的な関わりや必要な制度等につなげている。 ・西つつじふれあいネットの行事、ほっこりサロン、コスモス喫茶、健康マージャン、ほっと美山といった地域で開催されるサロン等に訪問し、活動内容や高齢者の参加状況の把握、支援者からの情報収集を行った。 <p>2 総合相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話での相談や必要に応じて高齢者宅を訪問し、介護保険制度、認知症、今後の生活の不安といった様々な相談内容に対応した。全ての相談ケースについて3職種で情報共有と協議を行い、必要な支援等の提案や地域の関係機関等とつなぐ支援を的確に行うよう努めた。 ・センター内でケース検討会を行い支援の質向上に努めた：33回開催 【協議内容】 サービス拒否のある利用者の再アセスメントや支援調整。 自宅が物で溢れている認知症高齢者の対応に家族が疲弊しているケース。 本人の自尊心に寄り添おうとすることで、支援調整が困難になっているケース。 ・地域住民にセンターの理解と、気軽に相談できる総合相談窓口としての機能を周知するため、センター独自のチラシをつつじヶ丘全地域へ配布、センターを知っていただくツールとして民生児童委員等にも活用いただけた。 <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や民生児童委員からの情報収集、サロン等への訪問を行い、地域関係者との関係を構築した。 ・各地域の民生児童委員との懇談会を開催し、センターの業務内容の周知や高齢者等への対応の助言、地域の課題などの意見交換を行った。 ・1/24 南つつじヶ丘ひとり暮らし高齢者の新年交流会に参加。

・3/17 いいのデイセンターと南つつじヶ丘自治会合同の避難訓練に参加。

権利擁護業務

- 1 高齢者虐待の予防活動
 - ・共通項目（社会福祉士）に記載
 - ・民生児童委員定例会や懇談会でセンターでの高齢者虐待の対応について説明し、地域で気になるケースがあった場合の対応について助言や意見交換を行った。
- 2 高齢者虐待の早期発見、早期介入
 - ・身体的虐待や心理的虐待のあるケースの対応をし、全てのケースにおいて行政や関係機関、担当ケアマネジャーと協議、連携をした。終結になったケースにおいても、虐待を繰り返さないために状況把握を継続的に行い、亀岡市への報告と相談、担当ケアマネジャーへの助言等を行った。
- 3 人権侵害事象への対応
 - ・対応力を高めることを目的として、市主催の人権研修会に参加した。
- 4 成年後見制度の利用支援
 - ・高齢者の家族、ケアマネジャーから相談を受け、相談内容に応じて、関係機関や団体等の紹介、各専門機関との連携をし、適切な支援や助言を行った。
- 5 消費者被害への相談支援
 - ・共通項目（社会福祉士）に記載
 - ・サロン等での周知と民生児童委員との懇談会で情報収集を行ったが、被害の相談はなかった。

包括的、継続的ケアマネジメント業務

- 1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築
 - ・共通項目（主任介護支援専門員）に記載
 - ・各地域の民生児童委員との懇談会を開催し、センターとの連携や、高齢者への対応について等の情報提供や、意見交換会を開催し、地域における課題やニーズの把握をした。
 - ・「地域ケア推進会議」の開催に向けて自治会、民生児童委員、生活支援コーディネーター、自主防災会等の地域の関係機関と調整を行った。
- 2 介護支援専門員への支援
 - ・地域の自治会や関係機関との関係づくりについての相談を受け、助言を行った。
 - ・虐待対応終結後の経過を確認し、必要に応じて助言等を行い支援した。
 - ・業務委託先や後方支援を行っている居宅介護支援事業所と合同の資質向上会議を開催、課題解決に向け様々な制度等を活用したケースについてのミニ事例検討、地域資源の活用状況などを共有した。(3/14)

<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>
<p>1 介護予防給付ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援型の介護予防サービス計画の作成やコンプライアンスに基づいたサービスが提供できているか、ケアプラン点検表に基づいてセンター内で共有をした。 ・ 委託ケースのサービス担当者会議に出席し、対象者の自立を促すための助言等を行った。 <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（保健師・看護師）に記載 ・ 高齢者の心身の状況やニーズを把握し、サロンへの訪問や総合相談等を通じて高齢者等に向けて口腔、栄養、フレイル予防等の情報提供を適宜行った。 ・ 年金組合介護サークルへ学習会を実施し、介護の経験談や悩み、今後の家族介護の不安などの意見交換や質問に対応した。（5/10） ・ 各地域に向けて学習会開催の提案、支援者への講座開催に向け検討をした。南つつじヶ丘民生児童委員対象に講座を実施。（2/17）
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チームからの依頼によりチーム会議に出席し、関係機関と対象の高齢者について情報共有をした。 ・ 南つつじヶ丘民生児童委員対象に認知症サポーター養成講座を実施。（2/17）基礎知識や認知症の人やその家族への支援のあり方、周囲の見守りの大切さを理解してもらうことができた。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目（地域ケア個別会議）に記載 ・ 地域課題の抽出と課題解決に向けた「地域ケア推進会議」の開催を行った。 全地域：（10/13）高齢者の地域での状況、支援活動状況について、ゴミ出しや地域のボランティアについて意見交換が行えた。 南つつじヶ丘：（11/5・3/17）「非常時に向けた日頃からの地域のつながり方について」検討を行い、出来る事から繋がっていく事が大切と情報共有を行い「いいのデイセンターと南つつじヶ丘自治会の合同の避難訓練」実施に至った。 西つつじヶ丘：（11/13）西つつじヶ丘総合防災訓練（雨天中止）。 東つつじヶ丘：（10/18）「認知症の人を地域で見守る」見守り方について意見交換が行え、地域での学習会の開催に向けて検討を進めることになった。
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 11/22「京あんしんネット」について学ぶ会議に参加。 多職種と迅速な連携、情報共有が円滑に行えるツールについて意見交換を行った。

生活支援体制整備事業への参画
<ul style="list-style-type: none">・10/13 民生児童委員との懇談会に生活支援コーディネーター、亀岡市社会福祉協議会と共に出席し情報交換を行った。
目標との差（考察）
<p>1 考察</p> <ul style="list-style-type: none">・上半期は新型コロナウイルスの感染状況等で地域活動も制限されたが、年間を通じて、地域での学習会の開催や地域の関係機関との交流も計画通りに実施することができた。これまで積み重ねてきた地域への働きかけ「非常時に向けた日頃からのつながりづくり」の提案が、各地域の避難訓練の実施や学習会に向けた検討等にもつなげることができた。また、高齢化が進む中で、認知機能が低下している方への地域での対応について課題があることの発見もあった。 <p>2 目標を達成するために必要な具体策</p> <ul style="list-style-type: none">・各地域で認知症について等の小さな学習会を開催することで、地域の課題を「わがごと」として捉えられるような意識の転換に向けた取り組みを行う。・事業継続計画の実践にも繋がる非常時の地域の関係機関との連携に向けて、日頃から連携体勢の確認や、意見交換等を定期的、継続的に行う。

1 総合相談事業

(1) 新規相談件数（※指定プラン抜き、年度初回相談含む）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
亀岡	35	24	24	24	11	13	12	6	14	22	19	14	218
南部	25	9	8	6	9	7	12	10	4	4	1	6	101
中部	92	29	26	15	32	22	43	46	46	53	107	105	616
西部	58	17	16	14	10	16	5	10	18	5	25	10	204
川東	14	10	7	0	4	8	15	8	5	3	4	9	87
篠	25	34	32	19	22	28	14	11	17	30	22	22	276
つつじヶ丘	49	38	26	18	14	27	14	18	14	15	18	17	268

(2) 相談者分類別件数

	本人	家族	近隣住民 知人	介護支援 専門員	民生 委員	医療 機関	その他
亀岡	537	487	14	173	12	118	348
南部	411	425	11	69	12	102	500
中部	703	678	23	153	51	142	286
西部	1593	761	41	87	104	192	945
川東	259	257	8	97	37	82	288
篠	669	798	21	155	8	234	528
つつじヶ丘	1237	914	3	228	97	279	592
合計	5409	4320	121	962	321	1149	3487

(3) 相談内容件数（※複数の内容を含むケースについては、それぞれ計上）

	介護保険	サービス担当者会議	モニタリング	二次予防	福祉サービス	医療	認知症	入退院（所）	虐待	成年後見制度	消費者被害	その他権利擁護	家族・家庭問題	障がい福祉関係	経済・生活問題	住まい関係	苦情	その他
亀岡	665	54	91	259	15	245	81	92	10	33	0	1	101	21	18	303	1	8
南部	633	15	21	87	35	110	34	28	16	2	2	0	23	8	18	49	7	134
中部	1062	52	73	400	88	155	250	128	97	53	2	66	138	3	141	243	4	30
西部	921	91	137	262	21	341	126	268	9	11	0	1	76	21	88	121	60	1378
川東	332	22	19	3	16	72	26	53	43	7	1	1	35	35	36	21	2	13
篠	981	73	61	121	17	410	169	174	62	36	1	11	74	23	46	198	3	63
つつじヶ丘	1397	15	4	223	96	407	192	138	122	17	3	2	112	3	110	298	3	213
合計	5991	322	406	1355	288	1740	878	881	359	159	41	82	559	114	457	1233	80	1839

2 職種別会議

(1) 社会福祉士会議

開催日	形式	協議内容
4月21日	対面	自己紹介・活動報告文言作成
5月19日	対面	権利擁護の事例検討会・保健福祉ネットワーク会議
6月16日	対面	保健福祉ネットワーク会議・福祉のつどい・虐待研修
7月21日	zoom	保健福祉ネットワーク会議・会議の振り返り・虐待研修
8月18日	zoom	消費生活相談員と情報共有・虐待研修・福祉のつどい
9月15日	zoom	福祉のつどい・虐待研修
10月20日	対面	福祉のつどい振り返り・虐待研修打合せ・活動報告文言作成
11月17日	対面	虐待研修ヘルパー部会振り返り・デイ部会にむけて
12月15日	zoom	デイ部会虐待研修Q&A（Aの取り扱いについて）
1月19日	zoom	デイ部会虐待研修結果報告・虐待ネットワーク会議 法テラス京都地方協議会・事業所間交流
2月16日	対面	成年後見制度中核機関への事例提供・ケアマネ部会への虐待研修・その他情報交換

令和4年11月16日（水）15:00～ヘルパー部会虐待研修（世代間交流室）

令和5年1月12日（木）14:00～デイ部会虐待研修（zoom）

- ・高齢者虐待研修を訪問介護事業所は対面、通所介護事業所はzoomで開催した。
- ・京都府や亀岡市等と消費者被害の状況を共有し、司法書士会、警察と合同の街頭啓発活動を行った。
- ・成年後見制度中核機関運営委員会へ参画し亀岡市の成年後見制度の現状を理解し、現場の意見を届け情報共有することができた。
- ・保健福祉ネットワーク会議を通じて福祉関係者との顔の見える関係を維持、構築できた。
- ・社会福祉士としての質の向上として法テラス地区協議会への参加、最新の運用状況について知ることができた。
- ・虐待防止ネットワーク会議にオブザーバーとして出席し、亀岡市の対応と現状の把握ができた。また、次年度からは委員として参加予定である。

(2) 主任ケアマネ会議

開催日	形式	協議内容
4/25	対面	・地域ケア個別会議の開催・流れについて
5/23	対面	・地域ケア推進会議の進捗状況について
6/27	対面	・亀岡市主任介護支援専門員会連絡会開催について
7/25	対面	第2回（6月16日）・3回（11月18日）
8/22	Web	「主任ケアマネとしての困りごと・思案している事」をテーマに、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と活発な意見交換をWeb開催。3回目はそれを受けて全体意見交換会を対面で開催した。
9/22	対面	
10/24	対面	
11/28	対面	・その他、活動に関する情報交換
12/26	対面	・次年度の地域ケア個別会議の年間計画について
1/23	対面	・令和4年度地域ケア個別会議の振り返りワークショップを実施。「高齢者の自立支援」について考え、「自立支援」に関する考え方を参加者全員で共有した。

(3) 保健師看護師会議

開催日	形式	協議内容
4/19	対面	年間計画について
5/17	対面	フレイル予防・認知症予防の講話内容について情報共有
6/23	対面	西部地域のサロンで認知症予防講話の実際について 「フレイル予防の取り組みについて」(健康増進課)
7/20	対面	つつじヶ丘包括圏域で実施した学習会の情報共有(運転免許返納後の生活について)
8/16	WEB	感染予防対策について情報共有
9/20	WEB	講義：南丹地域リハビリテーション支援センター研修：榊田理学療法士 「リハビリテーションにおける運動の意義と療法士の役割」
10/18	対面	上半期活動報告のまとめ 地域での介護予防啓発について情報共有
11/24	対面	介護予防従事者スキルアップ研修について情報共有・意見交換 ACPについて
12/24	対面	ヒートショックの予防、対処法について情報共有・意見交換
R5.1/17	対面	糖尿病について情報交換・ケース検討
2/27	対面	他市包括支援センターの保健師活動内容紹介
3/28	対面	1年間の振り返り、次年度の計画検討

○令和4年度活動報告について

介護予防の啓発内容の充実を図る目的で、月1回会議を開催した。

亀岡市で行っているフレイル予防の取り組みやリハビリテーションの実際、各地域で実践した内容を共有、情報交換を中心に行い、啓発内容の充実を図った。新型コロナウイルス感染拡大によりサロンや地域行事が中止となった時期また再開の目途が立たない地域もあり情報発信する場が減っていたことで十分な啓発とは言えない。亀岡市、厚労省などで配信している健康対策や介護予防に関するチラシを活用し各地域で情報提供を継続していく必要がある。

3 地域ケア個別会議

	事前協議	開催日	形式	事例数	内容
第1回	—	4/25	Web		「ICFに基づく自立支援を考える研修会」
第2回	5/2	5/23	対面 ※希望 者は Web	2	・達成感のある在宅生活を維持していくために大切なこと ・タイミングを探りながら自己決定をするには
第3回	6/6	6/27		2	・自宅で役割をより増やすためには ・認知症になっても、より長く自己決定が出来る生活支援、地域環境とは
第4回	7/4	7/25		2	・本人の意欲を引き出す支援とは ・認知症の方を支えるための、つながる地域とは
第5回	9/5	9/26		2	・障害特性を理解しながら、本人の望む在宅生活をするには ・糖尿病網膜症を持つ対象者に対するファミリーアプローチ
第6回	10/3	10/24		1	・人生・認知症のステージに合わせた本人・家族支援 ～本人、支援者にとって居心地の良い居場所づくり～

第7回	11/7	11/28	1	・筋力低下を防ぎ、自立した日常生活を継続するためには
第8回	12/5	12/26	1	・本人が自分自身で望む生活を決定し、 行動することができるまで生活を継続するためには
第9回	1/6	1/23	1	・自立支援に向けた「アプローチ」について
第10回	2/6	3/2	1	・本人の想いや、あり方を尊重しながら今後半年間、 在宅生活を維持するには？
第11回	—	3/27		「振り返りワークショップ」

4 地域ケア推進会議

包括名	町名	開催日	形式	内容
亀岡	東部	2/3 2/24	対面	地域の実情と意見交換
	中部	1/27	対面	地域の実情と意見交換
	西部	2/13	対面	地域の実情と意見交換
南部	曾我部町	11/8	対面	地域の高齢者の実情等の意見交換
	西別院町	8/10	対面	地域の高齢者の実情等の意見交換
	東別院町	3/10	対面	地域の高齢者の実情等の意見交換
中部	吉川町	11/9	対面	それぞれの地域の取り組みや課題の共有 *4町同時開催
	稗田野町			
	大井町			
	千代川町			
西部	本梅町	2/6	対面	地域の移送支援を考える（東本梅町合同）
	畑野町	7/15 3/17	対面	地域民生委員と独居・気がかり高齢者の情報共有
	宮前町	8/9 2/10	対面	地域民生委員と独居・気がかり高齢者の情報共有
	東本梅町	7/18 2/6	対面	・自主防災講習会に参加 ・地域の移送支援を考える（本梅町合同）
川東	馬路町	2/10	対面	自治会・民生委員との意見交換
	旭町	11/22 12/22	対面	災害について
	千歳町	2/27	対面	自治会・民生委員との情報共有
	河原林町	3/17	対面	地域住民との意見交換

	保津町	2/22	対面	自治会・民生委員との情報共有
篠	篠町	8/11	対面	篠町の高齢者の現状報告
つつじヶ丘	東つつじヶ丘	10/18	対面	地域民生委員と懇談
	西つつじヶ丘	9/13 11/13	対面	地域民生委員と懇談
	南つつじヶ丘	11/5 3/17	対面	地域民生委員と懇談
	全体	10/13	対面	地域民生委員と社協と懇談

5 地域包括支援センター実習生受入れ

対象校：聖カタリナ高等学校

包括名	受入期間・人数	
	1～3月	7・8月
亀岡	－	2人×3日×1週間
南部	2人×3日×2週間	2人×3日×1週間
中部	－	2人×3日×1週間
西部	－	2人×3日×1週間
川東	2人×3日×3週間	－
篠	－	2人×3日×2週間
つつじヶ丘	2人×3日×1週間	－

6 地域包括支援センター対象研修（全体）

日付	内容
4/25	ICFに基づく自立支援を考える研修会
11/6	亀岡スタディ及び亀岡市高齢期の生活状況調査に関する報告会 「元気なまち「かめおか」への挑戦～10年にわたる高齢者研究から得た、健康な心と体づくりのヒント～」

7 地域包括支援センター対象研修（各自申し込み）

日付	内容
6/14	第1回人権教育講座 「ワークショップで人権を考える～感染症の切り口から～」
7/13	第1回人権教育指導者研修会 「自分らしく生きられる社会をめざして～差別する側になっていないか～」
8/4	第2回人権教育指導者研修会 「多文化共生を考える～世界と日本の先住民族の今～」
8/31	第2回人権教育講座 「コロナ禍における子どもへの影響～子どもの成長に大切なもの～」

10/18	第3回人権教育講座 「へこたれへん 人はきつとつながれる～水平社創立100年からの展望～」
12/13	第4回人権教育講座 「あなたの身近にもいるLGBT～性のあり方は十人十色～」
1/25	第3回人権教育指導者研修会 「『女性問題』を『社会全体の課題』にしていくには～SDGsの視点から考える～」
2/22	第5回人権教育講座 「視覚障がい教育の歴史と現状～その手ごたえ～」

亀岡市地域包括支援センター
運営方針
(第8期 令和5年度 版)

令和5年4月
亀岡市

目 次

- 1 運営方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - 2 運営方針運用期間
 - 3 地域包括支援センター設置の目的
 - 4 設置主体
 - 5 組織・運営体制
 - 6 センターの行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
 - 7 基本的な考え方及び理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - 8 第8期での目標
 - 9 業務推進の方針
 - 10 包括圏域別の特性及び方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- * その他

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の4第7第1項の規定に基づき、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念を明確にし、併せ第8期亀岡市介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度まで）で示す目標の実現のため、亀岡市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ策定します。

2 運営方針運用期間

本運営方針の運用期間は、第8期亀岡市介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）：以下「第8期」という。）の内、下記期間とします。

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、法第115条の46第1号に示す「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助」、「地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進の包括的な支援」並びに地域包括ケアシステムの構築を目的として設置します。

4 設置主体

設置主体である亀岡市は、地域包括支援センターの事業運営に適切に関与します。

5 組織・運営体制

（1）亀岡市地域包括支援センターの配置圏域

住民が日常生活を営んでいる地域を地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、7つの日常生活圏域に7つの亀岡市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を配置します。

また、今後より多様化、複雑化するニーズ

（日常生活圏域図）



に対応するため、センターを統括する基幹型センターについて第8期亀岡市介護保険事業計画中に検討し設置を目指します。

(日常生活圏域及び地域包括支援センターと名称)

圏域名	高齢者人口 (R5.1.1現在)	町名・地区名	包括名称
亀岡	5,620人	亀岡地区	亀岡地域包括支援センター
南部	2,112人	東別院・西別院・曾我部	南部地域包括支援センター
中部	5,370人	吉川・稗田野・大井・千代川	中部地域包括支援センター
西部	2,082人	本梅・畑野・宮前・東本梅	西部地域包括支援センター
川東	2,433人	馬路・旭・千歳・河原林・保津	川東地域包括支援センター
篠	5,403人	篠	篠地域包括支援センター
つつじヶ丘	3,971人	東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘	つつじヶ丘地域包括支援センター

(2) センターの人員配置

「亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例」に基づき、下記のとおり職員を配置します。

ア 第一号被保険者数が、おおむね3,000人以上6,000人未満

圏域名	専任職員数	機能強化職員数	計
亀岡、中部、篠、つつじヶ丘	3人	1人	4人

イ 第一号被保険者数が、おおむね2,000人以上3,000人未満

圏域名	専任職員数	機能強化職員数	計
南部、西部、川東	2.5人	1人	3.5人

※ 第一号被保険者数が、おおむね3,000人以上6,000人未満の場合、センターに置くべき職員数は、専らセンターの業務に従事する職員として保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のそれぞれ各1人を配置する。

第一号被保険者数が、おおむね2,000人以上3,000人未満の場合、専らその職務に従事する常勤の保健師等を1人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1.5人を配置する。

3職種の配置を目指し、それぞれに準ずる者を配置している場合はその解消に努める。

機能強化職員は、包括的支援事業における4業務を補佐する3職種若しくは介護支援専門員等を1名以上配置する。

6 センターの行う業務

センターは、法第115条の22（指定介護予防支援事業者の指定）法第115条の45（地域支援事業）及び法第115条の46（地域包括支援センター）並びに法115条の48（会議）における以下の業務を行います。

（1）包括的支援事業

ア センターの運営

- 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
 - ※ 効果的な実施のために地域ケア会議を設置、支援体制の検討（法第115条の48第1項、第2項）
- 第1号介護予防支援事業【介護予防ケアマネジメント】
（法第115条の45第1項第1号二（居宅要支援被保険者に係るもの）を除く）

イ 社会保障の充実分

- 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項、第2項）

（2）介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）

- 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（法第115条の45第1項第1号二）

イ 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

7 基本的な考え方及び理念

センターは、亀岡市における地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、様々な関係者や地域住民が協働し、多様な価値観や文化などを共有することができる土壌づくりに取り組みます（規範的統合）。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として業務を行います（協働性）。

サービス提供体制を支える中核として、各地域の特性や実情をふまえ柔軟に事業運営を行います（地域性）。

またその運営費用は、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることを十分に認識し、公正で中立な事業運営を行います（公益性）。

8 第8期での目標

第8期においてセンターは以下の3つを目標として取り組みます。

- ① 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。
- ② 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。

9 業務推進の方針

(1) 共通事項

ア 活動計画の策定と事業評価

(ア) 活動計画の策定

センターは、活動計画を下記手順で策定し、令和5年4月28日までに亀岡市へ提出します。

- a センター職員全員参加による会議（以下：チーム会議という）の開催
- b 第8期計画、本年度「運営方針（本方針）」の読み込み
- c センター活動計画の策定
- d 亀岡市へ活動計画の提出
- e 市は令和5年5月中にヒアリングを実施

(イ) 事業評価

- a 上半期（4月から9月末日）評価方法

- (a) 10月初旬にチーム会議を実施、上半期（4月から9月30日まで）の活動について計画書に基づき自己点検を実施
- (b) 前期活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和5年10月20日）
- (c) 市は令和5年11月中にヒアリングを行い、センターは必要に応じ後期に向けた改善計画を策定・市に提出

b 年間業務（令和6年3月31日）評価方法

- (a) 令和6年5月初旬にチーム会議を実施、年間活動について計画書及び前期活動報告に基づき自己点検を実施
- (b) 年間活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和6年4月26日）
- (c) 市は令和6年5月中に、翌年度活動計画と併せヒアリングを実施

イ 職員の資質の向上

- (ア) センターは、前年度末に市が提示した、亀岡市地域包括支援センター研修（福祉・地域ケア・人権に対する研修等を含む）に参加します。
- (イ) センター職員は、性、性的志向、性自認、年齢、出自、国籍、職業などによる差別や他者の権利を脅かすことがないよう行動します。また、自らも個人として尊重され、権利の主体であることを自覚し、それらに反する自らに関わる問題について気付き、必要な対応を行います。
- (ウ) 管理者は、市が開催する月1度の管理者会議に出席し、センターの情報共有及び行政との意見交換を行います。また、センターでは管理者会議の後センター会議を行い、センター全職員との情報共有を行います。

ウ 個人情報の保護

- (ア) 個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例に基づきます。
- (イ) 個人情報保護管理者を設置します。
- (ウ) 高齢者の総合相談窓口として、利用者が安心して相談できるように可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族の個人情報を守る為の配慮を行います。

エ 苦情対応

センターが苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告を行います。

(2) 総合相談支援業務

第8期における総合相談業務での目標は関連機関の連携体制の強化と、センターの存在・役割の認知度の向上を図り、市民にとって身近な相談窓口となることを目指します。

また、センターにおいて受けた相談事例の終結については、市と協議の上定めた「相談事例の終結条件」を基に、適切な進捗管理を行います。

(3) 権利擁護業務

第8期における権利擁護業務については、これまでの施策を踏襲することとし、以下のとおりとします。

権利擁護とは、

介護保険法第1条（目的）に掲げられる個人の尊厳や基本的人権をはじめとする個人の権利を守る取組。また、権利が侵害されている場合には速やかに権利が回復されるよう擁護すること。権利擁護業務は本人の主体的な権利行使に向けた支援といえます。個人の権利が他者から侵害されることを未然に防ぎ、年齢や障害の有無等にかかわらず尊厳と人権が尊重され、高齢者が安心した生活ができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の主体的な権利行使に向けた支援を指します。

ア 高齢者虐待の予防活動

高齢者虐待に対しては予防的取組として、啓発活動を行います。

イ 高齢者虐待の早期発見、早期介入

センターは、市の発行する亀岡市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図ります。また、被虐待者及び養護者を支援します。

ウ 人権侵害事象への対応

センターは、人権侵害事象の発見、相談への対応を行います。

また前記事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象の解消に向けて市と連携し取り組むこととします。

エ 成年後見制度の利用支援

センターは、成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介や亀岡市成年後見制度中核機関と適宜連携し、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行います。

オ 消費者被害への相談支援

センターは、消費者被害から高齢者を守るため、民生委員児童委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報を収集し、その共有に努めます。また、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

第8期においては高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、地域の各種機関（自治会、民生委員など）との連携、地域課題・ニーズ把握に努めます。また、地域資源に関する情報発信や地域資源の活用を支援します。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

(ア) 令和5年度においても、生活支援体制整備事業の推進に当たり、各圏域におけるニーズや社会資源の把握及び課題の整理を、民生委員との定期的な懇談や高齢者訪問調査及び第1層及び第2層生活支援コーディネーター等との連携の中で実施します。

(イ) 地域における関係機関・関係者（介護保険事業所・医療機関・民生委員等）のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理を行い、相談内容に応じて速やかに連携を図ることができる体制を整えます。

イ 介護支援専門員への支援

センターの主任介護支援専門員は、依頼に応じて居宅介護事業所が設定する事例検討の場に参加し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが提供した事例について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかを確認し、ケアマネジャーに必要な応じた指導を行います。

また、居宅介護支援事業者の主任介護支援専門員に対し、事例検討会のコーディネートに係る助言を行います。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行い、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源の活用を支援します。

(6) 認知症高齢者及び家族への支援

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携・協力し、早期からの支援を行います。

また認知症相談事業等を行っている関係機関、関係団体や医療機関等との連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行います。

令和5年度では、高齢者実態把握や高齢者訪問調査等地域活動を通じて担当地域の認知症高齢者やその家族の把握を行います。

また、キャラバンメイトの資格を有するセンター職員を中心に、市内小学校での認知症サポーター養成講座をはじめ、積極的に地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を実施します。また、認知症サポーター養成講座を活用し、センターの活動や役割、市が進める認知症施策の広報を行います。

(7) 地域ケア会議の開催

令和5年度は、センターの主任介護支援専門員が中心となり、個別のケースについて医療・介護・福祉の多職種がその専門性を活かし、ICFの概念に基づく事例検討を行い、適切なケアプランを検討する「地域ケア個別会議」を企画・開催します。また、自治会、民生児童委員、NPO法人、ボランティアなどが参加した「地域ケア推進会議」について、生活支援コーディネーターと協働し、センターごとに企画・開催します。

(8) 在宅医療・介護連携推進事業への参画

本市で行っている、医療・介護・福祉連携推進会議においては、推進会議の求めに応じ必要な人材を会議に参加させることとします。

(9) 生活支援体制整備事業への参画

生活支援コーディネーターと協働し、住民主体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努めます。

ア センターにおいて把握した地域資源や地域課題等について、生活支援コーディネーターと情報共有を図ります。また、生活支援コーディネーターによって作成された「地域カルテ」等を活用し、地域住民への資源等の情報発信を行います。

イ 生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加することで、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援・協力を行います。

(10) 介護サービス情報公表制度の利活用

センターは、地域住民が地域の相談窓口や生活のサービスを把握し活用出来るよう、その業務内容や独自の取組を積極的に発信します。

10 包括圏域別の特性及び方針

(1) 各地域共通事項

- ア 地域の各種関係機関・関係団体及び多職種と連携・協働し、地域における現状、資源を把握する。
- イ 総合相談、生活支援体制整備事業への参加、地域ケア個別会議等を通じて地域課題の抽出に努める。
- ウ アで確認した地域資源状況、イで把握した地域課題について、関係者間で共有し地域包括ケアシステムの構築に向け、地域に対し必要な資源開発等の働きかけを行う。

(2) 亀岡地区

亀岡地区は、亀岡市の中心部として、医療・福祉・教育・交通・小売り店舗等が集まっている。

また、古くからの街並みも残り、自治会や地区社協などを含め地域力も高い。

市内の人口の概ね40%程度が集中しており、地域における開発等も進んでいることから、新旧住民による新たな交流場面をどのように創設していくかなど、今後新たな課題も想定している。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(3) 南部地区

東西別院は、山間部に住宅が位置しており、医療・福祉・交通・小売り等の資源については圏域内のみならず亀岡市内、他府県の利用が多い地域である。

他方、近隣のつながりは一定あり、住民主体の互助も残っている。

曾我部町は、市街化区域が一部にあり、大規模な公園や大学施設などが町域内に存在する。住民間の交流が積極的な町であるが、町内における住民交流場面に課題も感じておられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(4) 中部地区

圏域全体としては、吉川町、蔦田野町は、旧篠山街道を中心に比較的古くからの街並みを残しているが、府営・市営住宅や、昭和50年代に開発された住宅に比較的新しい住民の暮らす地域でもある。

一方、大井町及び千代川町は、市内では高齢化が比較的低い地域であり、国道9号を中心に現在も開発が進んでいる。

これらから、圏域全体としては、地域により特性が様々であり、地域による課題も混在していることが考えられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○地域特性の把握、地域の各地縁組織との関係づくりに努める。

(5) 西部地区

西部地区は、全地域を通じて高齢化が進んでいるが、緩やかな住民同士の交流やつながりがある地域であり、老人クラブやサロン等の活動も盛んである。その中で、畑野町・東本梅町・宮前町は、旧地域と新興地域が点在していることから、地域における課題が混在していることが考えられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(6) 川東地区

川東地域は全体を通じて、高齢化が進んでいる地域である。

馬路町では、独居高齢者が多く独居高齢者に向けた見守り支援・活動を盛んに実施されている。

旭町では、住民の生活課題等への対応として、自治会が中心となり、積極的にシステム作りに取り組まれている。

千歳町は、古くから集落に住みつづけておられる人が多く、「千歳安全安心のまちづくり推進会議」等を立ち上げ、地域住民によるコミュニティづくりが活発である。

河原林町は、河原林まちづくり会議を開催し、「まちづくり計画」を掲げ、住民主体で協議・活動を進められている。

保津町は、平成29年度から各区でのサロンや交通支援を開始され、身近な地域の困りごとに対応するべく、地域での活動が活発な地域と考える。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(7) 篠地区

篠町は馬堀駅前の再開発、篠インター付近の開発等発展的な地域を持ちながらも、一部には市政開始前の村であった頃のコミュニティも未だに残る幅の広い地域となっている。

地域内には高齢化の進む地域もあるが、自治会・地区社協が中心となり、サロンや独自の住民互助活動が盛んであるが、今後地域における開発も進んでいることから、新旧住民による新たな交流場面をどのように創設していくかなど今後あらたな課題も想定される。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

(8) つつじヶ丘地区

東つつじヶ丘地区は、もともと集落に住んでいる人と転入してきた人が混在しており、また、市営住宅居住者とそれ以外の住民交流が希薄である一方で、急速に高齢化が進んでいる。

西つつじヶ丘地区は、西つつじヶ丘ふれあいセンターを拠点として、自治会や地域のネットワークグループを中心に趣味の教室やグランドゴルフ、朝カフェ、映画鑑賞会等地域の集まり（集いの場）活動が盛んである。

南つつじヶ丘地区は、当初の転入者が高齢期を迎え、高齢化が進んでいるなか、地縁が薄く、交流の中心は自治会、老人会等の活動になっていると考える。その中で、南つつじヶ丘ふれあいセンターを中心に、子どもから高齢者の活動まで幅広く取り組まれている。

今後、つつじヶ丘地区は急激な高齢化、後期高齢者人口の増加も予想され、様々な課題が生じることが考えられる。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組む。

○各地域共通事項のア、イ、ウを行う。

○自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。

* その他

一般財団法人 長寿社会開発センターの発行する「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に業務に取り組みます

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

亀岡市 亀岡地域包括支援センター

作成年月日 令和5年 4月 1日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図る。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努める。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用する。
令和5（2023）年度のセンター目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 センターは、亀岡市における地域包括ケアシステム等の構築のために土壌づくり等に取り組む（規範的統合）。 2 経験ある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員等の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として柔軟に業務を行う（協働性・地域性）。 3 公正で中立な事業運営を行う（公益性）。
亀岡市 亀岡地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ・近年は新型コロナウイルスの影響を大きく受け、地域活動等も制限をかけざるをえなかった。 ・総合相談は毎年 250 件程度ある。相談内容の特徴としてケアプランの作成依頼、住宅改修が一番多く、それらが業務の大半を占めてしまっているため、ケアプランを作成するケアマネジャー等の安定的な配置が必要不可欠である。
取組と目標との差（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は新型コロナウイルスの影響が大きく、担当地域全域において定期的な地域ケア推進会議を開催できておらず、各地域の高齢者を取り巻く現状等が把握しきれていない。
課題解決の為に亀岡市 亀岡地域包括支援センターとして取組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域と協働し地域ケア推進会議等を定期的に行い地域の現状と課題等进行分析する。 ・職員の安定的な配置について取り組んでいく。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 総合相談、各種調査から必要に応じて実態を把握して必要な支援につなげていく。 2 総合相談事業 センターにおいて受けた相談の終結については、全件適切に対応し市と協議の上

<p>定めた「相談事例の終結条件」を基に、適切な進捗管理を行う。</p> <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <p>センターの存在・役割の認知度の向上を図り、市民にとって身近な相談窓口となることを目指す。</p>
<p>権利擁護業務</p> <p>1 高齢者虐待の予防活動</p> <p>高齢者虐待に対しては予防的取組として、啓発活動を行う。</p> <p>2 高齢者虐待の早期発見、早期介入</p> <p>センターは、市の発行する亀岡市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図り、被虐待者及び養護者を支援する。</p> <p>3 人権侵害事象への対応</p> <p>センターは、人権侵害事象の発見、相談への対応を行い、また前記事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象の解消に向けて市と連携し取り組む。</p> <p>4 成年後見制度の利用支援</p> <p>センターは、成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介や亀岡市成年後見制度中核機関と適宜連携し、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行う。</p> <p>5 消費者被害への相談支援</p> <p>センターは、消費者被害から高齢者を守るため、民生委員児童委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報を収集し、その共有に努め、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたる。</p>
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務</p> <p>1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所が設定する事例検討の場に参加し、ケアマネジャーが提供した事例について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかを確認し、ケアマネジャーに必要な応じた指導等を行う。 ・居宅介護支援事業者の主任介護支援専門員に対し、事例検討会のコーディネートに係る助言を行う。 <p>2 介護支援専門員への支援</p> <p>介護予防ケアプランの委託事案や地域の困難事例等で相談を受け付けた際には担当者が迅速に対応するように努め、日頃より相談をしてもらいやすい環境づくりに努める。</p>
<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

<p>1 介護予防給付ケアマネジメント 要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行い、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業、地域の多様な社会資源を活用し支援する。</p> <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント 保健師看護師会議に参加し、情報収集・情報共有を行い質の向上に努め、サロンなどの地域活動の際に周知啓発を行っていく。</p>
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために認知症初期集中支援チームや関係機関と連携・協力し、早期からの支援を行う。 ・ 認知症サポーター養成講座を活用し、センターの活動や役割、認知症施策の啓発活動を行う。 ・ 行政、民生委員、医療機関との連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行う。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のケースについて医療・介護・福祉の多職種がその専門性を活かし、ICFの概念に基づく事例検討を行い、尊厳や自立支援に繋がる「強み」に着目した適切なケアプランを検討する「地域ケア個別会議」を企画・開催する。 ・ 自治会、民生児童委員、NPO法人、ボランティアなどが参加した会議、催しに参加し、生活支援コーディネーターと協働し、地域の強みを見出す地域ケア推進会議を企画・開催する。
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体と協働し地域における医療・介護・福祉の繋がりを強化して、地域福祉等の増進を図る。
<p>生活支援体制整備事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度においても、生活支援体制整備事業の推進に当たり、各圏域におけるニーズや社会資源の把握及び課題の整理を、民生委員との定期的な懇談や高齢者訪問調査及び第1層及び第2層生活支援コーディネーター等との連携の中で実施する。

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

亀岡市 南部地域包括支援センター

作成年月日令和5年 4月 1日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和5（2023）年度のセンター目標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が、住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるよう、医療・介護・福祉分野の多職種・自治会・民生委員などの地縁組織など様々な関係機関と連携強化に努める。 ・質の高い支援を目指し、常に三職種が情報共有・協議・協働を心掛けチームアプローチができるように努める。
亀岡市 南部地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ・アフターコロナを見据えて感染予防に務めながら、自治会・民生委員・地区社協・サロン、老人会の代表・地縁組織の代表の方と、定期的に情報交換を行いながら顔の見える関係作り・連携体制を図っている。 ・事業所内での毎朝のミーティング、相談者把握会議、ケース検討等を行う事で質の高い支援、チームアプローチに努めている。
取組と目標との差（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスの扱いが5月より5類に変更される事で、地域活動が平常時を取り戻すべく活動が再開すると思われる。これまで地域の代表の方々と密に情報交換・連携体制を維持してきた事を活かし、サロン・老人会等の地域活動の再開に向けて、出前講座の実施などの後方支援を積極的に行う必要がある。 ・総合相談内容が複雑かつ重層的になってきているので、事業所内だけでなく多職種とも連携体制を構築していく必要がある。
課題解決の為に亀岡市 南部地域包括支援センターとして取組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・民生委員・地区社協・地縁組織等と連携し地域ケア推進会議を開催する事で、地域の連携強化と課題抽出を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・サロン・老人会等から、依頼のあった出前講座・出張相談・地域包括支援センターの広報について行うと共に、地域活動の再開について積極的に支援・参加する。 ・重層的な相談支援に対応できるよう、保健、医療、福祉の多職種が参加する会議・研修に参加しネットワークを構築する。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談及び実態把握事業を通じて支援を必要とする高齢者の現状を把握する。 2 総合相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関わる様々な相談に答えられるよう、地域における関係機関・多職種等のネットワークを生かしながら対応にあたる。 ・相談に迅速かつ的確に対応できるよう、支援の質向上を目的としたミーティングを、毎朝事業所内で開催する。 ・月1回、事業所内で相談者把握会議を行い、相談事例の終結条件を基に、適切な進捗管理を行うと共に、情報を共有し必要に応じてケース検討を行う。 3 地域におけるネットワーク構築 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・民生委員・地区社協など地縁組織との更なる連携強化のため、情報提供や情報交換を行う。 ・サロンや老人会等の地域活動に参加し、地域の社会資源について情報収集・密な連携を図る。 ・重層的な相談支援が行えるように保健、医療、福祉の多職種が参加する会議・研修に参加しネットワークを構築する。
権利擁護業務
<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者虐待の予防活動 <p>高齢者虐待に対しては予防的取組として、啓発活動を行う。</p> 2 高齢者虐待の早期発見、早期介入 <p>市の発行する亀岡市高齢者虐待マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図る。また、被虐待者及び養護者を支援する。</p> 3 人権侵害事象への対応 <p>人権侵害事象の発見、相談への対応を行う。</p>

また前記事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象の解消に向けて市と連携し取り組む。

4 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介や亀岡市成年後見制度中核機関と適宜連携し、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行う。

5 消費者被害への相談支援

消費者被害から高齢者を守るため、民生委員児童委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報を収集し、その共有に努める。
また、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたる。

包括的、継続的ケアマネジメント業務

1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・医療、介護、福祉分野など多職種との情報交換・相互協働・規範的統合を図り、複雑かつ重層的な相談内容に対しても速やかに対応できる体制を構築する。
- ・社会資源（サロン・老人会活動・ボランティア活動など）の問い合わせにも対応できるよう、常に情報のアップデートに努める。
- ・医療・介護・福祉の専門職に加え、自治会、民生児童員、NPO法人、ボランティアなどが参加した「地域ケア推進会議」を圏域の自治会単位の開催できるように、各自治会と連携し進めていく。
- ・担当圏域の地域密着型サービスの運営会議等に参加し助言や連携を図る。

2 介護支援専門員への支援

- ・依頼に応じて居宅介護支援事業所のケアマネジャーが提供した事例や相談等について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかの確認や支援方策を検討し、ケアマネジャーに必要な応じた助言や支援を行う。
- ・亀岡市主任介護支援専門員会を開催し情報共有・自己研鑽に努める。

介護予防ケアマネジメント業務

1 介護予防給付ケアマネジメント

- ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行い、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源の活用を支援して行く。

<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託している居宅介護支援事業所に対して、常に情報共有を図ると共に、随時助言・支援して行く。 <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括保健師看護師会議に出席し情報の共有や質の向上に努め、地域に向けての介護予防活動に繋げていく。 ・要支援者の重度化予防・自立支援に向けた介護予防の周知を行いながら、地域に向けて出向き、介護予防の啓発・啓蒙を行っていく。 ・新たなネットワークを構築する目的で関係機関との交流を持ち、地域資源を発掘し知り得た情報を、地域に向けて発信していく。
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携し、早期からの支援を行う。 ・認知症相談事業を行なっている関係機関、関係団体や医療機関等との連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行う。 ・高齢者実態把握や高齢者訪問調査等地域活動を通じて担当地域の認知症高齢者やその家族の把握を行う。 ・市内小学校、関係機関等での認知症サポーター養成講座をはじめ、地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を実施すると共に、包括支援センターの活動や役割、市が進める認知症施策の広報を行う。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ICFに基づく概念を基礎として、地域包括ケアシステムの強化に向けて、医療・介護・福祉の専門職間において、本人の「強み」と環境の「強み」について検討し、ケアマネジメントにおける「高齢者の尊厳」「重度化防止」「高齢者の自立支援」について協議し、意識の共有化・規範的統合を図るとともに、地域課題抽出を図る。 ・地域課題の抽出と課題解決に向けたネットワークの構築と調整について市や生活支援コーディネーターと共有し、自治会を中心に地縁組織の協力を得ながら担当圏域での「地域ケア推進会議」を開催する。
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉連携推進会議においては、推進会議に求めに応じて必要な人材を会議に参加させ連携強化に努める。 ・質の向上の為に研修等の参加を行い、在宅医療・介護・福祉との連携がスムーズに図れるように、情報交換や情報の共有を行う。

生活支援体制整備事業への参画

- ・生活支援コーディネーターと連携し、住民主体による「支えあい・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努める。
- ・センターにおいて把握した地域資源や地域課題等について、生活支援コーディネーターと情報共有を図る。また、生活支援コーディネーターによって作成された「地域カルテ」を活用し、地域住民への資源等の情報発信を行う。
- ・生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加することで、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援・協力を行う。

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

亀岡市 中部 地域包括支援センター

作成年月日令和5年 4月 1日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和5（2023）年度のセンター目標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係機関と顔の見える関係作りを深め、更なるネットワークの拡充を目指す。 ・地域に出向き社会資源の情報収集、情報交換に努め、必要な支援や情報を提供する。 ・各専門職が相互に情報を共有・協議して、ワンチームとして質の高い支援を行う。
亀岡市 中部地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や民生児童委員、関係機関、各種団体との関係構築に努め、身近な総合相談窓口と認識してもらえるよう、センターの役割や機能の周知に努めている。 ・認知症サポーター養成講座やミニ講座などの開催に積極的に取り組み、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりの協力・支援を行っている。 ・サロンや地域の集まりへの参加を心掛けているが、回数としては十分ではないと感じている。
取組と目標との差（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域内4町それぞれに特色や既存の取組があり、現状では地域住民の声や取組を把握できているとは言い難い。更なる連携や実情把握、共有が必要である。
課題解決の為に亀岡市 中部地域包括支援センターとして取組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・サロンや地域の集まりに積極的に参加し、実情把握や情報交換を行う。 ・担当圏域4町それぞれの「強み」を情報収集・共有し、地域住民が主体となって課題解決を行えるような働きかけを行う。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援事業や、自治会・民生児童委員・関係機関、各種団体との連携、高齢者が集うサロンへの参加などによって、地域や高齢者の実態把握を行う。 2 総合相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる総合相談窓口の周知や広報、相談援助技術の研鑽、チーム対応などを

<p>心掛け、地域に頼りにされるセンターを目指す。</p> <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、民生児童委員、地縁組織、各種団体などとの連携強化を図り、顔の見える関係をつくる。
<p>権利擁護業務</p>
<p>1 高齢者虐待の予防活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に訪問した際に予防啓発、防止につながる発信、広報を行う。 <p>2 高齢者虐待の早期発見、早期介入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法の理解普及に努め、早期発見、速やかな対応につなげる。 <p>3 人権侵害事象への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害の疑いのある事象があれば、速やかに市と連携し当該事象の解消に繋げる。 <p>4 成年後見制度の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の支援を必要とされる方に、丁寧に制度の説明を行っていく。 <p>5 消費者被害への相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関や民生委員等と連携し、情報を収集し、市へ報告、被害拡大防止を図っていく。
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務</p>
<p>1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域4町の現状や特性、取組等を把握し、自治会や民生児童委員、生活支援コーディネーター、地域の各種関係機関（団体）等と連携し、協働で「地域ケア推進会議」を開催する。 ・亀岡市主任ケアマネジャー連絡会を開催し、情報共有、質の向上へ向けた支援を行う。 <p>2 介護支援専門員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所ケアマネジャーから支援困難事例の相談を受けた際は、連携しながら同行訪問や助言などの後方支援を行い、ケアマネジャーの孤立化を防ぐ。 ・居宅介護支援事業所ケアマネジャーに向けた取り組み（情報交換、勉強会、事例検討会などの開催）を企画・開催し、質の向上を目指す。
<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>
<p>1 介護予防給付ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、家族の支援、住環境等を把握・分析し、利用者・家族の生活の目標・意向を踏まえた自立支援に資するケアプランを作成、継続に努める。 <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師・看護師会議（1回／月開催）に参加し、自身で出来る介護予防の啓発内容について検討し、訪問や各地域でのサロン等で周知・情報提供することで、在宅支援への質の向上に努める。
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な世代の地域住民が認知症の理解を深め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けら

<p>れるよう、認知症サポーター養成講座やミニ講座（認知症、ロコモ啓発やロコトレ指導など）の広報、実施を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内のイベントやサロン等の集まりに積極的に参加し、認知症予防の啓発、相談対応を行う。 ・認知症初期集中支援チームや関係機関と連携し、早期からの支援を行う。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ICFに基づく概念を基礎として、地域包括ケアシステムの強化にむけて、医療・介護・福祉の専門職が各々の見地から、本人の「強み」と環境の「強み」について検討し、ケアマネジメントにおける「高齢者の尊厳」と「自立支援」「重度化防止」の意識の共有化を図ることを目標とし、地域ケア個別会議を企画・開催する。 ・担当圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築するために、介護・医療・福祉関係者だけでなく、自治会、民生児童委員、NPO法人、ボランティアなどが参画したネットワークを作り、担当圏域の現状や特性、既にある取組について把握し、目標や取組を共有することを目的として地域ケア推進会議を開催する。
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p>
<p>医療・介護・福祉連携推進会議の求めに応じて参加し、連携を図る。</p>
<p>生活支援体制整備事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと連携し、住民主体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努める。 ・センターにおいて把握した地域資源や地域課題等について、生活支援コーディネーターと情報共有を図る。また生活支援コーディネーターから得た地域の情報を積極的に活用し、地域住民へ資源等の情報発信を行う。 ・生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加することで、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりの支援・協力を行う。

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

亀岡市 西部地域包括支援センター

作成年月日令和5年 4月 1日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和5（2023）年度のセンター目標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種関係機関・関係団体および多職種と連携し、地域における現状・資源を把握する。 ・総合相談、生活支援体制整備事業への参加、地域ケア個別会議等を通じて地域課題の抽出に努める。 ・地域資源状況、地域課題について、関係者間で共有し地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域に対し必要な資源開発等の働きかけを行う。 ・自治会や民生委員・児童委員等の関係者との連携を図り、関係強化に努める。
亀岡市 西部地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ・移送問題に関しては、西部全域の問題として捉えていたが、畑野町を除く3町に関してサロン参加者に限定してアンケートを実施した結果、現時点では家族、地域知人、自らの運転により対応ができることが分かった。また、ゴミ出しの支援についても地域によって異なりがあることが分かった。 ・昨年度開催した、居宅介護支援事業所等との事例検討会は、顔の見える関係の構築や資質向上にも繋がった。 ・京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会の研修をきっかけに、亀岡警察交通安全課と顔の見える関係づくりが出来た。 ・地域包括支援センターおよび指定介護予防支援事業所のBCP作成は未完成状況。
取組と目標との差（課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・「移送支援・ゴミだし支援」の地域課題については、西部圏域全体に当てはまると考えていたが、実態は町ごとにより異なっていることが見え始めてきている。 ・地域活動を行っている自治会および関係団体との顔の見える関係づくりが出来ていない。
課題解決の為に亀岡市 西部地域包括支援センターとして取組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を把握するために、地域住民のニーズを把握するという目的を持って活動の場に出向いて行く。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動を行っている団体に積極的に関わり、活動状況の把握を行う。 ・昨年度は、畑野町、宮前町の自治会関係者との接点が希薄であったので、今年度は、地域ケア推進会議を開催して地域の実情把握を行う。 ・電動カート・電動車いすの紹介や交通ルールの周知のため、福祉用具業者や亀岡警察署の協力を得て、地域住民向けの試乗会や交通安全教室を開催する。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<p>1 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規相談のうち、介護保険認定後、介護サービス利用に至らなかったケースや気がかりな高齢者や、介護保険の認定切れ、介護サービスの利用を休止または終了したケース等について必要に応じ実態把握を行う。 <p>2 総合相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規相談については、受付者が相談受付表を作成し、センター内で情報を共有する。必要があれば関係機関へ迅速な連携を行う。 ・センターの定例会議を毎月1回以上開催し、情報の共有・協議を行うとともに、相談事例の進捗状況や各職種の活動状況報告等を共有し、意思統一を図る。 <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護高齢者に対して、各町自治会および民生委員、サービス事業所、その他地域支援者等とのネットワーク構築を継続し、より深めていく。 ・自治会・地域民生委員・地区社協・介護保険サービス事業所などと地域活動・会議・研修会の機会を持ち、顔の見える関係を構築する。 ・陽風荘運営推進会議や生活支援体制整備事業へ積極的に参加する。
権利擁護業務
<p>1 高齢者虐待の予防活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に対しては予防的取組として、啓発活動を行う。 ・昨年度同様に地域のサロンに積極的に出向き、虐待の理解を深める内容の情報提供をしたり、地域包括支援センターが相談窓口であることについて周知を図る。 <p>2 高齢者虐待の早期発見、早期介入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図る。また、被虐待者及び要護者を支援する <p>3 人権侵害事象への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害事象の発見、相談への対応を行う。 また、このような事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象の解消に向けて市と連携し取り組む。 <p>4 成年後見制度の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介や亀

岡市成年後見制度中核機関と適宜連携し、適切な支援を行うと共に、利用の助言や支援を行う。

5 消費者被害への相談支援

- ・消費者被害から高齢者を守るために、民生委員児童委員や介護サービス事業所等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報を収集し、その共有に努める。また、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたる。
- ・ふれあいサロン等において、消費者被害の傾向などの情報提供や地域包括支援センターが相談窓口であることについて周知を図る。

包括的、継続的ケアマネジメント業務

1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・医療・介護・福祉の多職種と規範的統合を図り、地域課題抽出のため、地域ケア個別会議を開催する。
- ・医療・介護・福祉関係者および自治会、民生児童委員、NPO法人、ボランティアなどが参加する地域ケア推進会議を生活支援コーディネーターと協働し、企画・運営を行う。自治会ごとに最低年1回は開催する。

2 介護支援専門員への支援

- ・依頼に応じて居宅介護支援事業所が設定する事例検討の場に参加し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが提供した事例について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかを確認し、ケアマネジャーに必要な応じた指導を行う。
- ・ケアマネジャー同士のネットワーク構築のため、亀岡市ケアマネ連絡会と連携し、後方支援を行う。

介護予防ケアマネジメント業務

1 介護予防給付ケアマネジメント

- ・要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行う。作成する予防プランにおいて、自立支援に向けた目標を設定する。また、介護保険更新時及び1年毎にプランの評価を行い、実施したサービス内容が目標に沿ったものであるか振り返りを行う。

2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント

- ・要介護状態になる恐れの高い高齢者に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業等を通じて心身の状態の維持や改善を図るための適切な支援を行う。
- ・地域のサロンへ出向き、継続した介護予防の推進をする。
- ・保健師・看護師会議に参加し情報収集・情報共有を行い質の向上に努める。(月1回程度)

認知症高齢者及び家族への支援

- ・認知症高齢者の在宅生活を支えるために認知症初期集中支援チームや関係機関と連携・協力し、早期からの支援を行う。
- ・認知症相談事業等を行っている関係機関、関係団体や医療機関等との連携・協力体制を

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

<p>構築し、継続的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域のキャラバンメイト等と連携・協力し、啓発活動を行う。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<ul style="list-style-type: none">・「地域ケア個別会議」では、医療・介護・福祉の多職種がその専門的見地から本人の「強み」と環境の「強み」について検討し、「高齢者の尊厳」「自立支援」「重度化防止」について協議し、規範的統合を図りながら、地域課題抽出を行う。・「地域ケア推進会議」の企画・運営については、生活支援コーディネーターと協働し、地域自治会、民生児童委員、NPO法人、ボランティアなどの関係者と連携を図り、地域包括支援センターの役割を周知する。会議開催により、担当圏域の現状や特性、既にある取り組みについて把握し、地域の強みについて検討する。
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none">・医療・介護・福祉連携推進会議においては、亀岡市の求めに応じて会議に参加する。
<p>生活支援体制整備事業への参画</p>
<ul style="list-style-type: none">・センターにおいて把握した地域資源や地域課題等について、生活支援コーディネーターと情報共有を行う。「地域カルテ」等を活用し、地域住民への資源等の情報発信を行う。・生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加することで、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援・協力をする。

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

亀岡市 川東 地域包括支援センター

作成年月日 令和5年4月1日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和5（2023）年度のセンター目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 センターは、亀岡市における地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、様々な関係者や地域住民が協働し、多様な価値観や文化などを共有することができる土壌づくりに取り組みます。 2 保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として業務を行います。また、介護予防ケアプランが、自立支援・重度化防止・活動や参加に着目し、できる活動をしている活動に変え、さらに自信を取り戻せる支援を、自助・互助・共助・公助に着目した視点で支援ができるよう意識向上に努めます。さらに目標達成できた方については終結も視野に入れて関わっていきます。 3 包括的・継続的マネジメントの構築 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 令和5年度においても、生活支援体制整備事業の推進に当たり、圏域におけるニーズや社会資源の把握及び課題の整理を民生委員との定期的な懇談や第1層及び第2層生活支援コーディネーター等との連携の中で実施します。 (イ) 地域における関係機関・関係者（介護保険事業所・医療機関・自治会・民生委員等）のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報マップ又はリストで管理を行い、相談内容に応じて速やかに連携を図る事ができる体制を整えます。
亀岡市川東地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民政委員との関係性が途切れないよう要望に応じ、学びの場に参加します。専門職会議・センター会議において意思統一します。 ○ センター内での事例検討会を継続します。 ○ 保険・医療・福祉・介護サービスが一体的に提供されるように、普段から連携を図りながら、関係者間での情報共有に努めます。 ○ 災害時や感染症流行時には、他機関と連携し必要に応じた支援に努めます。

取組と目標との差（課題）
○地域共生社会の実現に向けて土壌づくり ○地域における関係機関・関係者のネットワークの情報マップやリスト管理の作成
課題解決の為に亀岡市 川東地域包括支援センターとして取組むこと
<ol style="list-style-type: none"> 地域の各種関係機関・関係団体及び多職種との連携・協働し、地域における現状や資源の把握を行います。感染対策を講じた上で積極的に地域活動を行っていきます。 地域個別会議では、今まで積み上げてきたノウハウを生かし、さらに協議を重ねながら居宅事業所や専門職のスキルアップにつながり、興味や関心のある会議にする事で最終目標の地域課題の抽出を目指していきます。 自治会や生活支援コーディネーターと協働し、「地域推進会議」を実施した上で、地域課題抽出に向けて協議していきます。 主任ケアマネが中心となり「地域ケア個別会議」等から地域課題を抽出します。 地域ケア会議がもつ5つの機能（①個別機能解決機能②ネットワーク構築機能③地域課題発見機能④地域づくり⑤政策形成機能）の中で①②については基盤整理できましたが、引き続き地域ケア個別会議を進める中で③以降の機能についても協議していきます。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<ol style="list-style-type: none"> 実態把握 センターは、様々な手段により地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態を把握する必要があります。地域に存在する隠れた問題やニーズを発見するには段階的・計画的な取り組みが必要であり、どのような社会資源が地域に存在するかを把握して支援に活用していくことが介護予防・自立支援につながると考えます。 総合相談事業 第8期における総合相談業務での目標は関係機関の連携体制の強化とセンターの存在・役割の認知度の向上を図り、市民にとって身近な相談窓口になることを目指します。また、センターにおいて受けた相談事例の終結については、市と協議の上で定めた「相談事例の終結条件」を基に適切な進捗管理を行います。 地域におけるネットワーク構築 地域包括支援センターの認知度は高まっていますが、地域住民にとってさらに身近な相談窓口となることを目指し、今年度は目に留まりやすい広報を検討していきます。また川東地域の高齢者支援に必要なネットワークの構築を図り、ケースの状況や相談内容に応じ、適切な関係機関との連携を図ります。 高齢者だけでなく地域の誰もが、生きがいや役割を持ち、お互いに助け合いながら生きていく地域共生社会の実現に繋げるための関係づくりを模索します。

<p>権利擁護業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者虐待の予防活動 高齢者虐待に対しては予防的取り組みとして、啓発活動を行います。 2 高齢者虐待の早期発見、早期介入 センターは、市の発行する亀岡市高齢者虐待マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図ります。また、被虐待者及び養護者を支援します。 3 人権侵害事象への対応 センターは、人権侵害事象の発見、相談への対応を行います。また、前期事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に当該事象の解決に向けて市と連携し取り組みます。 4 成年後見制度の利用支援 センターは、成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介等、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行います。 5 消費者被害への相談支援 センターは消費者被害から高齢者を守るため、民生委員児童委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会が多い関係者から情報を収集し、その共有に努めます。また、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたります。
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ○地域における関係機関（自治会、民生委員、介護保険事業所、医療機関等）と顔が見える関係づくりを継続的に行い、相談内容に応じて速やかに連携を図ることができる体制を整えます。 ○生活支援体制整備事業の推進に当たり、地域ケア推進会議やケアプランから抽出されたニーズや意向に基づき、川東地域における「買い物支援」や「移送サービス」について、具体的に企業や商店、または地域住民に働きかけ、情報発信や連携ができるよう模索します。 ○地域ケア推進会議からあがった地域における災害時の対応について、個別避難計画の作成や要援護者の避難支援の検討、避難困難者の名簿作成など、地域住民と情報を共有し、有事に備えた連携が各関係者間で図れるように努めます。 2 介護支援専門員への支援 センターの主任介護支援専門員は依頼に応じて居宅介護支援事業所が設定する事例検討会の場に参加し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが提供した事例について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかを確認し、ケアマネジャーに必要な応じた指導を行います。また居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員に対し、事例検討会のコーディネートに係る助言を行います。

介護予防ケアマネジメント業務
<p>1 介護予防給付ケアマネジメント</p> <p>介護予防支援や介護予防マネジメントを実施する上で、センター職員を対象として、自立支援や重度化防止、尊厳の保持などの取組に関する研修会などを実施し、介護予防ケアマネジメントの意識向上を図るとともに、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源の活用を支援します。</p> <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <p>高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、生活支援体制整備事業と連動を図り、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。</p>
認知症高齢者及び家族への支援
<p>○認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために、認知症初期集中支援チームや関係機関と協力や連携を図り、早期からの支援を行います。また、認知症相談事業を行っている関係機関などと連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行います。</p> <p>○市内小中学校・高等学校や地域、企業に向けて認知症サポーター養成講座を実施し、認知症を正しく理解してもらうための活動を、地域のキャラバンメイトと共に連携・協力しながら行います。また、講座を活用することで、センターの活動や役割、市が進める認知症施策の広報も併せて行います。</p>
地域ケア会議の開催
<p>1 個別のケースについて医療、介護、福祉の多職種がその専門性を活かし、「高齢者の尊厳」「自立支援」「重度化防止」「強み」について意見交換や検討を行い、ICFの概念に基づいた適切なケアマネジメントの考え方の共通認識ができることを目指した「地域ケア個別会議」の企画、開催を行います。</p> <p>2 地域課題の抽出と課題解決に向けたネットワークの構築と調整について市や生活支援コーディネーターと協働し、担当圏域での「地域ケア推進会議」の開催に繋がります。</p>
在宅医療・介護連携推進事業への参画
<p>亀岡市で行っている、医療・介護・福祉連携推進会議においては、推進会議の求めに応じ必要な人材を会議に参加させることとします。</p>
生活支援体制整備事業への参画
<p>生活支援コーディネーターと連携し、住民主体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努めます。</p> <p>(1) センターにおいて把握した地域資源や地域課題について、生活支援コーディネーターと情報共有し、地域住民へ情報発信を行います。</p> <p>(2) 関係機関が集う協議に積極的に参加し、ネットワークづくりへの支援を行います。</p>

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

亀岡市 篠 地域包括支援センター

作成年月日令和5年 4月 1日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和5（2023）年度のセンター目標
<p>総合相談においては、包括に寄せられる様々な相談に迅速・適切に対応できるようチームアプローチと関係機関等との連携を強化し、自立支援と重度化防止、地域課題の抽出とネットワークづくりを根幹に据えた支援を行なっていく。</p> <p>地域活動においては、自治会・民生児童委員協議会（以下、民児協）・地区社協・サービス事業所・医療機関・サロン等との連携を強化し地域包括ケアシステムの構築に向けた活動を積極的に展開する。</p>
亀岡市 篠地域包括支援センターの取組現状
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性の向上、チームアプローチの強化、関係機関・団体との連携に努め、「ワンストップ」の相談窓口の機能を遂行できるよう取り組んでいる。 ・地域のサロンや自治会・民児協・地区社協等の活動へ出向き、顔の見える関係を構築していく中で、地域に包括があって良かったと言ってもらえるよう取り組んでいる。
取組と目標との差（課題）
<p>地域包括ケアシステムを篠町ではどう具体化できるのか、わかりやすく地域住民や地域の各種団体と共有し、一方通行にならない活動を展開していく必要がある。そのために各専門職への理念浸透と、専門性の向上に向けた研修を積極的に行い、実践を展開していくことが重要と考える。</p>
課題解決の為に亀岡市 篠地域包括支援センターとして取組むこと
<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会・民生委員児童委員協議会・地区社協等地域の関係機関・団体と連携をし、地域ケア推進会議を開催することで、地域課題の抽出を共に行い、検討する。 2 町内のケアマネ勉強会を継続し、顔の見える関係づくりの推進と、専門性の向上に努める。 3 自立支援、重度化防止型の介護予防ケアマネジメントの展開に向け、地域ケア会議や各種研修に参加し、理念の確認と資質の向上並びにチームアプローチの推進に努める。 4 次世代の福祉人材の育成に貢献するため専門職の実習生を積極的に受け入れる。

5 高齢者と日常的に関わりのあるスーパー・金融機関等の企業へ、包括の周知を含め、認知症についての理解を深めていただくためのアプローチを行う。
個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<p>1 実態把握 実態把握事業を通じて支援を必要とする高齢者の現状を把握する。</p> <p>2 総合相談事業 ・第8期における総合相談業務の目標「関係機関の連携体制の強化と、センターの存在・役割の認知度の向上を図り、市民にとって身近な相談窓口となることを目指す」を達成するため下記の取り組みを行う。</p> <p>① 包括共通の相談受付表を活用し、インテークの段階から迅速適切な対応を行う。</p> <p>② 高齢者の総合相談窓口として、利用者が安心して相談できるように可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族の個人情報を守るための配慮を行う。</p> <p>③ 包括社会福祉連絡会議、保健福祉ネットワーク会議、権利擁護の事例検討会などへの参加を通して、他の機関との連携を強化するとともに、各種研修へ積極的に参加し、専門性の向上に努める。</p> <p>3 地域におけるネットワーク構築 ・地域における様々な活動が再開されつつある中、今後も新型コロナウイルスが5類移行後の感染対策に留意し、自治会、民生児童委員、地区社協、各種団体との顔の見える関係を構築していく。</p> <p>・生活支援コーディネーターと連携し、地域の社会資源のリスト化に継続して取り組み、把握した資源が有効に活用できるように努める。</p>
権利擁護業務
<p>1 高齢者虐待の予防活動 ・予防的取り組みとして、包括・行政・警察等関係機関が連携をし、啓発活動を行う。</p> <p>・事例検討会や、勉強会、虐待防止ネットワーク活動へ参加し専門性の向上に努める。</p> <p>2 高齢者虐待の早期発見、早期介入 ・「市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図る。</p> <p>・被虐待者及び養護者を支援する。</p> <p>3 人権侵害事象への対応 ・人権侵害事象の発見、相談があった場合、亀岡市への報告を行う。</p> <p>・当該事象への対応、事象改善に向けて取り組む。</p> <p>・研修等への参加を通じて、当該事象への対応力の向上に努める。</p>

<p>4 成年後見制度の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用を求める者又は、必要とする者の相談等があった場合、関係機関・団体の紹介、制度利用の助言や支援等、適切な支援を行う。 ・必要に応じて、中核センターとの連携を図り、制度の利用促進を図る。 <p>5 消費者被害への相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害から高齢者を守るため、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報を収集し、その共有に努める。 ・高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題解決にあたる。 ・街頭啓発活動や、消費生活相談員との情報交換会を実施する。
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務、</p>
<p>1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、民生委員、地域の各種関係機関と連携し、地域ケア推進会議等で地域の社会資源や課題、ニーズの把握や後方支援に努める。 ・生活支援体制整備事業の推進を生活支援コーディネーター等と連携し実施する。 <p>2 介護支援専門員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域にある居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員がお互いに学びあい、情報交換や業務のことを相談できる関係づくりと質の向上のため、勉強会を行う。
<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>
<p>1 介護予防給付ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフケアに着目した短期目標を具体的に設定し評価する。 ・地域のサロンなどインフォーマルなサービスの把握に努める。 ・医療との連携を行い、重度化を防止する。 <p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師・保健師会議に参加し情報収集・情報共有を行い質の向上に努める。 ・相談業務を通して必要な高齢者に介護予防事業、地域の社会資源などを周知する。
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座、相談業務やサロン等を通じた一般市民への啓発を行う。 ・実態把握や相談業務で把握した対象者について、認知症初期集中支援チームと連携をしながら支援につなげる。
<p>地域ケア会議の開催</p>
<p>1 『高齢者の自立支援』『重度化防止』の実現のため、個別ケースの『その人らしい生活』『その人が望む暮らし』『その人の強みを引き出す』について、ICF の概念に基づき、医療・介護・福祉の専門職が、それぞれの専門性を生かした意見交換や検討を行う。</p>

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

2 地域の強み（社会資源等）の把握と地域課題を抽出し、地域ケア推進会議等で課題解決に向けた検討を行う。
在宅医療・介護連携推進事業への参画
医療・介護・福祉連携推進会議の求めに応じて参加し、連携を図る。
生活支援体制整備事業への参画
1 センターにおいて把握した地域資源や地域課題等を生活支援コーディネーターと共有し、また生活支援コーディネーターから得た地域の情報を積極的に活用する。
2 生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加し、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへ支援・協力を行う。

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター 実施計画書

つつじヶ丘地域包括支援センター

作成年月日 5年4月1日

目的
高齢者が、住み慣れた地域・家庭で安心して生活が継続できる地域・体制づくりを目指す。
介護保険8期目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 各圏域において、高齢者の支援に必要なネットワークを構築し、ケースの状況や内容に応じ、関係機関との適切な連携を図ります。 2 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等と連動を図り、高齢者の主体性を引き出す介護予防ケアプランの作成が定着するよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。 3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域資源に関する情報発信を行い、地域資源を活用します。
令和5（2023）年度のセンター目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 様々な関係機関や地域住民の皆さんから信頼してもらえる関係づくりを通して、地域の困りごとを「わがごと」として捉えられる地域づくりを目指し働きかける。 2 センター内で常に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として業務を行いチームアプローチにより質の高い相談支援を行う。 3 あらゆる状況の中でも事業継続ができるように、日頃から地域との関わり方や情報収集、情報発信の工夫を行い、地域の関係機関との連携体制の構築に取り組む。
亀岡市つつじヶ丘地域包括支援センターの取組現状
<ol style="list-style-type: none"> 1 身近な相談窓口として感じてもらえるよう、センター機能についての情報を周知し、総合相談等を通して高齢者や地域の状況の把握に努めている。 2 民生児童委員との交流や自治会訪問、地域の関係機関との顔の見える関係づくりを行い、個別ケースについてもスムーズに連携することができている。 3 センター内において常に情報共有を行い、支援の方向性や終結について協議し、多職種協働によるチームアプローチを実践している。 4 健康づくりの学習会を通じて介護予防の周知や住民の健康寿命延伸を図り、重度化予防や自立支援へのアプローチを実践している。
取組と目標との差（課題）
<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の困りごとを「わがごと」として捉えられる、地域住民への意識の転換を働きかけるため、地域での小さな学習会の開催に向けた取り組みを行うことが必要。 2 あらゆる事態を想定し、日頃から地域との関わり方や連携体制の工夫を行い、地域関係者との柔軟な関係づくりに取り組む必要がある。
課題解決の為に亀岡市 つつじヶ丘地域包括支援センターとして取組むこと
「地域のつながりづくり」の視点で、地域の高齢者等の暮らしや、地域事業や支援者等の活動状況の把握に努め、地域の関係機関や専門職等と「できることから、できるところから」の地域のつながりづくりの方向性の検討、意識の共有を継続的に取り組む。

個別目標及び到達手法の為に実施する内容
総合相談支援事業
<p>1 実態把握</p> <p>(1) 総合相談支援等を通じて高齢者等の生活や地域の実態を把握する。</p> <p>(2) 民生児童委員との懇談会の開催や、高齢者が集まるサロン等地域事業に参加し、地域や高齢者の実態把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の民生児童委員との懇談会の開催：各地域で年1回以上 ・各地域のサロン活動や老人会、自治会行事等への参加：随時 <p>2 総合相談事業</p> <p>(1) 高齢者に関わる様々な相談に迅速的確に対応する。</p> <p>(2) 地域の関係者、関係機関とのネットワークを生かし対応する。</p> <p>(3) センター内で支援内容の共有と検討を行い、多職種での専門性をいかした支援に努める。</p> <p>事業所内ケース検討会の開催：月3回程度</p> <p>(4) センター独自のチラシを配布し、高齢者等に気軽に相談できる身近な総合相談窓口としての機能を周知する。民生児童委員や関係機関等へ配布の協力を依頼し、早期の相談に繋げ、重度化の防止を図る。</p> <p>3 地域におけるネットワーク構築</p> <p>(1) サロンや老人会、自治会行事等に参加し、地域の高齢者や関係機関等との顔の見える関係づくりを行う。</p> <p>(2) 各地域で民生児童委員との懇談会を開催し、センターの役割、高齢者への対応等について情報提供や意見交換を行う。</p> <p>(3) 多面的な相談支援が行えるように保健、医療、福祉の多職種が参加する会議に参加しネットワークの構築をする。</p>
権利擁護業務
<p>1 高齢者虐待の予防活動</p> <p>民生児童委員や関係機関への啓発を行い、高齢者虐待について予防的取り組みを行う。</p> <p>2 高齢者虐待の早期発見、早期介入</p> <p>(1) 虐待の通報や相談について、亀岡市高齢者虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携して支援し、早期発見、早期介入を図る。</p> <p>(2) 再発を繰り返さないため見守り等を行い、改善が見られない場合や生命の危険性が高く緊急対応が必要と判断した場合は、亀岡市や警察等関係機関と連携を図りながら被虐待者及び養護者を支援する。</p>

<p>3 人権侵害事象への対応 人権侵害事象の発見、相談などがあった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象へ対応、事象改善に向けて市と連携して取り組みを行う。</p> <p>4 成年後見制度の利用支援 成年後見制度についての相談等に関係機関や団体の紹介等、各専門機関と連携し適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行う。</p> <p>5 消費者被害への相談支援 (1) サロン、老人会等に参加し、消費者被害等に関する情報提供や、街頭啓発を実施、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止に努める。 (2) 日頃から高齢者と接する機会の多い、民生児童委員や介護サービス事業者等への情報収集や情報共有を行う。また、京都府消費生活相談員との意見交換会を行う。</p>
<p>包括的、継続的ケアマネジメント業務</p>
<p>1 地域における包括的継続的ケアマネジメント体制の構築 (1) 医療・介護・福祉分野など多職種との情報交換や連携を図り、あらゆる相談内容に速やかに対応できる体制を整える。 (2) 社会資源リスト（サロン・老人会活動・医療機関・介護保険事業所等）を随時更新し、活用できるよう整える。 (3) 地域の民生児童委員との懇談会を開催し、センターとの連携や、高齢者への対応等についての情報提供、意見交換を行い、地域における課題やニーズの把握をする。：各地域で年1回以上 (4) 医療・介護・福祉の専門職に加え、自治会、民生児童委員、NPO法人、ボランティアなどが参加する「地域ケア推進会議」を企画し、開催に向け調整を行う。</p> <p>2 介護支援専門員への支援 (1) 介護支援専門員に対して、専門的な立場から、日常業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な後方支援を検討しながら助言及び必要に応じ支援を行う。 (2) 担当圏域の居宅介護支援事業所や委託先居宅介護支援事業所との合同の資質向上会議を開催し、日頃の業務で感じている疑問等についての意見交換、ケース検討会、社会資源の情報発信を行う。：年1回以上</p>
<p>介護予防ケアマネジメント業務</p>
<p>1 介護予防給付ケアマネジメント (1) 対象者の心身の状態、世帯の状況等に合わせ、重度化防止と自立支援に向けた介護予防サービス計画を作成する。</p>

<p>(2) 居宅介護支援事業所に業務の一部を委託している利用者については、サービス担当者会議等に参加し、担当する居宅介護支援専門員の介護予防サービス計画が利用者の自立を促す為の適切な支援計画であるか個別に評価を行う。</p>
<p>2 地域支援業務における介護予防ケアマネジメント</p> <p>(1) 要介護状態等になるおそれの高い高齢者に対しては、多様な地域の社会資源等を活用し、心身の状態の維持や改善を図るための適切な支援を行う。</p> <p>(2) 各地域の高齢者の心身の状況やニーズを把握し、学習会の開催や相談業務等と併せて介護予防の周知を行い、住民の健康寿命の延伸を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で小さな学習会を開催する。 ・定期的にサロン等に出向き、季節ごとの健康対策や介護予防の情報提供をする。
<p>認知症高齢者及び家族への支援</p> <p>(1) 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために認知症初期集中支援チームや関係機関と連携、協力し、早期からの支援を行う。</p> <p>(2) 各地域で認知症サポーター養成講座等の提案を行い、行政や地域のキャラバンメイト等と連携、協力し、認知症に対する正しい知識の普及、市が進める認知症施策の広報をする。</p>
<p>地域ケア会議の開催</p> <p>(1) 個別のケースについて医療・介護・福祉の多職種がその専門性を活かし、本人の「強み」と環境の「強み」について検討し、ケアマネジメントにおける「高齢者の尊厳」「自立支援」「重度化防止」の意識の共有化と地域課題抽出を目的とした「地域ケア個別会議」の企画、開催を行う。</p> <p>(2) 地域課題の抽出と課題解決に向けたネットワークの構築と調整について市や生活支援コーディネーターと共有し、担当圏域での「地域ケア推進会議」の開催につなげる。</p>
<p>在宅医療・介護連携推進事業への参画</p> <p>医療・介護・福祉連携推進会議等の求めに応じて参加し、連携を図る。</p>
<p>生活支援体制整備事業への参画</p> <p>(1) センターにおいて把握した地域資源や地域課題等を生活支援コーディネーターと共有、また生活支援コーディネーターから得た情報を積極的に活用する。</p> <p>(2) 生活支援体制整備事業における、関係機関が集う協議に積極的に参加し、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援、協力を行う。</p>

亀岡市地域包括支援センター
令和4年度収支決算及び
令和5年度収支予算について

令和4年度

**亀岡市地域包括支援センター
業務決算書**

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書

亀岡市（亀岡地域包括支援センター）

歳 入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)			合計(円)①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬費等		20,000,000	11,674,105		31,674,105	
(内訳) 3職種	3	18,000,000	4,295,747		22,295,747	
機能強化職員	1	2,000,000	3,255,103		5,255,103	
介護支援専門員 (法人加配)	4		4,123,255		4,123,255	常勤兼務3名 非常勤1名
物件費	-				0	
法人補填	-			3,011,040	3,011,040	
その他	-	0	1,859,719	80,000	1,939,719	
介護報酬(再委託料)			1,859,719		1,859,719	
実習生受け入れ				58,000	58,000	カタリナ28,000 中部30,000
住宅改修関連				22,000	22,000	
歳入合計		20,000,000	13,533,824	3,091,040	36,624,864	

歳 出						
科目	職員配置	決算額(円)			合計(円)①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		10,442,729	20,184,679	1,255,032	31,882,440	
(内訳) 3職種	3	9,837,411	8,931,742		18,769,153	
機能強化職員	1	605,318	4,050,976		4,656,294	
介護支援専門員等 (法人加配)	4		7,201,961		7,201,961	常勤兼務3名 非常勤1名
その他 事務職等 (法人加配)	1			1,255,032	1,255,032	兼務
物件費	-	4,742,424			4,742,424	
旅費	-	2,732			2,732	
需用費	-	559,452			559,452	
消耗品費	-	21,670			21,670	
燃料費	-	43,298			43,298	ガソリン代、検査料等
食糧費	-				0	
印刷製本費	-	193,234			193,234	事務用品等
光熱水費	-	128,444			128,444	水道、電気等
被服費	-	172,806			172,806	ユニフォーム代
役員費	-	427,997			427,997	
通信運搬費	-	388,569			388,569	電話、郵便等
手数料	-				0	
火災保険料	-	29,762			29,762	賠償保険
広報費	-	9,666			9,666	
委託料	-	2,078,307			2,078,307	
業務委託料	-	1,475,826			1,475,826	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	602,481			602,481	機器、ソフトウェアの保守料等
使用料及び賃借料	-	1,044,828			1,044,828	
会議費支出	-	392			392	福利厚生費
賃借料支出	-	879,600			879,600	器機賃借料、家賃、地代
車両費	-	164,836			164,836	リース代
備品購入費	-				0	
負担金、補助及び交付金	-	85,077			85,077	
研修研究費	-	77,577			77,577	研究図書、講習会研修会費用等
諸会費	-	7,500			7,500	
消費税等支出	-	145,031			145,031	
減価償却費	-	399,000			399,000	
雑支出	-				0	
歳出合計		15,185,153	20,184,679	1,255,032	36,624,864	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
歳入総合計	36,624,864	歳出総合計	36,624,864

上記に相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

所在地 京都府亀岡市古世町三丁目21番1号

法人名 医療法人亀岡病院

代表者名 理事長 福島達夫

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書

亀岡市 (南部地域包括支援センター)

歳 入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)			合計(円)①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬费等		18,211,250	3,450,207		21,661,457	
(内訳) 3職種	2.5	14,711,250	1,683,570		16,394,820	欠員による減額△288,750円
機能強化職員	1	2,000,000	1,766,637		3,766,637	
介護支援専門員 (法人加配)			0		0	
物件費	-	1,500,000			1,500,000	
法人補填	-			363,248	363,248	
その他	-	0	83,823	0	83,823	
介護報酬(再委託料)			83,823		83,823	
					0	
歳入合計		18,211,250	3,534,030	363,248	22,108,528	

歳 出						
科目	職員配置	決算額(円)			合計(円)①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		9,331,652	6,137,135	0	15,468,787	
(内訳) 3職種	2.5	8,075,653	3,516,595		11,592,248	
機能強化職員	1	1,255,999	2,620,540		3,876,539	
介護支援専門員等 (法人加配)			0		0	
その他 事務職等 (法人加配)				0	0	
物件費	-	6,639,741			6,639,741	
旅費	-	0			0	
需用費	-	925,148			925,148	
消耗品費	-	318,301			318,301	
燃料費	-	318,391			318,391	
食糧費	-	0			0	
印刷製本費	-	17,490			17,490	
光熱水費	-	247,966			247,966	
修繕費	-	23,000			23,000	
被服費	-	0			0	
役務費	-	263,293			263,293	
通信運搬費	-	240,153			240,153	
手数料	-	0			0	
火災保険料	-	23,140			23,140	
広報費	-	0			0	
委託料	-	83,823			83,823	
業務委託料	-	83,823			83,823	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	0			0	
使用料及び賃借料	-	4,433,044			4,433,044	
会議費支出	-	0			0	
賃借料支出	-	1,424,100			1,424,100	
車両費	-	3,008,944			3,008,944	
備品購入費	-	915,350			915,350	
負担金、補助及び交付金	-	19,083			19,083	
研修研究費	-	2,948			2,948	
諸会費	-	16,135			16,135	
公課費	-	0			0	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	0			0	
雑支出	-	0			0	
歳出合計		15,971,393	6,137,135	0	22,108,528	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
歳入総合計	22,108,528	歳出総合計	22,108,528

上記に相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

所在地 京都府亀岡市下矢田町君塚8番地

法人名 医療法人 睦会

代表者名 理事長 西本 雅彦

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書

亀岡市 (中部地域包括支援センター)

歳 入						
科目	職員配置 (人)	決算額 (円)			合計 (円) ①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬費等		19,828,758	7,980,483		27,809,241	
(内訳) 3職種	5	16,976,758	4,063,338		21,040,096	職員配置による増額3,728,200円 848,558円
機能強化職員	1	2,000,000	3,026,604		5,026,604	
介護支援専門員 (法人加配)	2		890,541		890,541	
物件費	-	852,000			852,000	
法人補填	-			67,017	67,017	
その他	-	0	983,742	6,000	989,742	
介護報酬 (再委託料)			983,742		983,742	
住宅改修事業				6,000	6,000	
歳入合計		19,828,758	8,964,225	73,017	28,866,000	

歳 出						
科目	職員配置	決算額 (円)			合計 (円) ①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		14,412,435	7,755,479	2,036,003	24,203,917	
(内訳) 3職種	5	13,340,166	2,639,689		15,979,855	
機能強化職員	1	1,072,269	2,525,948		3,598,217	
介護支援専門員等 (法人加配)	1		2,589,842		2,589,842	
その他 事務職等 (法人加配)	1			2,036,003	2,036,003	
物件費	-	4,662,083			4,662,083	
旅費	-	4,600			4,600	
需用費	-	1,282,977			1,282,977	
消耗品費	-	851,595			851,595	
燃料費	-	148,823			148,823	
食糧費	-	0			0	
印刷製本費	-	80,000			80,000	
光熱水費	-	196,795			196,795	
修繕費	-	0			0	
被服費	-	5,764			5,764	
役務費	-	839,668			839,668	
通信運搬費	-	572,171			572,171	
手数料	-	83,915			83,915	
火災保険料	-	180,108			180,108	
広報費	-	3,474			3,474	
委託料	-	764,192			764,192	
業務委託料	-	743,427			743,427	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	20,765			20,765	
使用料及び賃借料	-	1,052,787			1,052,787	
会議費支出	-	0			0	
賃借料支出	-	977,107			977,107	
車両費	-	75,680			75,680	
備品購入費	-	629,475			629,475	
負担金、補助及び交付金	-	74,284			74,284	
研修研究費	-	73,915			73,915	
諸会費	-	369			369	
公課費	-	14,100			14,100	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	0			0	
雑支出	-	0			0	
歳出合計		19,074,518	7,755,479	2,036,003	28,866,000	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額 (円)	科目	決算額 (円)
歳入総合計	28,866,000	歳出総合計	28,866,000

上記に相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

所在地 京都府亀岡市余部町樋又6-1-1

法人名 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会

代表者名 会長 木村 好孝

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書

亀岡市（西部地域包括支援センター）

歳 入						
科目	職員配置（人）	決算額（円）				摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計（円）①+②+③	
委託料・報酬費等		17,000,000	3,828,660		20,828,660	
（内訳） 3職種	2.5	15,000,000	2,800,649		17,800,649	
機能強化職員	1	2,000,000	466,182		2,466,182	
介護支援専門員 （法人加配）	0.5		561,829		561,829	
物件費	-				0	
法人補填	-			549,822	549,822	
その他	-	0	104,868	154,040	258,908	
介護報酬（再委託料）			104,868		104,868	
住宅改修支援費				4,000		
居宅より繰入金				100,000	100,000	居宅より繰入金
雑収入				50,040	50,040	利息、体験学習、物価高騰支援金等
歳入合計		17,000,000	3,933,528	703,862	21,637,390	

歳 出						
科目	職員配置	決算額（円）				備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計（円）①+②+③	
人件費		13,324,782	5,327,468	540,000	19,192,250	
（内訳） 3職種	2.5	11,740,137	2,806,987		14,547,124	
機能強化職員	1	1,584,645	60,885		1,645,530	
介護支援専門員等 （法人加配）	0.5		2,459,596		2,459,596	
その他 事務職等 （法人加配）	1			540,000	540,000	
物件費	-	2,445,140			2,445,140	
旅費	-				0	
需用費	-	684,933			684,933	
消耗品費	-	327,939			327,939	
燃料費	-				0	
食糧費	-				0	
印刷製本費	-	13,626			13,626	
光熱水費	-	288,052			288,052	
修繕費	-	55,316			55,316	
被服費	-				0	
役務費	-	369,238			369,238	
通信運搬費	-	289,656			289,656	
手数料	-	14,685			14,685	
火災保険	-	64,897			64,897	
広報費	-				0	
委託料	-	220,184			220,184	
業務委託料	-	122,706			122,706	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	97,478			97,478	
使用料及び賃借料	-	825,970			825,970	
会議費支出	-	4,611			4,611	
賃借料支出	-	437,782			437,782	
車両費	-	383,577			383,577	
備品購入費	-				0	
負担金、補助及び交付金	-	74,930			74,930	
研修研究費	-	33,420			33,420	
諸会費	-	41,510			41,510	
公課費	-				0	
消費税等支出	-				0	
減価償却費	-	203,125			203,125	
雑支出	-	66,760			66,760	
歳出合計		15,769,922	5,327,468	540,000	21,637,390	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額（円）	科目	決算額（円）
歳入総合計	21,637,390	歳出総合計	21,637,390

上記に相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

所在地 京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉12

法人名 社会福祉法人 友愛会

代表者名 理事長 前淵 功

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書

亀岡市 (川東地域包括支援センター)

歳 入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)				摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計(円)①+②+③	
委託料・報酬費等		17,000,000	6,058,377		23,058,377	
(内訳) 3職種	2.5	15,000,000	4,788,641		19,788,641	
機能強化職員	1	2,000,000	1,269,736		3,269,736	
介護支援専門員 (法人加配)	2		0		0	
物件費	-				0	
法人補填	-				0	
その他	-	0	150,579	0	150,579	
介護報酬(再委託料)			150,579		150,579	
					0	
歳入合計		17,000,000	6,208,956	0	23,208,956	

歳 出						
科目	職員配置	決算額(円)				備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計(円)①+②+③	
人件費		10,357,856	9,518,573	1,224,817	21,101,246	
(内訳) 3職種	2.5	4,702,660	5,817,996		10,520,656	
機能強化職員	1	5,655,196	744,420		6,399,616	
介護支援専門員等 (法人加配)	2		2,956,157		2,956,157	
その他 事務職等 (法人加配)	2			1,224,817	1,224,817	
物件費	-	2,107,710			2,107,710	
旅費	-	500			500	
需用費	-	304,955			304,955	
消耗品費	-	56,742			56,742	
燃料費	-	106,963			106,963	
印刷製本費	-	17,782			17,782	
保健衛生費	-	26,541			26,541	
光熱水費	-	50,000			50,000	
修繕費	-	0			0	
福利厚生費	-	46,927			46,927	
役員費	-	377,498			377,498	
通信運搬費	-	155,219			155,219	
手数料	-	140,520			140,520	
火災保険料	-	73,030			73,030	
広報費	-	8,729			8,729	
委託料	-	298,759			298,759	
業務委託料	-	125,706			125,706	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	173,053			173,053	
使用料及び賃借料	-	296,128			296,128	
賃借料支出	-	0			0	
車両費	-	296,128			296,128	
備品購入費	-	1,727			1,727	
負担金、補助及び交付金	-	109,974			109,974	
研修研究費	-	3,370			3,370	
保守料	-	65,104			65,104	
諸会費	-	41,500			41,500	
公課費	-	0			0	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	376,169			376,169	
返済支出	-	342,000			342,000	ファイナンス・リース債務の返済支出
雑支出	-	0			0	
歳出合計		12,465,566	9,518,573	1,224,817	23,208,956	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
歳入総合計	23,208,956	歳出総合計	23,208,956

上記に相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

所在地 京都府亀岡市河原林町河原尻中垣内39-1

法人名 社会福祉法人 利生会

代表者名 理事長 細川美津子

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書

亀岡市 (篠地域包括支援センター)

歳 入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)				摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計(円)①+②+③	
委託料・報酬費等		19,659,000	6,905,052		26,564,052	
(内訳) 3職種	3	18,000,000	5,642,211		23,642,211	
機能強化職員	1	1,659,000	1,262,841		2,921,841	欠員による減額341,000円
介護支援専門員(法人加配)			0		0	
物件費	-	0			0	
法人補填	-			44,000	44,000	
その他	-	0	399,174	0	399,174	
介護報酬(再委託料)			399,174		399,174	
					0	
歳入合計		19,659,000	7,304,226	44,000	27,007,226	

歳 出						
科目	職員配置	決算額(円)				備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計(円)①+②+③	
人件費		12,283,958	7,466,107	0	19,750,065	
(内訳) 3職種	3	12,066,594	4,966,422		17,033,016	法定福利費+退職共済含む
機能強化職員	1	217,364	2,499,685		2,717,049	法定福利費+退職共済含む
介護支援専門員等(法人加配)			0		0	
その他 事務職等(法人加配)				0	0	
物件費	-	7,257,161			7,257,161	
旅費	-	15,000			15,000	
需用費	-	2,951,723			2,951,723	
消耗品費	-	881,070			881,070	
燃料費	-	931,365			931,365	車両燃料+灯油
食糧費	-	241,000			241,000	職員給食費
印刷製本費	-				0	
光熱水費	-	521,534			521,534	
修繕費	-	350,000			350,000	子機追加、LAN+電話配線更新工事
被服費	-	26,754			26,754	
役務費	-	1,412,233			1,412,233	
通信運搬費	-	750,983			750,983	
手数料	-	374,036			374,036	
火災保険料	-	126,558			126,558	
広報費	-	160,656			160,656	
委託料	-	762,559			762,559	
業務委託料	-	320,946			320,946	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	441,613			441,613	
使用料及び賃借料	-	1,513,410			1,513,410	
会議費支出	-	0			0	
賃借料支出	-	831,556			831,556	
車両費	-	681,854			681,854	
備品購入費	-	128,000			128,000	机+椅子追加・更新
負担金、補助及び交付金	-	161,750			161,750	
研修研究費	-	102,750			102,750	
諸会費	-	59,000			59,000	
公課費	-	0			0	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	95,810			95,810	
雑支出	-	216,676			216,676	
歳出合計		19,541,119	7,466,107	0	27,007,226	

総合計

歳入			歳出		
科目	決算額(円)		科目	決算額(円)	
歳入総合計	27,007,226		歳出総合計	27,007,226	

上記に相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

所在地 京都府亀岡市篠町篠下中筋4 5 番地 1

法人名 社会福祉法人 倣 襄 会

代表者名 理事長 井 内 邦 典

令和4年度 亀岡市地域包括支援センター業務決算書

亀岡市 (つつじヶ丘地域包括支援センター)

歳 入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)				摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計(円)①+②+③	
委託料・報酬費等		20,836,600	5,167,230		26,003,830	
(内訳) 3職種	3	18,000,000	3,647,928		21,647,928	
機能強化職員	2	1,336,600	1,519,302		2,855,902	配置基準不足による減額663,400円
介護支援専門員 (法人加配)			0		0	
物件費	-	1,500,000			1,500,000	
法人補填	-				0	
その他	-	0	547,509	102,766	650,275	
介護報酬(再委託料)			547,509		547,509	
補助金				102,766	102,766	物価高騰対策給付58,000 看護学生実習謝金44,766
歳入合計		20,836,600	5,714,739	102,766	26,654,105	

歳 出						
科目	職員配置	決算額(円)				備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	合計(円)①+②+③	
人件費		13,239,054	5,711,297	0	18,950,351	
(内訳) 3職種	3	12,164,747	5,091,818		17,256,565	
機能強化職員	2	1,074,307	619,479		1,693,786	
介護支援専門員等 (法人加配)			0		0	
その他 事務職等 (法人加配)				0	0	
物件費	-	7,703,754			7,703,754	
旅費	-	1,327			1,327	
需用費	-	496,120			496,120	
消耗品費	-	197,676			197,676	
燃料費	-	82,138			82,138	
食糧費	-				0	
印刷製本費	-				0	
光熱水費	-	207,846			207,846	
修繕費	-				0	
被服費	-	8,460			8,460	
役務費	-	346,536			346,536	
通信運搬費	-	303,991			303,991	
手数料	-				0	
火災保険料	-	41,293			41,293	
広報費	-	1,252			1,252	
委託料	-	462,891			462,891	
業務委託料	-	462,891			462,891	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-				0	
使用料及び賃借料	-	1,746,454			1,746,454	
会議費支出	-				0	
賃借料支出	-	1,746,454			1,746,454	リース料493,000
車両費	-				0	
備品購入費	-				0	
負担金、補助及び交付金	-	70,909			70,909	
研修研究費	-	30,909			30,909	
諸会費	-	40,000			40,000	
公課費	-	4,000			4,000	
消費税等支出	-				0	
減価償却費	-	576,592			576,592	
雑支出	-	3,998,925			3,998,925	
歳出合計		20,942,808	5,711,297	0	26,654,105	

総合計					
歳入			歳出		
科目	決算額(円)		科目	決算額(円)	
歳入総合計	26,654,105		歳出総合計	26,654,105	

上記に相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

所在地 京都府京都市西京区山田中吉見町11の2

法人名 医療法人 清仁会

代表者名 理事長 清水 史記

令和5年度

**亀岡市地域包括支援センター
業務予算書**

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター業務予算書

亀岡市（亀岡地域包括支援センター）

歳 入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)			合計(円)①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬費等		20,000,000	12,003,898		32,003,898	
(内訳) 3職種	3	18,000,000	4,295,747		22,295,747	
機能強化職員	1	2,000,000	3,255,103		5,255,103	
介護支援専門員 (法人加配)	4		4,453,048		4,453,048	常勤兼務3名 非常勤1名
物件費	-				0	
法人補填	-			3,722,244	3,722,244	
その他	-	0	1,859,719	80,000	1,939,719	
介護報酬(再委託料)			1,859,719		1,859,719	
実習生受け入れ				58,000	58,000	カタリナ28,000 中部30,000
住宅改修関連				22,000	22,000	
歳入合計		20,000,000	13,863,617	3,802,244	37,665,861	

歳 出						
科目	職員配置	決算額(円)			合計(円)①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		10,582,030	20,810,831	1,300,000	32,692,861	
(内訳) 3職種	3	9,965,933	9,051,971		19,017,904	
機能強化職員	1	616,097	4,123,114		4,739,211	
介護支援専門員等 (法人加配)	4		7,635,746		7,635,746	常勤兼務3名 非常勤1名
その他 事務職等 (法人加配)	1			1,300,000	1,300,000	常勤兼務1名(事務)
物件費	-	4,973,000			4,973,000	
旅費	-				0	
需用費	-	548,000			548,000	
消耗品費	-	0			0	
燃料費	-	45,000			45,000	ガソリン代
食糧費	-				0	
印刷製本費	-	200,000			200,000	事務用品等
高熱水費	-	130,000			130,000	水道、電気等
被服費	-	173,000			173,000	ユニフォーム代
役員費	-	450,000			450,000	
通信運搬費	-	400,000			400,000	電話、郵便等
手数料	-	10,000			10,000	
火災保険料	-	30,000			30,000	賠償保険
広報費	-	10,000			10,000	
委託料	-	2,100,000			2,100,000	
業務委託料	-	1,500,000			1,500,000	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	600,000			600,000	機器、ソフトウェアの保守料等
使用料及び賃借料	-	1,240,000			1,240,000	
会議費支出	-	200,000			200,000	福利厚生費
賃借料支出	-	880,000			880,000	器機賃借料、家賃、地代
車両費	-	160,000			160,000	リース代
備品購入費	-				0	
負担金、補助及び交付金	-	90,000			90,000	
研修研究費	-	80,000			80,000	研究図書、講習会研修会費用等
諸会費	-	10,000			10,000	
消費税等支出	-	145,000			145,000	
減価償却費	-	400,000			400,000	
雑支出	-				0	
歳出合計		15,555,030	20,810,831	1,300,000	37,665,861	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
歳入総合計	37,665,861	歳出総合計	37,665,861

上記に相違ないことを証明します。

令和5年4月1日

所在地 京都府亀岡市古世町三丁目21番1号

法人名 医療法人亀岡病院

代表者名 理事長 福島達夫

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター業務予算書

亀岡市（南部地域包括支援センター）

歳入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)			合計(円)①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬費等		18,500,000	3,832,920		22,332,920	
(内訳) 3職種		15,000,000	1,916,460		16,916,460	
機能強化職員		2,000,000	1,916,460		3,916,460	
介護支援専門員 (法人加配)			0		0	
物件費	-	1,500,000			1,500,000	
法人補填	-				0	
その他	-	0	54,756	0	54,756	
介護報酬(再委託料)			54,756		54,756	
					0	
歳入合計		18,500,000	3,887,676	0	22,387,676	

歳出						
科目	職員配置	決算額(円)			合計(円)①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		10,923,900	5,976,100	0	16,900,000	
(内訳) 3職種		9,789,900	3,610,100		13,400,000	
機能強化職員		1,134,000	2,366,000		3,500,000	
介護支援専門員等 (法人加配)			0		0	
その他 事務職等 (法人加配)				0	0	
物件費	-	5,487,676			5,487,676	
旅費	-	0			0	
需用費	-	1,500,000			1,500,000	
消耗品費	-	550,000			550,000	
燃料費	-	400,000			400,000	
食糧費	-	0			0	
印刷製本費	-	200,000			200,000	
高熱水費	-	300,000			300,000	
修繕費	-	50,000			50,000	
被服費	-	0			0	
役務費	-	430,000			430,000	
通信運搬費	-	400,000			400,000	
手数料	-	20,000			20,000	
火災保険料	-	0			0	
広報費	-	10,000			10,000	
委託料	-	54,756			54,756	
業務委託料	-	54,756			54,756	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	0			0	
使用料及び賃借料	-	3,002,920			3,002,920	
会議費支出	-	50,000			50,000	
賃借料支出	-	1,500,000			1,500,000	
車両費	-	1,452,920			1,452,920	
備品購入費	-	300,000			300,000	
負担金、補助及び交付金	-	200,000			200,000	
研修研究費	-	150,000			150,000	
諸会費	-	50,000			50,000	
公課費	-	0			0	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	0			0	
雑支出	-	0			0	
歳出合計		16,411,576	5,976,100	0	22,387,676	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
歳入総合計	22,387,676	歳出総合計	22,387,676

上記に相違ないことを証明します。

令和5年4月1日

所在地 京都府亀岡市下矢田町君塚8番地

法人名 医療法人 睦会

代表者名 理事長 西本 雅彦

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター業務予算書

亀岡市（中部地域包括支援センター）

歳 入						
科目	職員配置（人）	決算額（円）			合計（円）①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬費等		20,852,000	7,587,000		28,439,000	
（内訳） 3職種	3	18,000,000	4,184,169		22,184,169	
機能強化職員	1	2,000,000	3,402,831		5,402,831	
介護支援専門員 （法人加配）	1		0		0	
物件費	-	852,000			852,000	
法人補填	-				0	
その他	-	0	987,000	6,000	993,000	
介護報酬（再委託料）			987,000		987,000	
住宅改修事業				6,000	6,000	
歳入合計		20,852,000	8,574,000	6,000	29,432,000	

歳 出						
科目	職員配置	決算額（円）			合計（円）①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		16,217,950	5,732,050	2,982,000	24,932,000	
（内訳） 3職種	3	15,174,950	3,275,050		18,450,000	
機能強化職員	1	1,043,000	2,457,000		3,500,000	
介護支援専門員等 （法人加配）			0		0	
その他 事務職等 （法人加配）	1			2,982,000	2,982,000	
物件費	-	4,500,000			4,500,000	
旅費	-	50,000			50,000	
需用費	-	1,172,000			1,172,000	
消耗品費	-	606,000			606,000	
燃料費	-	168,000			168,000	
食糧費	-	0			0	
印刷製本費	-	110,000			110,000	
高熱水費	-	228,000			228,000	
修繕費	-	50,000			50,000	
被服費	-	10,000			10,000	
役務費	-	818,000			818,000	
通信運搬費	-	577,000			577,000	
手数料	-	75,000			75,000	
火災保険料	-	161,000			161,000	
広報費	-	5,000			5,000	
委託料	-	792,000			792,000	
業務委託料	-	768,000			768,000	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	24,000			24,000	
使用料及び賃借料	-	1,307,000			1,307,000	
会議費支出	-	3,000			3,000	
賃借料支出	-	1,116,000			1,116,000	
車両費	-	188,000			188,000	
備品購入費	-	0			0	
負担金、補助及び交付金	-	331,000			331,000	
研修研究費	-	330,000			330,000	
諸会費	-	1,000			1,000	
公課費	-	10,000			10,000	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	0			0	
雑支出	-	20,000			20,000	
歳出合計		20,717,950	5,732,050	2,982,000	29,432,000	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額（円）	科目	決算額（円）
歳入総合計	29,432,000	歳出総合計	29,432,000

上記に相違ないことを証明します。

令和5年4月1日

所在地

京都府亀岡市余部町樋又6-1-1

法人名

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会

代表者名

会長 木村 好孝

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター業務予算書

亀岡市（川東地域包括支援センター）

歳 入					
科目	職員配置（人）	決算額（円）			概要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他	
委託料・報酬費等		17,000,000	6,200,000		23,200,000
（内訳） 3職種	3	15,000,000	4,875,000		19,875,000
機能強化職員	1	2,000,000	1,325,000		3,325,000
介護支援専門員 （法人加配）	1		0		0
物件費	-				0
法人補填	-				0
その他	-	0	54,756	0	54,756
介護報酬（再委託料）			54,756		54,756
					0
歳入合計		17,000,000	6,254,756	0	23,254,756

歳 出						
科目	職員配置	決算額（円）			備考	
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		合計（円）①+②+③
人件費		9,587,638	10,854,362	1,432,000	21,874,000	
（内訳） 3職種	2.5	4,459,306	5,483,314		9,942,620	
機能強化職員	1	5,128,332	721,048		5,849,380	
介護支援専門員等 （法人加配）	1		4,650,000		4,650,000	
その他 事務職等 （法人加配）	2			1,432,000	1,432,000	
物件費	-	1,380,756			1,380,756	
旅費	-	0			0	
需用費	-	664,448			664,448	
消耗品費	-	214,448			214,448	
燃料費	-	0			0	
福利厚生費	-	80,000			80,000	
印刷製本費	-	20,000			20,000	
高熱水費	-	250,000			250,000	
修繕費	-	70,000			70,000	
保健衛生費	-	30,000			30,000	
役務費	-	268,000			268,000	
通信運搬費	-	150,000			150,000	
手数料	-	45,000			45,000	
火災保険料	-	73,000			73,000	
広報費	-	0			0	
委託料	-	163,308			163,308	
業務委託料	-	43,308			43,308	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	120,000			120,000	
使用料及び賃借料	-	250,000			250,000	
会議費支出	-	0			0	
賃借料支出	-	0			0	
車両費	-	250,000			250,000	
備品購入費	-	0			0	
負担金、補助及び交付金	-	15,000			15,000	
研修研究費	-	10,000			10,000	
諸会費	-	5,000			5,000	
公課費	-	5,000			5,000	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	0			0	
雑支出	-	15,000			15,000	
歳出合計		10,968,394	10,854,362	1,432,000	23,254,756	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額（円）	科目	決算額（円）
歳入総合計	23,254,756	歳出総合計	23,254,756

上記に相違ないことを証明します。

令和5年4月1日

所在地 京都府亀岡市河原林町河原尻中垣内39-1

法人名 社会福祉法人 利生会

代表者名 理事長 細川美津子

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター業務予算書

亀岡市 (篠地域包括支援センター)

歳 入						
科目	職員配置(人)	予算額(円)			合計(円)①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬費等		20,000,000	7,853,400		27,853,400	
(内訳) 3職種	3	18,000,000	5,037,450		23,037,450	
機能強化職員	1	2,000,000	2,815,950		4,815,950	
介護支援専門員 (法人加配)			0		0	
物件費	-	0			0	
法人補填	-			167,716	167,716	
その他	-	0	383,796	0	383,796	
介護報酬(再委託料)			383,796		383,796	
					0	
歳入合計		20,000,000	8,237,196	167,716	28,404,912	

歳 出						
科目	職員配置	予算額(円)			合計(円)①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		12,907,300	8,892,700	0	21,800,000	
(内訳) 3職種	3	12,587,300	5,212,700		17,800,000	法定福利費+退職共済含む
機能強化職員	1	320,000	3,680,000		4,000,000	法定福利費+退職共済含む
介護支援専門員等 (法人加配)			0		0	
その他 事務職等 (法人加配)				0	0	
物件費	-	6,604,912			6,604,912	
旅費	-	15,000			15,000	
需用費	-	2,170,000			2,170,000	
消耗品費	-	500,000			500,000	
燃料費	-	500,000			500,000	車両燃料+灯油
食糧費	-	550,000			550,000	職員給食費
印刷製本費	-	0			0	
高熱水費	-	500,000			500,000	
修繕費	-	100,000			100,000	
被服費	-	20,000			20,000	
役務費	-	1,449,000			1,449,000	
通信運搬費	-	680,000			680,000	
手数料	-	400,000			400,000	
火災保険料	-	169,000			169,000	
広報費	-	200,000			200,000	
委託料	-	1,099,236			1,099,236	
業務委託料	-	299,236			299,236	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	800,000			800,000	
使用料及び賃借料	-	1,300,000			1,300,000	
会議費支出	-	0			0	
賃借料支出	-	700,000			700,000	
車両費	-	600,000			600,000	
備品購入費	-	50,000			50,000	
負担金、補助及び交付金	-	210,000			210,000	
研修研究費	-	150,000			150,000	
諸会費	-	60,000			60,000	
公課費	-	0			0	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	95,000			95,000	
雑支出	-	216,676			216,676	
歳出合計		19,512,212	8,892,700	0	28,404,912	

総合計

歳入		歳出	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
歳入総合計	28,404,912	歳出総合計	28,404,912

上記に相違ないことを証明します。

令和5年4月1日

所在地 京都府亀岡市篠町篠下中筋45番地1

法人名 社会福祉法人 倣 襄 会

代表者名 理事長 井 内 邦 典

令和5年度 亀岡市地域包括支援センター業務予算書

亀岡市（つづけ丘地域包括支援センター）

歳 入						
科目	職員配置(人)	決算額(円)			合計(円)①+②+③	摘要
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
委託料・報酬費等		21,500,000	5,521,230		27,021,230	
(内訳) 3職種	3	18,000,000	3,330,990		21,330,990	
機能強化職員	2	2,000,000	2,190,240		4,190,240	
介護支援専門員(法人加配)					0	
物件費	-	1,500,000			1,500,000	
法人補填	-				0	
その他	-	0	457,630	0	457,630	
介護報酬(再委託料)			457,630		457,630	
					0	
歳入合計		21,500,000	5,978,860	0	27,478,860	

歳 出						
科目	職員配置	決算額(円)			合計(円)①+②+③	備考
		①包括的支援業務	②指定介護予防支援業務	③その他		
人件費		15,085,340	6,324,660	0	21,410,000	
(内訳) 3職種	3	14,136,700	5,513,300		19,650,000	
機能強化職員	2	948,640	811,360		1,760,000	
介護支援専門員等(法人加配)			0		0	
その他 事務職等(法人加配)					0	
物件費	-	6,068,860			6,068,860	
旅費	-	3,000			3,000	
需用費	-	495,000			495,000	
消耗品費	-	200,000			200,000	
燃料費	-	85,000			85,000	
食糧費	-	0			0	
印刷製本費	-	0			0	
高熱水費	-	200,000			200,000	
修繕費	-	0			0	
被服費	-	10,000			10,000	
役務費	-	347,000			347,000	
通信運搬費	-	300,000			300,000	
手数料	-	0			0	
火災保険料	-	45,000			45,000	
広報費	-	2,000			2,000	
委託料	-	433,080			433,080	
業務委託料	-	433,080			433,080	指定介護予防支援業務委託料
その他委託料	-	0			0	
使用料及び賃借料	-	1,500,000			1,500,000	
会議費支出	-	0			0	
賃借料支出	-	1,500,000			1,500,000	
車両費	-	0			0	
備品購入費	-	0			0	
負担金、補助及び交付金	-	70,000			70,000	
研修研究費	-	30,000			30,000	
諸会費	-	40,000			40,000	
公課費	-	4,000			4,000	
消費税等支出	-	0			0	
減価償却費	-	600,000			600,000	
雑支出	-	2,616,780			2,616,780	
歳出合計		21,154,200	6,324,660	0	27,478,860	

総計

歳入		歳出	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
歳入総合計	27,478,860	歳出総合計	27,478,860

上記に相違ないことを証明します。

令和5年4月1日

所在地 京都府京都市西京区山田中吉見町11の2

法人名 医療法人 清仁会

代表者名 理事長 清水 史記